

山梨市文化財調査報告書 第15集

# 三ヶ所遺跡(第3次調査地点)

— 市道小原東東後屋敷線改良に伴う発掘調査報告書 —

2012年3月

山 梨 市  
山梨市教育委員会  
財山梨文化財研究所

# 三ヶ所遺跡(第3次調査地点)

— 市道小原東東後屋敷線改良に伴う発掘調査報告書 —

2012年3月

山 梨 市  
山梨市教育委員会  
(財)山梨文化財研究所

## 序

本書は、市道小原東東後屋敷線改良工事に伴って行われた三ヶ所遺跡発掘調査のうち、平成22年7月3日から平成22年9月30日まで行われた3次調査の成果をまとめた報告書です。

市道小原東東後屋敷線の一部は、山梨県指定史跡連方屋敷の前面を通り、国宝の仏殿で著名な清白寺の参道と交差して東西に走る道路で、かつては窟八幡神社の神幸が行われていたと伝えられています。

今回は、連方屋敷南西隅付近と清白寺南東の大きく2つに分かれる地区についての調査が行われ、連方屋敷南側に近接する箇所の地下の状況が確認されたほか、平安時代の掘立柱建物跡5棟をはじめ、竪穴住居跡、条里地割を反映する旧道路側溝など多くの遺構や遺物が検出されました。

中でも、桁行5間、梁間3間の規模を持つ掘立柱建物が2棟同規模で検出されたことや、「塩毛」「本(奉カ)」と刻書された土器が発見されたことは、神社との関連を示す可能性があり注目に値するものです。遺跡の性格はもちろん、市域の平安時代の信仰や荘園などの状況を考える上で欠くことのできない貴重な資料の発見となりました。

最後になりますが、調査に尽力いただいた(財)山梨文化財研究所の皆様をはじめ関係各位に心から感謝申し上げ、序といたします。

平成24年3月

山梨市教育委員会

教育長 丸山森人

## 例　　言

- 1 本書は山梨県山梨市三ヶ所地内に所在する三ヶ所遺跡（第3次）の発掘調査報告書である。
- 2 発掘調査は市道小原東東後屋敷改良工事に伴い、山梨市より委託を受けて財團法人　山梨文化財研究所が実施した。
- 3 発掘調査は山梨市教育委員会の試掘調査を受け、本調査を平成22年7月5日から9月30日、整理作業を平成23年10月27日から平成24年3月9日に実施した。
- 4 本書第5章第2節については山岸常人氏（京都大学）のご厚意で原稿を御執筆いただいた。また第4章第1節はパリノ・サーヴェイ株式会社（担当　高橋敦）、その他の執筆および編集は鶴原功一（財）山梨文化財研究所　考古第2研究室）が行った。
- 5 発掘調査および整理作業において、一部作業・分析内容を以下の機関に依頼した。

基準点・空中写真撮影・全体図作成業務	テクノプランニング株式会社
金属製品・木製品保存処理	（財）山梨文化財研究所　保存修復研究室
炭化種実・炭化材樹種同定・年代測定	パリノ・サーヴェイ株式会社
- 6 本書に関わる出土遺物・記録図面・写真類は山梨市教育委員会が保管している。
- 7 発掘調査から報告書作成に至るまで、以下の諸機関・諸氏より御指導・御協力を賜った。ここに記して感謝申し上げる次第である（順不同・敬称略）。

山梨市教育委員会・山梨市役所建設課・三澤達也・兩宮弘聰（山梨市教育委員会）・山岸常人（京都大学）・鍵生衛（國學院大學）・八巻与志夫（山梨県歴史文化財センター）・宮澤公雄・平野修・望月秀和・河西学・畠大介・鈴木稔・中山千恵（山梨文化財研究所）・室伏徹（駿遊堂遺跡博物館）・山路恭之助・望月和幸・内田裕一・山下孝司・種垣自由・三枝哲雄（三枝興業）・森谷忠・柴田直樹（テクノプランニング株式会社）・千葉博俊（パリノ・サーヴェイ株式会社）・株式会社アクティオ・山梨日日新聞社・山梨県考古学協会・杉田純（杉田広告制作室）・鈴岡潤（後屋敷公民館館長）・中野高久・土屋健作（共和開発株式会社）
- 8 参考文献は各節末に記載した。

## 凡　　例

- 1 遺跡全体図におけるX・Y数値は、平面直角座標第8系（原点：北緯36度00分00秒）、東経（138度30分00秒）に基づく座標数値である（世界測地系数値）。各遺構平面図中の北を示す方位はすべて座標北で、真北の方向角は-0°07'19''である。
- 2 遺構および遺物の縮尺は原則として次のとおりである。

竪穴住居跡・掘立柱建物跡	1 : 60
竪	1 : 30
土坑・ピット	1 : 40
全体図	任意
土器類・石器類	1 : 3
土製品・金属製品	1 : 2
- 3 竪穴住居平面図における破線は、床面の硬化面、焼土範囲、床下掘り方を示す。
- 4 土器断面図中の黒塗りは須恵器、ドット網掛けは陶磁器を表す。
- 5 平面図における遺物ドットの種別は以下のとおりである。

●土器類	○繩文土器	▲須恵器	□土製品	△石器	■陶磁器	★炭化物
◇粘土	◆骨	○金属製品				
- 6 土層説明における土色表示は農林水産省水産技術会議事務局監修『新版 標準土色帖』を使用した。
- 7 平面図における遺物番号は、遺物図版・遺物観察表と一致する。
- 8 本書で用いた地図は、図1-国土地理院発行1/200,000地勢図、図2-1/25,000地形図、図15-は山梨市役所発行の都市計画基本図（1/2,500）、図16-明治24年（明治41年補測）地形図「七里村」「八幡村」（1/20,000）を使用した。

## 本文目次

第1章 経過	1
第1節 調査の経過	1
第2節 発掘作業の経過	3
第3節 整理等作業の経過	4
第2章 遺跡の位置と環境	6
第1節 地理的環境	6
第2節 歴史的環境	6
第3章 調査の方法と成果	10
第1節 調査の方法	10
第2節 暗序	10
第3節 遺構	11
第4節 遺物	18
第4章 理化学的分析	24
第1節 三ヶ所遺跡3号集石の年代と炭化材同定	24
第5章 総括	28
第1節 調査の成果と課題	28
第2節 三ヶ所遺跡(3次)の掘立柱建物遺構の解釈	32
第3節 御幸道と杵宮	36
第4節 刻書土器「塩毛」と焼塙土器	40
報告書抄録	
奥付	

## 挿図目次

図1 三ヶ所遺跡の位置	2	図10 1号・3号建物平面図(山岸私案)	33
図2 三ヶ所遺跡と周辺遺跡	2	図11 1号・3号建物平面図	33
図3 三ヶ所遺跡東区試掘坑配置図	5	図12 1号・3号建物の復原案	34
図4 三ヶ所遺跡周辺遺跡分布図	7	図13 抜鉢大明神社專玉殿復原案	35
図5 三ヶ所遺跡東区の遺構配置	12	図14 平成20年度調査区5号掘立柱建物平面の山岸私案	
図6 連方屋敷跡と2・3次調査地点	29		35
図7 三ヶ所遺跡の掘立柱建物(第1次)	30	図15 産八幡神社の御幸道と関連地点	38
図8 三ヶ所遺跡の掘立柱建物(第3次)	31	図16 明治24年地形図	38
図9 三ヶ所遺跡の平安時代遺構配置図	32		

## 写真目次

写真1 炭化材	27	写真3 天神社	39
写真2 木宮神社	39	写真4 産八幡神社	39

## 表目次

表1 ピット一覧	13	表5 金属性製品観察表	23
表2 土器・陶磁器・木器観察表	22	表6 遺跡出土遺物量	23
表3 石器観察表	23	表7 放射性炭素年代測定結果および曆年較正結果	25
表4 土製品観察表	23	表8 樹種同定結果	25

## 図版目次

第1図 調査区の位置	42	第17図 4・5号掘立柱建物	60
第2図 調査区の等高線図	43	第18図 1~4号土坑	61
第3図 西1・2区	44	第19図 1号集石	62
第4図 西3区	45	第20図 1号集石	63
第5図 西4区	46	第21図 2・3号集石、1号配石	64
第6図 西5・6区	47	第22図 1号井戸	65
第7図 西7区	48	第23図 1・2号溝	66
第8図 西区全体図	49・50	第24図 4~7号溝	67
第9図 東区全体図	51・52	第25図 10~12号溝	68
第10図 1・2号堅穴	53	第26図 9号溝、特異石	69
第11図 2・3号堅穴	54	第27図 1・2号堅穴 遺物	70
第12図 3号堅穴	55	第28図 3号堅穴 遺物	71
第13図 1・3号掘立柱建物	56	第29図 3号堅穴、1・2号掘立柱建物 遺物	72
第14図 1・3号掘立柱建物	57	第30図 3号掘立柱建物、71・77号ピット、 1・5・9号溝、1号井戸 遺物	73
第15図 1・3号掘立柱建物	58		
第16図 2号掘立柱建物	59	第31図 遺構外 遺物	74

## 写真図版目次

図版1 1 西区合成俯瞰 2 東区合成俯瞰		図版9 1 1号堅穴遺物出土状況	
図版2 1 西区俯瞰、東を望む		2 1号堅穴焼土検出状況	
2 東区俯瞰、西を望む		3 1号堅穴炭化材	
図版3 1 本調査前状況		4 2号堅穴遺物出土状況	
2 東区文線地点表土剥ぎ		5 2号堅穴完掘状況 6 2号堅穴掘り方	
3 西区調査前 4 西区剥土剥ぎ		7 2号堅穴柱穴内鍵板石	
5 西区調査風景 6 西1区調査風景		8 3号堅穴調査風景	
7 西1区完掘状況 8 西1区完掘状況		図版10 1 3号堅穴遺物出土状況	
図版4 1・2 西1区完掘状況		2 3号堅穴窓遺物出土状況	
3 西1区1号溝 4 西1区1号溝断面		3 3号堅穴支脚石 4 3号堅穴完掘状況	
5 1号溝と3号土坑の重複 6 1号土坑		5 3号堅穴遺物「塗毛」 6 3号堅穴掘り方	
7 2号溝断面 8 2号溝完掘		7 1号掘立柱痕確認 8 2号掘立柱痕確認	
図版5 1・2 西2区完掘状況		図版11 1 2号掘立柱穴半截状況(14号ピット)	
3 西2区1号溝内集石		2 3号掘立完掘状況	
4 西2区調査風景 5 西3区完掘状況		3 1・3号掘立付近調査風景	
6 西3区跡状遺構 7・8 西4区完掘状況		4 1~4号掘立完掘状況 5 見学会風景	
図版6 1 4号溝断面 2~4 西4区と遡方屋敷跡		6 1号掘立完掘状況 7 3号掘立完掘状況	
5 西5区調査風景 6 西5区完掘状況		8 2号掘立完掘状況	
7 西5区1号配石		図版12 1 4号掘立完掘状況 2 5号掘立完掘状況	
8 西5区1号配石積状況		3 2号集石上層 4 2号集石半截	
図版7 1 西5区1号溝完掘状況		5 2号集石下層 6 3号集石上層	
2 西6区完掘状況 3 西6区4号土坑		7 3号集石下層 8 東区完掘状況	
4 西6区1号集石上層 5 西6区1号集石		図版13 1 第1・3次調査区合成俯瞰	
6 西6区1号集石調査風景		2 第2・3次調査区合成俯瞰	
7 西6区1号集石 8 西6区1号集石断面		3 1~4号掘立完掘状況	
図版8 1 西6区1号井戸上層		図版14 1~3号堅穴 遺物	
2 西6区1号井戸完掘状況		図版15 3号堅穴 遺物	
3 西6区1号井戸石積状況		図版16 3号堅穴、1~3号掘立、71・77号ピット、 1号溝 遺物	
4 西6区と遡方屋敷跡 5 西7区完掘状況		図版17 1・5・8・9号溝、1号井戸、遺構外 遺物	
6・7 神奥石 8 神奥石地点完掘状況			

# 第1章 経過

## 第1節 調査の経過

山梨市では山梨市八日市場と市道後屋敷線を結ぶ計画路線（市道小原東東後屋敷線）予定地内において、平成20年度、21年度に県史跡遠方屋敷跡南側と清白寺南側所在の三ヶ所遺跡の発掘調査を実施してきた。調査が済んだ第1・2次調査地点では、既に道路工事が完了しているが、最終年度にあたる平成22年度は未調査地点において第3次調査として発掘調査を実施することになった。

市道小原東東後屋敷線は、この地内に従前より存在する狭い農道、市道を拡幅するようにして計画され、国宝清白寺を擁しながら観光バス等の大型車両が進入できない道路事情の改善、また山梨市中心部と東側、甲州市方面との交通の便の向上、JR東山梨駅周辺の活性化等がこの事業に期待されている。

道路予定地は、清白寺参道の東から県史跡遠方屋敷跡の南西に至る、長さ約550mの範囲である。この一帯は三ヶ所遺跡として周知されており、中世土豪屋敷とみられる遠方屋敷跡とその東側に所在する国宝仏殿で有名な清白寺を含む、直径約500mの広大な範囲に及ぶ古代・中世の複合遺跡である。

平成20・21年度の第1・2次調査に関しては調査報告書が刊行済みであるが、ここで概要を整理しておきたい。

〈第1次調査〉 平成20年7月26日～10月31日、清白寺参道入り口の前後140mの間の1640mを調査。整理は平成21年8月～平成22年1月に実施。9世紀後半の掘立柱建物跡5棟、10世紀前半の堅穴住居4軒を検出したほか、15～16世紀代の条里溝、中世の馬の糞葬墓、火葬墓、近世の墓坑、清白寺参道に関わる石造物台座、水溜め等を調査した。注目すべき遺物として1号堅穴出土の墨書き土器「東大」、仏鉢形土器片があり、遺構としては掘立柱建物群のうち5号掘立柱が柱穴配置から仏堂関連遺構ではないかと想定された。

〈第2次調査〉 平成21年12月21日～平成22年3月25日、遠方屋敷跡南面および南東にあたる地点の1251mを調査。整理作業は平成22年10月～平成23年3月に実施した。近世以降の掘立柱建物2棟、道路状遺構と考えられる一部平行した溝があり、1次調査で検出した条里溝との関連性が指摘されている。

今回の第3次調査は、第1次調査の東側の続きと遠方屋敷跡南側中央から南西にかけての地点で、平成22年2月23日～3月15日に山梨市教育委員会が実施した試掘調査の結果をもとに、山梨市が（財）山梨文化財研究所に業務委託を行うこととなり、平成22年7月2日契約し、下記の内容で本調査を実施した。工期等は以下のとおりである。

工 期 平成22年7月3日～平成23年1月20日（現場作業は平成22年9月30日まで）

事 業 名 地域活力基盤創造交付金事業

委託業務名 小原東東後屋敷線改良に伴う埋蔵文化財発掘調査（その3）業務委託

本調査にあたっては、山梨市教育委員会作成の仕様書に基づき、山梨市役所建設課、山梨市教育委員会との協議、打ち合わせを随時行いながら山梨市教育委員会の監督のもと、調査を進めた。仕様書によれば、調査にあたっては作業段階ごとに監督員による段階確認を受ける。段階確認は、表土掘削前の発掘調査面積、表土掘削完了後の表土厚、包含層掘削完了後の包含層厚、包含層掘削完了後の遺構面積で、各段階を監督員が確認したうえで次の作業に移行する。

整理作業については、第3次発掘調査の予算内で出土遺物の水洗、注記、接合までの基礎的整理を行い、平成23年度の整理業務では、図面作成以降、報告書刊行までの作業を実施することとなった。山梨市と山梨文化財研究所との契約は平成22年10月26日、工期等は以下のとおり。

工 期 平成23年10月27日～平成24年3月9日

事 業 名 社会資本整備総合交付金事業

委託業務名 小原東東後屋敷線改良に伴う埋蔵文化財出土品整理・報告書作成（その3）業務委託

作業は山梨市教育委員会の監督のもと、山梨文化財研究所内において実施した。



図1 三ヶ所遺跡の位置



図2 三ヶ所遺跡と周辺遺跡

## 【参考文献】

山梨市・山梨市教育委員会・(財)山梨文化財研究所 2010『三ヶ所遺跡』 山梨市文化財調査報告書 第12集  
2011『三ヶ所遺跡(第2次調査地点)』 山梨市文化財調査報告書 第13集

## 第2節 発掘作業の経過

調査では清白寺南東の地区を「東区」、遠方屋敷跡南西の地区を「西区」と称し、さらに東区を「本線地点」と「支線地点」に、西区を西側から1~7地点に分けた。それらは調査の際に便宜的に仮称した地点名であり、山梨市の計画時点での名称は東区を①区、西区は遠方屋敷跡西辺を南北に南流する小河川を境として東側を②区、西側を③区としている。したがって地区名称については、以下のように整理しておく。

- ①区 - 東区本線地点・東区支道地点
- ②区 - 西区5~7地点
- ③区 - 西区1~4地点

本稿では、調査にあたって細別した呼称名を用い説明することとする。

発掘調査は平成22年7月5日の器材搬入後、7月20日より9月30日まで約2ヶ月半実施した。まず重機による東区の表土剥ぎから開始した。東区本線地点では廃土を一括して置く場所が確保できなかったことから、東区の調査地点内を細長く南側、北側に2分割し、まず北側の表土剥ぎ、造構確認を行い、廃土を南側に置いた。その後、重機は東区支線地点の表土剥ぎの後、西区へ移動したが、西区でもやはり廃土置き場がないため、東西に長い調査区を1~7地点に分け、西区1・4・5・7地点の順に表土剥ぎを行ながら移動し、廃土を2・3・6地点に仮置きした。その後、それらの調査が終了し次第、廃土を戻しながら2・3・6地点の表土剥ぎを行い、順次調査していった。西区の調査を終えて東区へ戻り、支線地点を調査し、統いて本線地点北側、南側の調査を行い、掘立柱跡物群の調査がほぼ終了した9月26日には約120名が参加して遺跡見学会が行われた。

見学会の後、東区本線地点の南西道際にわずかに残った未調査部分について、溝の続きを調査・確認すべきという指摘を山梨県学術文化財課より受けたため、全体的な調査が終了した時点で、埋め戻しをしつつ新たに表土剥ぎを行い、溝を調査した。また5号掘立の周辺について特に再精査を行い、柱穴列の確認作業を行ったが、新たな柱穴を見つけることはできなかった。なお追加部分に関しては、山梨市との間で予算的な契約変更を行っている。

今回の調査では、西区2・3・6地点、東区支線地点、本線地点北側の調査がほぼ終了した9月7日にラジコンヘリに搭載したカメラで空中写真を撮影し、全体図作成に用いたほか、残りの地点に関しては、1地点ずつ調査終了することにポール撮影を行い、最終的には合成して全体写真とし、図化用写真とした。

なお、上記調査地点のほか、遠方屋敷跡東南に所在する神奥石について、道路工事に伴い移転する必要が生じたため、石の周囲、2m程度を調査し、石の下層についても掘り方の調査をした。調査終了後、廃土の埋め戻しを開始し、9月30日には埋め戻しを終え、現場での調査終了となった。

### 【調査日誌】

平成22年(2010)7月5日(月)晴 器材搬入。調査区確認。

7月20日(火)晴 東区にて重機による表土剥ぎ開始。堅穴、掘立確認し、シートを掛ける。市教委来跡。見学者1名。

7月21日(水)晴 東区支道地点の表土剥ぎ。クローラーダンプにより土砂移動。基準点杭打設。

7月22日(木)晴 事務所設置。重機による東区の表土剥ぎは一日終了し、西へ移動。シートを掛ける。市教委来跡。  
その他2名見学。

7月23日(金)晴 支道地点の造構確認、掘り下げ。

7月26日(月)晴 重機による表土剥ぎ。

7月27日(火)晴 西区1地点を重機により表土剥ぎ。西区基準点設置。  
 7月28日(水)晴 西区1地点擾乱、溝等調査。  
 8月2日(月)晴 西区1地点の水抜き、1号溝掘り下げ。市教委1名来跡。  
 8月3日(火)曇・晴 道構外精査、2号溝掘り下げ。西区4地点着手。  
 8月4日(水)晴 西区1地点ほぼ終了。西区4地点精査。  
 8月5日(木)晴 西区4地点調査。  
 8月6日(金)雨 西区4地点調査。  
 8月9日(月)曇 西区4地点調査。市教委確認立会い。  
 8月10日(火)晴 西区4地点ほぼ完掘。西区5地点調査。  
 8月11日(水)曇 西区7地点ほぼ完掘。重機により西区3地点の表土剥ぎ。西区5地点埋め戻し。市教委確認立会い。  
 8月12日(木)晴・雨 重機により西区7地点埋め戻し。西区3地点区精査。市教委米跡。  
 8月17日(火)晴 西区3地点精査。  
 8月18日(水)晴・曇 西区3地点等掘り下げ。市教委來跡。  
 8月19日(木)晴・雨 西区2地点ほぼ完掘。  
 8月20日(金)晴 西区3地点完掘。西区6地点調査開始。神奥石実測。  
 8月23日(月)晴 西区6地点調査。  
 8月24日(火)晴 西区6地点集石調査。市教委2名米跡。見学者1名。  
 8月25日(水)晴 西区6地点集石調査。ポール撮影。  
 8月26日(木)晴 西区6地点井戸調査。  
 8月27日(金)晴 西区6地点井戸調査。6区の調査はほぼ終了。  
 8月30日(月)晴 東区支道地点内1号堅穴調査。  
 8月31日(火)晴 東区2号堅穴調査。  
 9月2日(木)晴 東区掘立壁面再精査。3号堅穴掘り下げ。神奥石調査、実測。市教委確認立会い。  
 9月3日(金)晴 3号堅穴等調査。  
 9月6日(月)晴 1・2号掘立、3号堅穴調査。市教委來跡。  
 9月7日(火)晴・曇 空搬準備、昼過ぎに空搬実施。その後補足調査、ポール撮影。見学者1名。  
 9月9日(木)晴 重機により西区2・3地点埋め戻し。東区2・3号堅穴掘り方調査。見学者3名。  
 9月10日(金)晴 重機による埋め戻し。東区掘立詳、2号堅穴調査。  
 9月11日(土)晴 重機により東区2地点の埋め戻し。  
 9月13日(月)晴 重機により表土剥ぎ。  
 9月14日(火)晴 東区の一部拡張、精査。  
 9月15日(水)曇・雨 柱穴、ピットを確認。  
 9月17日(金)晴 掘立ピットなど調査。市教委と見学会の打ち合わせ。  
 9月21日(火)晴 柱穴調査。市教委米跡。見学者2名。  
 9月22日(水)晴 掘立周辺の精査。見学会の準備。見学者4名。  
 9月24日(金)晴 補足調査、ポール撮影。区長、市教委來跡。見学者2名。  
 9月26日(日)晴 東区本線地点にて見学会準備、10時より見学会。約120名参加。  
 9月27日(月)曇 ブレハブ撤収。器材運搬。道具の水洗。見学者7名。  
 9月28日(火)曇 片付け。  
 9月29日(水)曇 拡張区調査。重機により調査したのち埋め戻し。  
 9月30日(木)雨 片付け。

#### 【調査参加者名簿】(敬称略)

秋山高之助・長田岩男・小沢正臣・小幡敬一・岸本美苗・深田信一・飯田勝夫・坂本行臣・清水征二  
 醍醐三郎・角田勇雄・長谷川規愛・早川栄蔵・深澤友子・細田真久・横内清次

### 第3節 整理等作業の経過

平成22年度の第3次調査の業務内容として、現場での調査終了後、出土遺物整理（基礎的整理）を行うこ

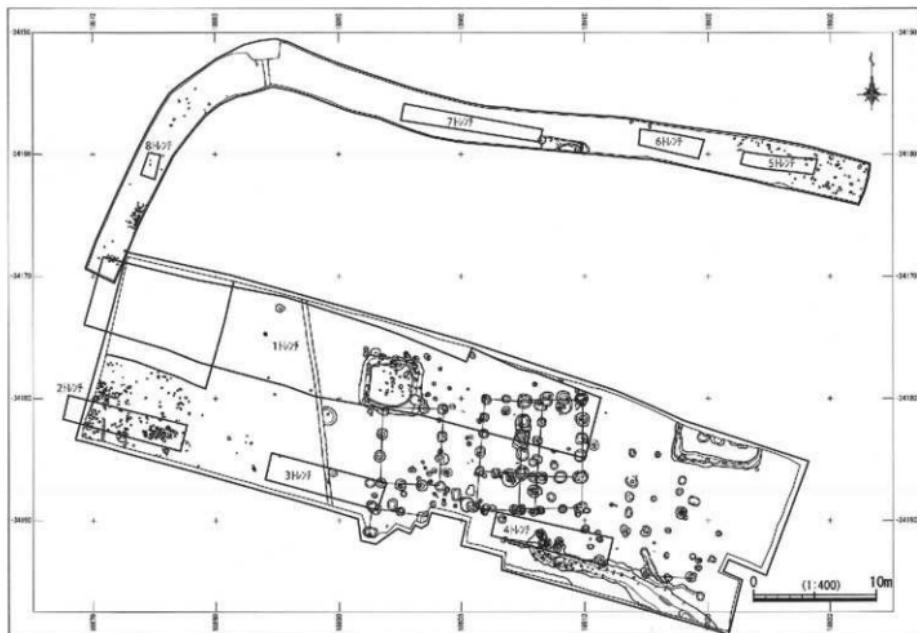


図3 三ヶ所遺跡東区試掘坑配置図

となっていたため、調査終了後の平成22年10月より平成23年1月20日までの間、出土した遺物の洗浄、注記、接合を実施したほか、土壤水洗、一部遺構図、現場測量図の整理作業を行った。

平成23年度は10月27日より、遺物の実測、トレース、遺構図整理、遺物写真撮影、図版作成、遺物観察表作成、原稿執筆、編集、校正作業を実施し、平成24年3月9日までに報告書刊行を行った。

遺物の実測については土器類を1/3等で報告書に掲載するため、2倍図の手描きトレース図で版下を作成した。遺構はラジヘリおよびポール撮影による空撮写真から「遺構くん」により作成した1/100全体図をベースとして、個々の遺構図を切り取り、現場での手取りによる断面図をパソコンに取り込むとともに、「遺構くん」による遺物ドット図を合成して遺構ごとの報告書用図版を作成していく。

3号集石については、屋外炉として使われた時期解明を目的とする年代測定と、燃料材に用いられた樹種について、当時の環境、植生を知る手がかりとするための同定分析をパリノ・サーヴェイ株式会社に委託、実施した。また3号竪穴については、竪内の土壤内にどのような炭化種実が含まれているか、土壤の水洗選別を実施したが、結果的に炭化種実を得ることはできなかった。そのほか出土した金属製品、1号井戸出土の漆椀については、山梨文化財研究所保存修復研究室にて保存処理を実施している。

#### 【整理参加者名簿】（敬称略）

岩崎満佐子・梶原薫・角屋さえ子・川口三和・古郡明・小林典子・齊藤ひろみ・崎田貴子・須田泰美・竜沢みち子・田中真紀美・中川美治・原野ゆかり・林紀子・平賀早苗・藤原五月・柳本千恵子・横田杏子

## 第2章 遺跡の位置と環境

### 第1節 地理的環境

三ヶ所遺跡は山梨県山梨市三ヶ所地内にある。山梨市は甲府盆地の中央、北東寄りに所在し、平成17年の牧丘町、三富村との合併により、東側は甲州市、西側は笛吹市、甲府市に接し、北側は奥秩父山系となって埼玉県、長野県に接している。

遺跡は盆地東部を流れる笛吹川が形成した複合局状地の局端部、緩やかな南東向き平坦地に所在する。笛吹川と支流重川に挟まれた中間に位置し、標高は361～362m。JR中央線の山梨市駅と塙山駅の間にあるJR東山梨駅の東側に県史跡連方屋敷跡と国宝仏殿で知られる清白寺が所在するが、それらを含む東西520m、南北570mの楕円形の範囲が三ヶ所遺跡である。現在、周辺はブドウ・モモなどの果樹を主とする農村地帯に連方屋敷跡、清白寺が立地する歴史的環境をとどめた風景をみることができ、とくに連方屋敷跡の両面には直線道路沿いに町屋の区画が並ぶ「新町」の通りがあり、近世初頭にさかのばる町屋の地割形成がうかがえる。今日、JR東山梨駅周辺は果樹を主とした農村風景に田地や住宅地が広がり、しだいに新興住宅地へと変貌しつつある。現在のように果樹地帯となる以前は水田地帯で、果樹栽培へと転換が図られたのは昭和32年の農業構造改善事業によるとされ、畑の区画に水田の名残を見る。ただし、この一帯は大きな河川からはやや距離があり、東区間に南流する近世初頭とされる五箇村堰開削以前は、水が不足しがちな地域であったといわれる。

### 第2節 歴史的環境

三ヶ所遺跡の所在する大字「三ヶ所」は、江戸時代に西後屋敷村のうちの豊後、新町、木戸の3集落が宝永2年に三ヶ所組となったことに由来する地名とされ、その後、後屋敷村の大字であったが、昭和29年より山梨市の大字となった（角川書店 1984）。本遺跡は、連方屋敷跡周辺が旧集落名でいう「新町」、清白寺周辺が「木戸」に相当する。

遺跡分布図での三ヶ所遺跡は、古代・中世の複合遺跡として周知されてきたが、第1次調査の結果、調査区東側の清白寺周辺で、掘立柱建物群の存在を特徴とする平安時代集落の存在が明らかになった。この集落は9世紀中葉から後半の掘立柱建物群構築のうち、10世紀前半に竪穴住居を主とする一般的な集落に変化しているが、9世紀後半の5号掘立柱は、柱穴配置の規模、構造から通常の掘立柱建物とは異なり、仏堂等の宗教関連施設ではないかと推測されている。その他、縄文前期、諸磯期の土器片が分布することからその頃より人間活動がうかがえ、第2次調査で検出された1号土坑（集石）および第3次調査検出の2基の集石炉は縄文前期の遺構と推測でき、縄文前期での季節的な居住空間としての土地利用のあり方が想定できる。

調査区北側にある連方屋敷跡は1辺120mの半郭方形居館跡で、土壘が良好に遺存している。館主の伝承については安田義定の九世安田孫左衛門尉光泰（連峯入道）が居住したため連峯屋敷と呼ばれたとされるほか、「甲斐國志」では「蔵前衆ノ頭四人」のうち2名が古屋氏で、屋敷地内に当時、古屋氏が居住していたことから、蔵前衆古屋氏一党との関連を推測している。さらに上野晴朗氏は南側に想定される門正面に「新町」の街区が一直線に延びていることから、連方屋敷跡を「蔵前の門所」と推測した。

館跡内では平成6年に住宅建替えに伴う調査が南東隅で行われ、集石遺構に伴って13世紀末～14世紀初の常滑窯や15世紀代とみられる内耳土器（甲斐型鍋）が出土した。その後、平成15年に館跡内の土地 9138m<sup>2</sup>が山梨市に寄附されたことで、史跡整備のための学術調査が平成16年から山梨市教育委員会により実施され、これまでに62本、1300mlのトレンチ調査が行われた。その結果、礎石建物跡2棟が確認され、13世紀前半～後半の高麗青磁梅瓶片、13世紀中頃の龍泉窯青磁の蓮弁碗片が出土したほか、14世紀中～15世紀前半代のか

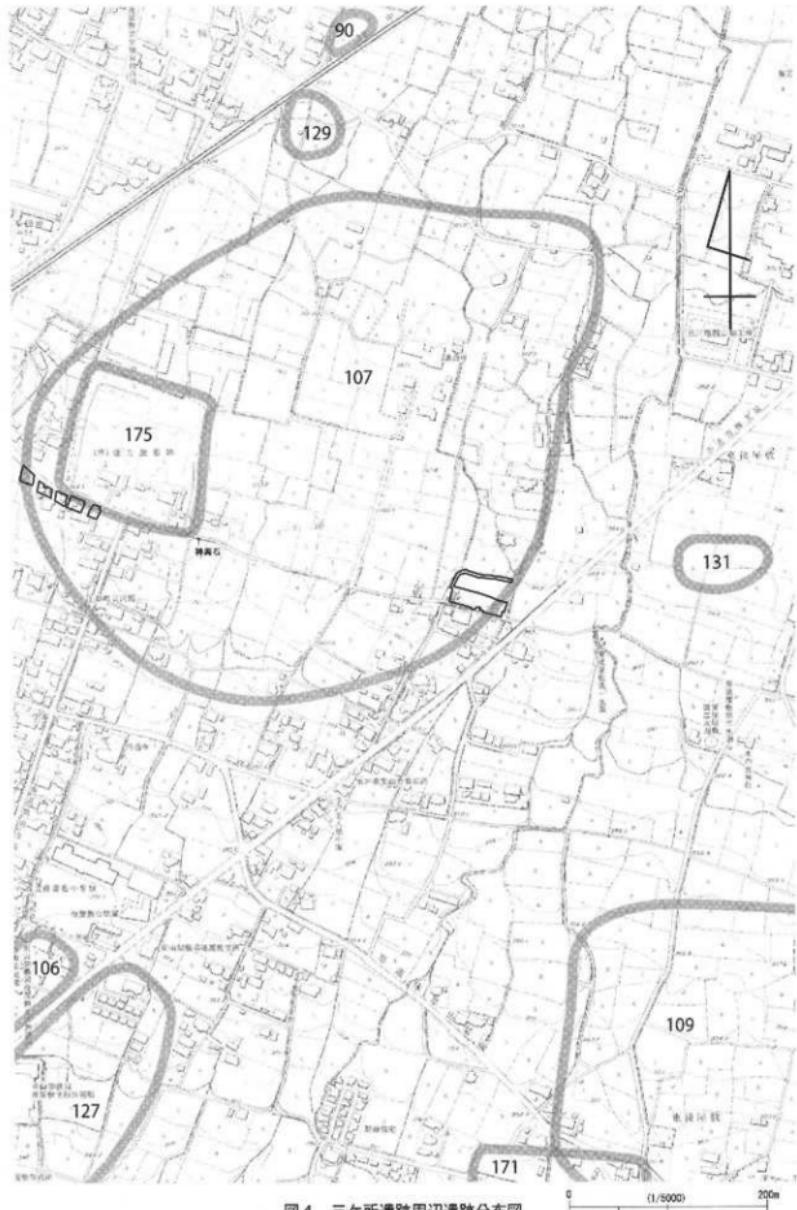


図4 三ヶ所遺跡周辺遺跡分布図

わらけ集中区などが検出された。16世紀の遺物はほとんどないが、その後の陶器類が存在することから、14世紀以前築造、衰退期を含みながらも近世まで存続したことが推測されている。

こうした調査状況を踏まえ、数野雅彦氏は館跡の性格について、甲斐守護武田信武や、その系譜上にある信成、信春、信満といったクラスの守護所ではなかったかと考えた。とくに清白寺が足利尊氏を開基とする伝承をもつこと、信武は足利尊氏の信任が厚かったことなどから可能性が高いと推測している。また「新町」の地割に関しては、近世以降に一般的な短冊形ではなく、正方形に近い例も含まれることから、短冊形が一般化する以前の地割を残していることを指摘した。

清白寺は臨濟宗妙心寺派の寺院で本尊は釈迦如来。伽藍は懇門、鐘楼、仏殿、本堂が南北一直線に並ぶ禅宗形式とされる。国宝仏殿は檜皮葺きの方三間裳階付入母屋造の典型的な禅宗様式建築で、身舎組物の墨書きから応永22年（1415）建立と判明している。創建は正慶2年（1333）あるいは觀応2年（1351）、開山は夢窓疎石との伝承をもつ。仏殿を残して焼失した後、寛永年間に諸堂が再建されたが、天和2年（1682）に再び火災に遭い、貞享年間に再建工事が始まり、享保16年（1731）懇門完成で寺域が整った。仏殿は明治40年に特別建造物（旧国宝）指定、昭和30年に国宝指定を受けた。庫裏は元禄2～6年（1689～1693）建立とみられ、昭和60年の県指定のうち国重文となつた。また元禄年間建立の本堂は市指定文化財。仏殿内には一本造りの平安仏（十一面觀音立像、平安前期）が安置されていることから、寺院開創が平安時代に遡る可能性が指摘されているが、現在地より北二町の「古寺家」が夢窓開山当初の寺地だったという由緒書があり、前身寺院が存在した可能性がある。なお、清白寺と遠方屋敷跡の位置関係が近いことから、清白寺を遠方屋敷跡の館主の菩提寺と推定する説もある。

周辺遺跡としては、日下部遺跡、江ヶ原遺跡、七日子遺跡など学史的にも著名な遺跡が分布している。

日下部遺跡は本遺跡の西方約1kmにある平安時代の集落遺跡で、日下部中学校（現 山梨北中学校）の校舎建設に伴い昭和24年以降調査が行われた平安時代の集落である。5次調査の結果、9世紀後半～10世紀前半の竪穴住居28軒、掘立柱建物跡1棟、溝4本が検出され、「真」・「工」・「南」・「田」・「鑿」・「堀井」などの墨書き土器が出土したほか、腰帶具（巡方、丸柄、釦具）、倉庫の鍵（クルリ鉤）が出土したことから、公的な性格をもつ拠点的集落とみられている。

江ヶ原遺跡は本遺跡の西3.5kmの笛吹川右岸にあり、日下部遺跡とともに昭和25年に調査された。平安時代の竪穴住居3軒、掘立柱建物跡2棟、井戸、大溝などが検出され、溝内からクルミ・モモ・ウメ・オオムギ・コムギ・イネなどの種実が出土した。

七日子遺跡（宮ノ前遺跡）は本遺跡の北約2kmにある。七日子神社の裏手にあり、平安時代、10世紀前半の竪穴住居4軒が検出されたほか、道をはさんだ東側の畑内から布目瓦が採集され、七日子廃寺と仮称されている。戦後間もない頃には礫石らしい石も存在したといわれるが、現在はなく、山梨県埋蔵文化財センターによる試掘調査が行われたが、遺構は確認されていない。したがって寺院の規模、伽藍配置は全く不明である。

遺跡周辺では条里地割が残っているが、三ヶ所遺跡第1次調査際に検出された東西方向の溝もその一部である。山梨市内の条里プランについては山梨市史に詳しく（中山2005）、それによれば笛吹市一宮町・甲州市塙山・山梨市後屋敷をはじめ重川右岸に広く展開する峠東条里と、笛吹川右岸、兄川扇状地の八幡地区を中心広がる八幡条里の2者に大別でき、前者は南北軸が真北から $12^{\circ}$ 東傾し、後者は $24^{\circ}$ 東傾する。峠東条里は一宮浅間神社と清白寺東の道付近を直線的に結ぶ南北ラインを輪線として広がり、熊野神社・菅出天神社（甲州市）、大井保神社（山梨市）などが条里プラン上にあり、今宮遺跡（笛吹市一宮町）、桜井畑遺跡（甲府市）などでの考古学的調査から9世紀前半での施工が考えられるという。一方、八幡条里は塙八幡神社と天神社（山梨市）、熊野神社（甲州市）を結ぶ東西ラインを輪線とし、その成立時期は塙八幡神社、天神社の成立時期から16世紀初頭以前と考えられ、牧庄、安田氏の勢力圏との関わりをもつ中世莊園の条里プランとされる。本遺跡の調査区域にみられる地割については、峠東条里の中心軸線上に位置するとともに八幡条里と峠東条里の接觸地帯にあたり、条里プラン成立を検証するうえでも重要な地域といえるが、第1

次調査検出の中世の東西溝については $25^{\circ}$ 東傾し、八幡条里といえる。

迷方屋敷跡の南面から清山寺参道入口に通じる東西道路は御幸道（神幸道）と呼ばれ、笛吹川右岸に所在する深八幡神社から、その末社、木宮神社（木の宮神社）に至る道とされる。今日、御幸は途絶えているが、連方屋敷跡南東の道沿いに直立した自然石を「神輿石」と呼び、御旅所としての木宮神社への御幸の際に石の上で神輿を休めたといわれ、元亀2年までそうした御幸が行われたと伝えられている。また木宮神社は杵宮とも呼び、深八幡神社と関わりのある創建伝承が伝えられているが、この点については第5章第3節に譲る。

本遺跡西側には青梅街道と秩父街道の合流地点があり、「八日市場」の地名が残る。3と8の付く日に市が開催されたといわれ、「原八日市場」ともいわれる。起源は明らかでないが、天正10年（1582）の徳川氏の安堵状に連方屋敷跡居住の占屋氏あて發給文書があり、古屋氏が八日市場に関する権限を有していたことが判るという。

なお、図4に三ヶ所遺跡第3次調査地点および周辺遺跡分布図を示す。

No.	遺跡名	種別	所在地	時代
90	唐土遺跡	散布地	三ヶ所字唐土	古墳・中世
106	新町東遺跡	散布地	三ヶ所字新町東	绳文
107	三ヶ所遺跡	集落跡	三ヶ所字寺平	平安・中世
109	東後屋敷跡	集落跡	東後屋敷字小屋敷	绳文・奈良・平安
127	原遺跡	散布地	三ヶ所字原	古墳
129	上之割八王子遺跡	散布地	上之割字八王子	平安
131	梨木遺跡	散布地	上之割字梨木	平安
171	武田金吾屋敷跡	城館跡	東後屋敷字小屋敷	中世
175	迷方屋敷跡	城館跡	三ヶ所字蓮方	中世

## 【参考文献】

- 上野晴朗 1972『甲斐武田氏』新人物往来社  
上野晴朗 1983『武田信玄 城と兵法』新人物往来社  
角川书店 1984『角川日本地名大辞典 19 山梨県』  
上野晴朗 1987『日下部・山下部遺跡調査報告書 付 七日子遺跡・江曾原遺跡』山梨市教育委員会  
山梨市教育委員会 2002『山梨市遺跡分布図』  
歴史雅談 2003『迷方屋敷跡』『山梨市史資料編』  
中山誠二 2005『第八章 条里』『山梨市史 史料編 考古・古代・中世』山梨市  
山梨市 2006『清白寺』『山梨市史 文化財・社寺編』  
三澤達也 2007『迷方屋敷跡』『山梨考古』106  
山梨市教育委員会ほか 2010『三ヶ所遺跡』山梨市文化財調査報告書 第12集  
山梨市教育委員会ほか 2011『三ヶ所遺跡（第2次調査地点）』山梨市文化財調査報告書 第13集

## 第3章 調査の方法と成果

### 第1節 調査の方法

山梨市教育委員会による試掘状況を参考にしながら、遺構確認面まで表土剥ぎを行うとともに、国家座標に基づく基準点を6か所に設置した。遺構確認面は鏝縫により精査し、豊穴住居、ピット、土坑、溝などの掘り込みを確認したのち掘り下げた。その際に土層観察用ベルトを設けて断面観察、図化を行うとともに、遺物は原位置を残しながら掘り下げ、出土状況の写真撮影後、光波測量器およびノートパソコンによる図化システム（「遺構くん」）により3次元データを記録して遺物取り上げを行った。掘り上った遺構は、図化用の簡易空撮システム（ポール撮影）のほか個別に写真撮影を行い、調査地点ごとに全体的な図化用ポール撮影を行うとともに、調査区全体がおおむね掘り上がった時点でラジコンヘリに搭載したデジカメにより全体図の図化用空中写真撮影を行った。それをベースとして個別の遺構写真、地点ごとの全体写真を合成し、全体図作成を行った。

豊穴住居跡については、床面での完掘状態のほか、貼り床面除去後の掘り方面を出すことを原則とし、床の断ち割りを行った。掘立柱建物跡については、遺構確認のち數cm全体を下げ、柱痕を探す段掘りを行い、確認した柱痕については確認面での図化のうち、柱穴配置の列に沿って半截し、断面写真撮影、断面図を作成した。その後完掘し、完掘写真を撮影した。また柱穴底面には柱の当たり部分が窪む例があることから、それらの有無の確認、実測を行った。土坑については南面半截を基本として断面観察、図化を行い、完掘した。遺物の取り上げNoについては通し番号とし、取り上げの際に遺構名、床面直上などの情報を入力した。塗については十文字のベルトを設定して掘り下げ、断面観察、図化を行い、炭化物を多く含む土層については土壤サンプリングを行い、炭化種実同定のための試料とした。

### 第2節 層序

東区、西区ともに基本層序は設定しておらず、そのための深掘りも行っていないが、表土層、包含層、疊を多く含んだ黄褐色土地山層を基本とする。

東区では、現況は一面のブドウ畑であるが、ブドウ以前は水田で、北側を南側に盛り土して水田面として造成していることから、旧表土上に盛り土層が堆積する。また遺構確認面には畑として土地利用されていた際の掘削痕が無数に存在し、遺構に関わるピットと、いわゆる搅乱との駁別が難しい状況にある。表土以下の土層堆積状況に関しては、1・2号豊穴の断面で確認でき、2号豊穴では1層-灰黄褐色土（表土層）、3層-暗褐色土（包含層）、地山層-褐色土となる。この地点は畑の中間地点にあたり盛り土面ではなく、また水田利用時の床上面などは確認できていない。

西区の現況は1・2地点がモモ畑、7地点がブドウ畑で、1・2地点付近では旧地形面に厚い盛り土層で宅地造成面を作っているため、遺構確認面までが非常に深いほかは概して浅い。また4～7地点では東西方向の現道路面造成、道路沿線に建っていた民家の基礎、民家周辺での各種掘削や廃棄坑が多数分布するほか、ブドウ棚設置に伴う杭や支柱のためのピットがみられる。なお、西区では調査地点が水路や廃土置き場の関係で細かく分断されたため、同一遺構を別々に調査することとなり、とくに溝についての把握が十分ではなかった。表土からの堆積状況は1・2・11号溝断面が参考になり、例えば1号溝では1層-灰黄褐色土（表土）、2層-黄褐色土（凹整地層または水田床土）、3層-暗褐色土（包含層）、7層-褐色土（地山上層）、8層-黄褐色土層（地山下層）となる。

### 第3節 遺構

#### (1) 各調査地点の概要

検出した遺構は次のとおり。

〈東区〉 竪穴住居跡（竪穴） - 3軒（1～3号竪穴）

掘立柱建物跡（掘立） - 5棟（1～5号掘立）

溝 - 1本（9・8号溝は搅乱溝として除外）

土坑 - 0（竪穴・掘立の柱穴に当初、土坑番号を付けたが、整理段階でピットに変更）

集石 - 2基（2・3号集石）

ピット - 120基（掘立・竪穴の柱穴を含む）

〈西区〉 溝 - 8本

土坑 - 3基

集石 - 1基

配石 - 1基

井戸 - 1基

上記地点のほか、神輿石地点を調査している。

各地点での調査概要は次のとおり。

〈東区本線地点〉 東端の地点で、東側には用水路を挟んでコンビニエンスストアがあり、甲州市塙山方面へ向う道路となっている。西側は五箇村堰を挟んで第1次調査区となり、その先に清白寺参道入り口がある。調査面積867.3m<sup>2</sup>。市教委による試掘調査は東西方向に数本のトレーナーを設定して遺構確認が行われ、竪穴住居、ピットを確認している。ほぼ平坦な地形ではあるが、調査された畑をみると南側の農道ぎわに石垣を積み、北側から南側へと盛り土して平坦面を造成する。1～5号掘立柱建物跡群を中心にして2・3号竪穴が分布し、掘立群の南側には条里地割関連の旧道側溝とみられる9号溝がある。そのほか、縦文前期とみられる集石土坑2基がある。調査区内には用水路（五箇村堰）から宅地の池へ水を引き込むための土管群が横切るほか、耕作痕が多数存在し、遺構としてのピットとの区別を難しくしている。遺構群は中央から東側に多く、西側では礫層面となって遺構はほとんどない状態である。五箇村堰脇の北西隅については、土置き場の関係で重機により表土剥ぎを行なながら、遺構がないことを確認した後、埋め戻した。

〈東区支線地点〉 本線の支道となる道路部分にあたり、本線地点を北側に巻くようにL字状を呈する。本線地点と同一の畑にあたる。調査面積221.5m<sup>2</sup>。市教委によるトレーナーが3本、調査区中央に入れられている。土坑状の落ち込みが多く存在するが、ほとんどがアドウ畑の耕作に伴う搅乱である。また調査区の北壁に沿って等間隔にピットが配列するが、アドウ畑の支線用のピットである。また角にあたる北西隅には堰から水を引き込む土管が埋設されている。堰沿いにあたる西側は礫層露出面となり、搅乱状の落ち込みが多い。

〈西区1・2地点〉 西端の調査区で、コンクリート擁壁により土地を造成し、南側は宅地化され、北側は道に面している。調査面積181.1m<sup>2</sup>。3区に較べると遺構確認面積が1.5m程度低く、段丘状の段差をもち、断面逆台形を呈した東西方向の溝（1・2号溝）が開き気味に2本並ぶ。時期は中世以降とみられ、連方屋敷跡との関連がうかがえる。1号溝にかかるように墓坑状の土坑があるほか、溝内には集石が存在する。

〈西区3地点〉 調査面積134.6m<sup>2</sup>。1・2地点の東隣で北側は道に面し、南側に宅地があるが、もとは道に面して民家の一部となっていた。確認面までは浅く、耕作痕とみられる溝が3本並ぶほか、搅乱坑が各所に分布し、遺構として調査したものは特がない。1・2地点への地形的な落ち込みは確認できず、ほぼ平坦面となる。

〈西区4地点〉 調査面積129.8m<sup>2</sup>。3地点の隣地で、北側は道に面し、もと民家が建っていた場所にあたる。南側には道路建設に伴い南側に移転した新しい家が建つ。調査区内には、もとの民家で使用していた井戸が

図5 三ヶ所遺跡東区の遺構記載

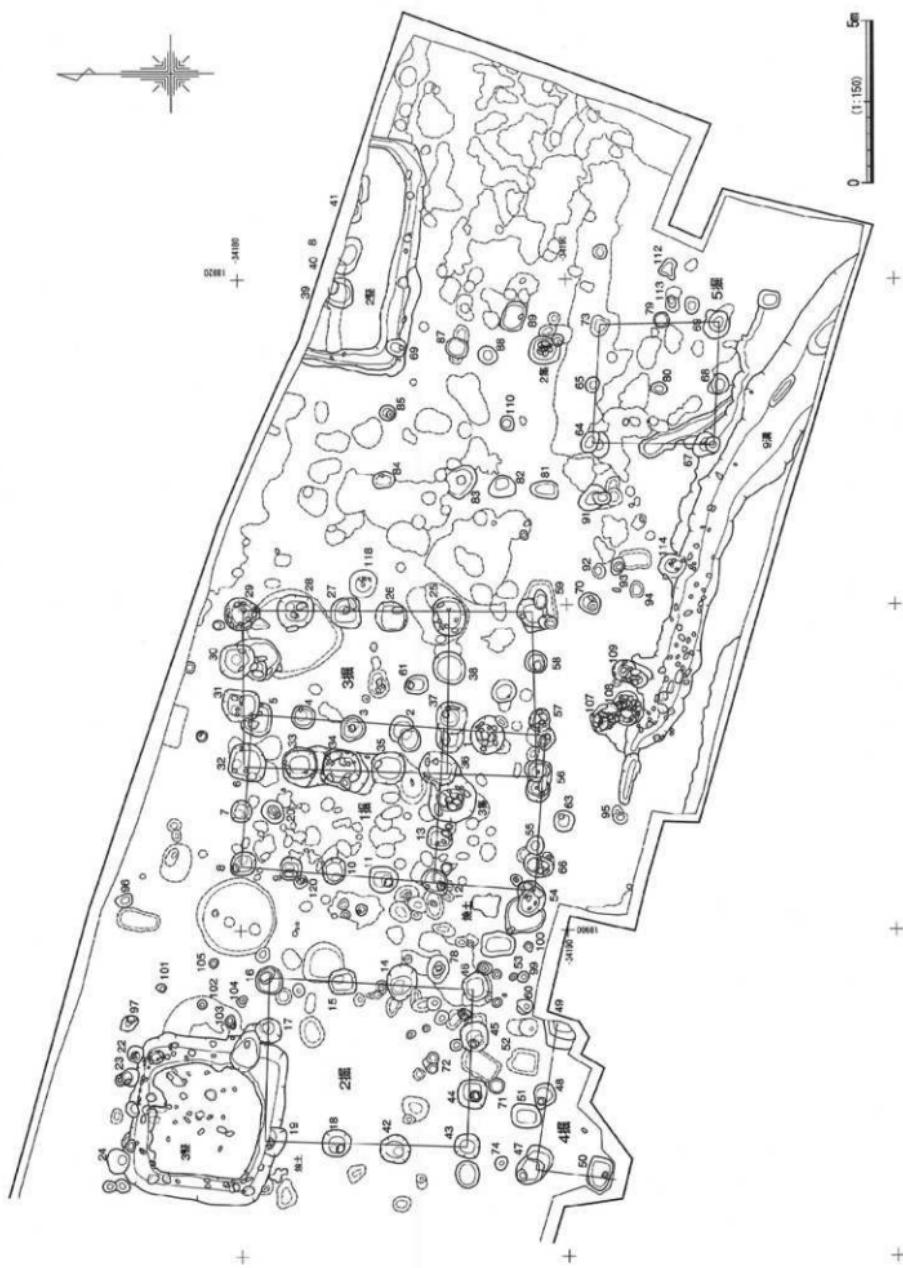


表1 ピット一覧

No.	通風溝横	径cm	深さcm	形状	備考	No.	通風溝横	径cm	深さcm	形状	備考
1	1樋立	84	52	隅丸方		61	70	35	隅丸長方		
2	1樋立	83	38	隅丸方		62	3樋立六	103	19	円	
3	1樋立	80	31	隅丸方		63		63	30	円	
4	1樋立	70	36	隅丸方		64	5樋立	66	51	不整円	
5	1樋立	104	40	隅丸方	鐵板石?	65	5樋立	48	9	円	
6					32と同一、矢番	66	1樋立内	93	43	精円	
7	1樋立	67	45	隅丸方		67	5樋立V	49	72	円	
8	1樋立	75	55	隅丸方		68	5樋立	61	62	円	
9	1樋立	66	49	隅丸方		69	5樋立	84	71	円	
10	1樋立	80	41	円		70		67	45	精円	
11	1樋立	87	40	隅丸方		71		47	18	円	
12	1樋立	78	51	隅丸方		72		34	28	2連円	
13	1樋立	77	48	隅丸方		73	5樋立	59	24	不整	
14	2樋立	106	54	隅丸方		74		43	39	精円	
15	2樋立	85	61	隅丸方		75	1樋立	70	48	不整円	南面底
16	2樋立	83	68	隅丸方		76	1樋立	72	51	円	南面底
17	2樋立	76	35	円		77		52	19	円	
18	2樋立	88	47	隅丸方		78		85	35	精円	
19	2樋立	89	55	隅丸方		79	5樋立	46	19	円	
20	1樋立内	73	35	不整円		80	5樋立内	50	22	精円	
21	3樋立内	74	45	円		81		85	32	不整精円	
22	3樋立	50	51	円		82		82	54	精円	
23	3樋立	56	63	円		83		104	25	精円	
24	3樋立	74	40	不整円		84		68	34	精円	
25	3樋立	119	84	隅丸方		85		51	42	円	
26	3樋立	97	90	隅丸方		86		59	42	精円	
27	3樋立	88	82	隅丸方		87		68	36	精円	
28	3樋立	111	66	隅丸方		88		59	24	円	
29	3樋立	108	77	不整円		89		91	36	精円	
30	3樋立	107	84	隅丸方		90		66	16	精円	
31	3樋立	112	71	隅丸方		91		99	47	不整精円	
32	3樋立	113	68	隅丸方	鐵板石?	92		42	13	不整円	
33	3樋立	105	95	井穴		93		63	24	不整精円	
34	3樋立	136	95	隅丸方		94		52	13	不整精円	
35	3樋立	100	77	隅丸方		95		46	29	精円	
36	3樋立	111	87	隅丸方		96		50	20	不整精円	
37	3樋立	96	85	隅丸方		97		56	57	不整精円	
38	3樋立	98	78	円	5-	98		84	26	円	
39	2堅	92	41	不整円		99		34	30	不整円	
40	2堅	121	41	不整精円		100		25	18	不整円	
41	2堅	149	29	不整		101		31	40	不整円	
42	2樋立	92	42	隅丸方		102		28	11	円	
43	2樋立	77	74	隅丸方		103		31	38	円	
44	2樋立	91	57	隅丸方		104		36	23	不整精円	
45	2樋立	89	43	隅丸方		105		29	7	精円	
46	2樋立	83	90	隅丸方		106		49	18	精円	
47	4樋立	123	53	隅丸方		107		92	17	不整精円	
48	4樋立	69	63	隅丸方		108		104	29	円	
49	4樋立	80	80	隅丸方?		109		68	76	円	
50	4樋立	98	56	隅丸方		110		45	43	円	
51	91	39	隅丸方			111		42	16	円	
52		95	22	隅丸方	擾乱	112		52	17	不整円	
53		100	36	不整精円		113		53	43	不整精円	
54	1樋立	103	41	不整円		114		85	28	不整精円	
55	1渠立	55	34	円		115		34	31	円	
56	3樋立	66	44	不整円	南面底	116		34	36	精円	
57	3樋立	71	36	円	南面底	117		36	36	精円	
58	3樋立	68	35	円	南面底	118		83	34	円	
59	3樋立	87	58	不整円	南面底	119	1樋立	68	38	円	
60		49	28	不整円		120		42	24	円	

2基、近接して並ぶ。昭和58年2月頃まで半屋の家があり、同年9月に再建したとのことで、井戸について水が出てなくなったので掘り直したとのことである。また北東隅を中心に礫の施設が3箇所存在するが、そこはもと駐車場であった。西側には南北方向に新しい家へ水道管を埋設した溝が通る。中世に遡る遺構にはL字状の4号溝と平行する6・7号溝のほか、平安時代の5号溝がある。

(西区5・6地点) 調査面積194.1m<sup>2</sup>。4地点の隣地で、4地点の4・7号溝の延長線にあたる位置に11・12号溝が存在し、条里溝もしくは道路に開通した備溝といえる。また北東隅寄りには1号井戸(近世)があるほか、南西隅には石積みで構築した長方形の池があり、4地点と5・6地点の間に南流する水路に面した水場

となっている。南東には下層に性格不明の大形集石がある。全体としては近世～近現代の民家跡とみられる。《西区7地点》調査面積117.3m<sup>2</sup>。西区東端の地点で、第2次調査の西端に接する部分である。調査区のほぼ全体に不整形の搅乱坑が存在し、遺構確認面下層にまで搅乱が及んでいた。東壁沿いには南北方向に柱穴列があるが、これは第2次調査の際に1・2号掘立柱建物跡として報告されたピット列の続きに相当する。これらは一体的なピット群とみられるが、今回確認されたピット群はブドウ棚に間わるものと判断し、遺構認定をしていない。

《神輿石地点》調査面積2m<sup>2</sup>。遠方屋敷跡南東隅の道沿いに自然石が立つ地点で、御幸の際の神輿が休む場所とされる。道路建設に伴い1次的に右の移動の必要性が生じたため、移動に立会い、石が存在した周辺を精査したが、下部遺構は認められなかった。

## (2) 検出した遺構

《1号竪穴》(第10図、図版9) 東区支線地点、ほぼ中央に位置する。南側の大部分は調査区外に存在し、北壁を中心に竪穴の1/3程度を調査した。東側は搅乱により壁が不明瞭であり、西壁はピットが重複するが良好で、東西3.9mの隅丸方形プランと推定される。主軸方向は南北壁を基準にするとN-7°-E。北壁は明確で、北壁から調査区壁までは1m程度である。覆土は表土直下に旧水田面の床土層があり、床土層を切り込む搅乱が竪穴のほぼ全体を覆う。とくに東半では直径約1.7mの土坑状を呈し、床面下まで深く達している。したがって床面は西側の半分程度がかろうじて残るが、床面の遺存状況は悪く、硬化面はない。床面の一部では長さ10～20cm程度の炭化材が遺存し、焼土範囲の広がりが認められることから、火災住居といえる。竪穴は調査区内ではなく、北壁にはないことから、東竪と推測でき、調査区外に存在するとと思われる。壁は西壁で高さ15cmを測り、周溝はない。遺物は床面が残る西半の北壁寄りに散在し、覆土中より甕片がまとまって出土した。

《2号竪穴》(第10・11図、図版9) 東区本線地点、北東隅に存在する。北半は調査区外に存在し、南北1.5～3m程度を調査した。東西7.2mの大形竪穴で、隅丸方形プランである。主軸方向はN-8°-E。地表下1m程度で床面となり、西壁は35cmとやや高く、東側は20cm程度と低い。床面は硬化面が明瞭で、周囲には幅25～50cm、深さ20～25cm程度の幅広の周溝が全周する。遺物は少ない。竪穴は調査区内ではなく、東・北竪とみられるが、出土土器の時期から8世紀後半の竪穴であることから、北竪の可能性が高い。竪穴内には断面にもみられるように搅乱溝が分布し、一部は床面に及んでいるが、間仕切り溝の可能性もある。調査区北壁に沿って掘り方断面を探ったところ、直線的に並んだピットが4基程度検出され、それらをつなぐような掘り方がローム1の貼り床下に確認された。そのうち39・41号ピットは柱穴と考えられ、4本柱穴のうちの南辺の2本と考えられる。それらは南、東、西竪からそれぞれ2m程度内側に入った位置に存在し、2.5mの間隔で南壁と平行するように存在する。柱穴間の掘り方は布糊り状を呈すと考えられるが、北壁面には版築状の土層堆積が観察された。39号ピットは直径90cm程度のやや方形ぎみの柱穴で、深さは60cm。ピット内北寄りに長さ45cm、厚さ15cm程度の平たい礫を底面に据えている。礫は調査区外にかかるため、全体像を確認できなかつたが、礫板石と考えられる。なお41号ピットは一部を調査したに過ぎないが、礫板石は未確認である。遺物は南竪に近い中央付近のほか、東南付近の窓寄りなど、壁寄りを中心に、床面近くから遺物が出土した。土器は甲斐型壺を中心とする土師器で、8世紀後半代の古手の一群を主としつつ、9世紀代の壺類が混じるほか、磚も出土している。

《3号竪穴》(第11・12図、図版9・10) 東区本線地点の中央やや西寄りに位置し、2号掘立を切るように重複して存在する。東西5m、南北4.6mの隅丸方形プランで、南壁と竪付近に2号掘立の柱穴が重複するほか、北壁に大小5本程度のピットが重複している。主軸方向はN-7°-E。炭化物、焼土が北壁寄りの床面上に分布し、火災住居の可能性もあるが、判然としない。北壁寄りには灰褐色の生粘土が広がり、また焼成粘土塊が数点分布した。当初、北壁寄りの焼土分布範囲を北竪と想定したが竪ではなく、竪は東竪、南東隅

寄りの東塗である。竈は不明瞭ながら11×0.8mの掘り方をもち、煙道は屋外へあまり伸びないタイプである。袖石・天井石は皆無だが、中央壁寄りに高さ24cm程度の支脚石が樹立する。なお、調査の過程で煙道上層には天井石らしき礫が存在した。竈内焼土はごくわずかに残存し、そのほか床面が被熱により焼土化していた。周溝は南側が60~70cmと幅広で、北側は浅く不明瞭で、全削する。竈も周溝の幅の中に収まっている。竈穴構築時に周溝を全周するように掘ったのち、次に竈を構築したのではないかと考えられる。覆土は暗褐色土を主とし、中央付近には礫が分布する。また壁際に三角堆土が形成されている。当初、南北にベルトを設定し、その東側で断面観察を行ったが、断面を見た東半では床面をやや掘り過ぎたため下がっている。床面には中央東寄りに平たい花崗岩の台石が存在した。掘り方は中央を島状に残し、周囲をやや深く掘り下げていて、地山の礫層面が多数露出している。また掘り方面にはいくつかのピット状の落ち込みがある。遺物は竈周辺から竈穴中央付近にかけて散布し、覆土中位から下位にかけて分布する。

〈1号溝〉(第3・23図、図版3~5) 西1・2地点で確認。最初、西1地点内で溝の西半分を調査し、次に廐土を反転して西2地点の東半分を調査した。遺構確認段階では、すぐに溝の存在を捉えられなかつたが、搅乱ピットを掘り進む中で確認した。東西方向の直線的な溝で、主軸はW-22°-N。幅1.2~2.2m、長さ13.5mで、東西壁外に伸びている。溝断面は逆台形で、溝下面是黄色ロームを掘り込み、溝底は幅70~80cmを測る。西1地点では、溝内の中央上層に人頭大の礫が並び、西2地点では集石状の礫が覆土上層にまとまっている。西1地点での礫の並びについてはとくに意図したものではないと思われる。西2地点での集石状の礫については、10~20cm大の礫が溝底から約30cm浮上して、1.5×0.7mの範囲に平たく広がった状態で存在する。礫は表面的で、重なりがなく、遺物も伴っていない。西2地点では6×5.5mの竈穴状の搅乱が重複するため、西1地点よりも上端の幅が短い。溝内の遺物は非常に少なく、中世の鉢皿、土師質土器片がある。

〈2号溝〉(第3・23図、図版3~5) 西1・2地点内、北側の道路沿いに調査区間に平行して東西に走る直線的な溝。14m分調査したが、東西は調査区外に伸びている。1号溝と並び、两者一対で道路側溝となる可能性があるが、2号溝の主軸方向はW-45°-Nで、1号溝とは方向がやや異なり、西側が北に大きく振れている。調査区壁に存在するため、南の溝法面は検出したが、北側の法面は中央付近で一部確認できたほかは調査できなかった。覆土中には黄色ロームの堆積面が2面程度あり、とくに確認面はロームが堆積し、地山と誤認するほどであった。これは水田の床土、あるいは何らかの整地層である。溝底面は平らで、溝断面は逆台形であり、1号溝と形態的に類似する。溝底は70~80cmを測る。遺物はない。

〈4号溝〉(第5・24図、図版5・6) 西4地点にあるL字の溝で、遠方屋敷跡の西側の市道の延長線上にあたる南北溝と、遠方屋敷跡南側の市道と平行する東西溝が調査地点の中央付近で直角に曲がっている。東側、西5地点との間には遠方屋敷跡西辺を流下する用水路が通り、東側一帯の溝の状況は不鮮明で、遺構確認面は礫層面となっている。長さは東西方向7.5m、南北方向6mで、溝の幅は約1m、深さ55~60cmである。溝断面は箱形で、底は平らとなる。覆土は暗褐色土を主とし、とくに南北方向では暗褐色土層が厚く、地山との区別が難しく、不明瞭であった。主軸方向は東西側ではE-15°-S、南北側ではN-18°-Eである。遺物はとくにない。

〈5号溝〉(第5・24図、図版5・6) 西4地点の西壁寄りにある南北方向の溝。中央を近年の水道管とみられる搅乱により分断され、つながりがわかりにくくなっているが、わずかに東方向へ湾曲する8.5m以上の溝で、南端には近年まで使われた民家の井戸跡が重複する。また6・7号溝があるが、5号溝とは別の溝といえる。溝幅は80~90cmで、底は7cm程度と浅い。覆土には平安時代の土師器片が存在する。主軸方向はN-0°-Eである。遠方屋敷跡西隣に開わる道路側溝と思われる。

〈6号溝〉(第5・24図、図版5・6) 西4地点の南側に東西に走る溝で、東側は礫層面となり、自然消滅のようになっている。西側は井戸跡の西側に細くのびて止まり、5号溝と重複するらしい。したがって長さ7.7mの溝で、主軸方向はE-15°-N。溝断面は逆台形で、底面は平らとなり、幅0.5~1mを測る。遺物はとくにない。

《7号溝》(第5・24図、図版5・6) 西4地点南壁に沿う溝状の落ち込みで、北側の立ち上がりを確認しただけなので、確実に溝になるかどうかはわからない。6号溝の脇に平行するように存在し、長さは約5.5mを確認した。東側は6号溝同様に礫層面となる。幅は1m以上で、深さは40~50cm。

《9号溝》(第9・26図) 東区本線地点の南東隅付近にある溝で、長さ18m、幅1~2.2mを測る。断面は皿状で、深さ12cm程度と浅い。わずかに南向きに湾曲していて、主軸方向はW-25°-N。溝は道路側溝とみられるが、南壁際の現道路側にサビ化した硬化面が溝に沿うように東西に広がり、道路面の一部かと思われる。

《10号溝》(第6・25図、図版6) 西5地点内の南北方向の溝状落ち込みで、長さ12m、幅1.2~3.5mを測る。不整形で、深さは20cm程度。11・12号溝と重複する。遺物はとくにない。

《11号溝》(第6・25図、図版6) 西5地点内、中央やや北寄りの溝で、西4地点の4号溝の延長線上にあたり、同一溝とみられる。長さ10m、幅1.2~2.4mで、直線的である。主軸方向はW-15°-N。逆方屋敷跡南面に東西に走る道路側溝と思われる。10号溝と交差し、東端は西6地点の1号戸戸手前で消えている。

《12号溝》(第6・25図、図版6) 西5地点内、南壁寄りにある。中央付近が10号溝と重複し、西端は1号配石と重複する。また東端は10号溝から2m程度で消えている。全体に不明瞭で、溝かどうかやや疑わしい造構である。西4地点の7号溝の延長線上に当たる溝と思われるが、用水路によって断絶しているので、間連性がよくわからなくなっている。また東の延長線上には西6地点の南東隅にあたる位置に1号集石が存在する。遺物はとくにない。

《1号土坑》(第3・18・23図、図版4) 西1地点、1号溝北壁に重複する楕円形の土坑。1.22×1.12m、深さ28cmのほぼ円形の土坑。断面は箱状を呈す。遺物はなく、時代は不明だが、1号溝を切る新しい土坑と思われる。

《2号土坑》(第3・18図) 磚を詰め込んだ1.9×1.7mの穴で、集石として調査したが、コンクリートが交じっていたことから現代の廐棄坑と判明。

《3号土坑》(第3・18・23図、図版4) 1号溝に重複して存在する。1号溝との切り合いは、断面観察によれば1号溝より古い。1.9×1.2mの隅丸長方形で、主軸方向はN-22°-Eと南北に長い。深さは1.04mと深い。覆土上層には磚がまとまって存在しているが、溝の覆土中に相当する。遺物はないが、形態から墓坑と思われる。

《4号土坑》(第6・18図、図版7) 西6地点の南西隅に検出。南端が調査区外にかかるが、1.25×0.8mの長楕円形を呈し、深さ8cmと浅い。周間に焼土、内部に炭化物、灰が薄く堆積する焼土坑である。

《1号集石》(第6・19・20図、図版7) 西6地点の下層より検出。長さ3.2m、幅1.9mの長楕円形の集石で、上面には暗褐色土と褐色土の互層が堆積する。集石周辺は地山面を浅く掘り下げて4.5×2.5m、深さ25cm程度の浅い大きな土坑状の落ち込みを呈している。集石を構成する磚は直径5~15cm程度で、厚さ40cmにわたり積み重ねている。南北方向の断面をみるとV字状の溝状を呈すことから、磚を除去した段階では溝としての掘り方は検出できなかったが、12号溝の延長線上に相当する溝内に磚を集積した造構と推測することができる。

《2号集石》(第21図、図版12) 東区本線地点、東寄りに位置する。上層より近年のものと思われる犬の頭骨が出土しているが、下層の集石とは無関係である。直径1×0.85m、深さ35cm程度の円形土坑で、断面は鍋状。底面からやや浮いた位置に40×50cmの範囲で10~20cm大の平石を円形に組んだ配石を設置し、覆土中には5~10cm大の円磚を詰め込んでいる。円磚の間には炭化粒を多量に含んだ黒色土が存在し、遺物はない。

《3号集石》(第21図、図版12) 東区本線地点の1号掘立14号ピット、3号掘立36号ピットと重複する集石土坑。1.4×1.5m、深さ50cmの円形土坑で、断面は逆台形を呈している。上層には5~15cm大の磚が集積し、覆土中位から底面にかけて20~40cm大の磚が50×70cmの範囲にまとまっている。ただ、通常の集石土坑の配石のように花弁状ではない。覆土には炭化物を多量に含んだ黒色土が存在し、中には形のある炭化材も含まれている。この土坑には1号掘立14号ピットが重なっているが、調査の過程ではピットの形跡を検出する

ことができなかった。ただ覆土中の礫分布が南西に偏在することから、北東寄りにピットが重複したとみられる。出土炭化材については、樹種同定、年代測定を実施し、calBC3.497~calBC3.365（縄文前期末～中期初頭）のオニグルミ、コナラ節と判明した（第4章第1節参照）。

〈1号配石〉（第6・21図、図版6） 西5地点南西隅に存在する方形石積みの池状遺構で、現地表下1.1mで検出。西・南側は調査区外にかかるため、北・東側の石積みが検出された。池状遺構は50cm程度の深さを底面とし、内面底には5~10cm程度の円礫を數く。周辺には30cm大の礫を石垣として3段程度に積み上げ、南北2.1m、東西1m以上の長方形の空間とする。西側の石積みは調査区外にかかるため未確認であるが、西4地点との間には南流する用水路があるため、それに面して作られた水場とすれば、西側の石積みはなかった可能性がある。遺物はなく、時代は不明だが、近世以降、現代に近いものであろう。

〈1号井戸〉（第6・22図、図版8） 6区北東隅近くに存在する。確認面では直径1.9×2mの円形の掘り方をもち、深さは1.4mと浅い。円形掘り方に内に直径1.1mの円形の石組を設けている。石積みは15~40cm大の礫を6~8段程度積み上げ、1.2mの深さの井戸としている。確認面から覆土上層には大小の礫が詰め込まれていて、井戸廃棄の際に上層を礫で覆ったことがわかる。覆土中より磁器碗、漆椀が出土し、陶磁器から18世紀中頃の廃絶と考えられる。

〈1号掘立〉（第9・13~15図、図版11） 東区本線地点中央に位置し、1~13・54~57号ピットが相当する。南北5本、東西4本の南北に長い長方形配置を呈した身舎南側に1面底の4本の柱穴が存在する掘立柱建物跡である。東側にはほぼ1間分重複するように全く同規模の3号掘立柱建物跡が存在するが、1号掘立が先行し、3号掘立が新しい。その根拠として32号ピット断面（第13図B-B'）、36号ピット（第15図）では、1号掘立に伴うはずのピット断面が見えないこと、底部分の56・76号ピットと57・75号ピットの切り合いで56・57号ピットが新しいことから3号掘立が1号掘立よりも新しいといえる。また3号掘立は柱穴が大きく深いが、1号掘立は浅く小振りである。1号掘立は身舎が東西4.7m、南北6m、庇分が3mあり、全体では南北9m、東西4.7~4.8m、主軸方向はN=4°-Eとなる。柱穴間隔は1.5mで、庇分はその倍の3mとなっている。柱穴の掘り方は隅丸方形に近いものが多く、直径70cm程度、深さ40~70cmで、庇分の柱穴はやや浅く、小振りである。調査では造構確認ののち段下げを行い、ほとんどのピットで直径30~40cm程度の柱根、柱痕と思われる土層堆積を確認し、柱穴完掘段階で底面の柱当たり痕と思われる窪みを検出した柱穴がある。柱痕断面を確認できたものは多く、柱根のまわりに黒色土とローム土の混土で版築状に埋め土して衝き固めたらしい状況が観察された。柱穴のうち6号ピットは32号ピット掘り方に重複するため、断面に6号ピットの掘り方が確認されている。なお14号ピットについては、1号ピットと13号ピット間に想定したが、3号集石と36号ピットの掘り方に重複するようにして存在したと考えられるものの、平面・断面観察とともに柱穴の存在を確認できていない。なお、遺物を伴うピットがいくつかあり、平安時代9世紀中～後半の所産とみられる。

〈2号掘立〉（第9・16図、図版11） 東区本線地点、1・3号掘立の西側に位置し、14~19・42~46号ピットの11本が相当する。3号竪穴が北側柱穴の一部を切るために、19号ピットは3号竪穴の南壁に半分のみ存在し、17号ピットと19号ピットの間にるべきピットは失われている。南北4本、東西4本の3間×3間の柱穴配置を示し、南北6.2m、東西4.8mと、南北に長い建物である。柱穴は直径80cmで隅丸方形に近く、深さは40~90cmである。四隅の4本は深いが、中間の2本は浅いものが目立ち、とくに南辺の45号ピットでは深さ40cmと浅くなっている。この建物規模は、1・3号掘立の庇を除いた身舎規模とほぼ同じで、東西間の柱穴間距離は1.5~1.7mと1・3号掘立とほぼ同じだが、南北の柱穴間距離は約2mと長い。

〈3号掘立〉（第9・13~15図、図版11） 東区本線地点中央に位置し、25~38・56~59号ピットが相当する。1号掘立と西辺1間分を重複し、1号掘立と全く同じ柱穴配置、規模で存在する。ただし、主軸方向がわずかに異なり、N=3°-Eである。1号掘立よりも新しく、個々の柱穴は直径、深さともに大きい。また柱穴は隅丸方形に近い形で、掘り方は袋状を呈したものがあるほか、33~35号ピットでは布掘り状に連結した構

造を呈している。身舎は南北 6.3 m、東西 4.8 ~ 4.9 m、庇分は 2.7 m で、全体では 9 × 4.8 m となる。柱穴規模は直径 1 ~ 1.2 m、深さ 80 ~ 90 cm、柱穴間距離は 1.6 ~ 1.7 m。庇の柱穴は身舎に比べ小振りとなっている。柱穴内部に礫が示されているものが多いが、ほとんどは地山露出の礫である。

〈4号掘立〉(第9-17図、図版11) 東区本線地点の南壁寄りに、当初 47-48号ビットの2本が確認されたため、拡張して49・50号ビットの2本を確認、調査した。49号ビットは約半分の調査に留まり、さらに東、南方向へ柱穴列が伸びることが明らかであったが、電柱が立ち、調査区外の現道路にかかるため、それ以上の拡張はできなかった。柱穴列は東西3本で 4.5 m、柱穴間距離は 2.1 ~ 2.2 m。南北は2本で、柱穴間距離は 2 m である。建物方向は不明だが、南北に長い建物と想定すると、主軸方向は N-8°-E で、1 ~ 3・5号掘立がほぼ同じ方向であるのに対し、4号掘立のみ東へ強く向いた形となっている。

〈5号掘立〉(第9-17図、図版11) 東区南東隅、9号溝脇に 67~69号ビットの3本が東西方向に並び、仮に5号掘立とした。9号溝拡張の際に周辺を精査して柱穴の続きを探したが、東西、南方向には関連する柱穴はなかったが、北側には搅乱の溝状遺構があり、その付近に直線的に並ぶビットが6本程度存在する。それらは柱穴列と呼ぶべきものではあるが、そのうちの3本が5号掘立の北辺と考え、また69号ビットの北側のビットを東辺中央のビットと推定すると、東西3本、南北3本の2間×2間の柱穴配置とみることができる。また中央のやや小さなビットも柱穴とすれば、総柱的な柱配置を呈すことになる。ただし、現場では廃土置き場の関係で調査が2分割されたため、ひとつの建物として認識することができなかつた。主軸方向は N-0°-E。東西 3.8 m、柱穴間距離は 1.8 ~ 1.9 m で、柱穴は直径 60 ~ 80 cm、深さ 60 ~ 70 cm、平面形は円形。

〈神奥石〉(第26図、図版8) 調査区外、遠方屋敷跡南東隅の道に面して立つ。高さ 95 cm の花崗岩の自然石で、厚みは 40 ~ 50 cm あり、わずかに南傾している。重機により石を移動したところ、石の全長は 1.22 m で、端部にとくに加工痕はない。下部施設はなく、抜取り痕が確認できただけで、穴を掘って立てただけのようであった。念のため確認面を精査したが、周辺にいくつかの現代の搅乱坑があるのみであった。古絵図には石の位置が示されているが、何度かの移転を経ているらしく、また神奥石は2箇所存在するともいわれる。雀八幡神社から杵宮(木官神社)への御幸は元亀2年までとされ、現在ではそうした渡御が全く途絶えているにも関わらず、今日まで伝承とともに石が残されているのは、やや不思議に思われる。

#### 第4節 遺 物

〈1号竪穴〉(第27図、図版14) 1・2は土師器甲型壺。1は口縁部が厚みのある壺で、外面の縦ハケ調整は弱く、内面には指頭痕が残る。内面口縁部付近にアクリ状の付着物があり、全体に薄く変色している。胎土には雲母が目立つ。2は土師器壺の胴～底部片で、1と同一の可能性がある。底部外面は木葉痕が付き、胴部外面にはスス状の炭化物が付着する。内面の使用痕はほとんど観察できない。3は口縁部にごく弱い返りをもつ壺で、口縁部は胴部と同程度の厚みである。外面および口縁部内面には黄褐色粘土が薄く付着する。内面の横ハケは非常に弱い。4は土師器小形壺で、同一個体とみられる底部片とで復元図を作成した。外面には灰が薄く付着する。また内面は煮沸により赤変し、器面がアバタ状に剥離する。

〈2号竪穴〉(第27図、図版14) 1 ~ 9・11・12は土師器甲型壺。1は体部外面に波状暗文(ヘラ磨き)、内面見込み部・体部内面に放射状暗文をもつ箱状のやや深い壺で、内面見込み部と体部境にも一周ヘラ磨きをする。器壁にはやや厚みがあり、内外面とも全体にツヤがあり、丁寧な作りである。体部外面のヘラ磨きの下には斜削りの砂粒移動痕があり、右上から左下、左上から右下へと細かなヘラ削りで整形したようすがうかがえる。底部外面から体部外面の一部にかけて黒斑がある。2は見込み部に暗文をもつやや開きぎみの壺で、体部外面には水平に近い斜めヘラ削りをもち、底部外面には回転糸引きの後、部分的にヘラ削りを行う。内面の見込み部、体部の境にはヘラ磨きの線がなく、暗文も1に較べると粗い。3はやや赤味のある壺で、器形、調整は2に類似している。外面のヘラ削りは体部下半に収まり、見込み部、体部内面にはやや

粗い放射状暗文をもつ見込み部と体部内面境にはヘラ磨きはない。底部には2・5同様に、回転糸切り後、外縁のみヘラ削りを行い、中央の糸切り痕を残している。1はやや底径の大きな坏で、内面見込み部および体部内面に放射状暗文をもち、底部外面には全面的なヘラ削りの後、磨きを加えている。内面見込み部と体部境にはヘラ磨きの線をもつ。器壁は1よりは薄い。5は体部上半を欠く坏で、底部は完存する。体部内面には粗い暗文をもち、見込み部にもかすかに放射状暗文がある。底部外面は回転糸切りのち、外縁のみドーナツ状に丁寧にヘラ削りを行う。6は底部をほとんど欠く坏で、体部外面上にヘラ削りをもち、内外面とともに暗文はない。7は体部外面上に斜めヘラ削りをもち、底部に糸切りをもつ坏で、底部外面上に外縁にのみヘラ削りを行う。内外面ともに暗文はなく、底径が小さいが、器壁に厚みがある。8は灯明皿として転用された坏で、内面は全面的に黒変し、厚くタール状に付着する。外面上内面ほどではないが黒変し、2箇所にタル状付着物がある。底部外面上も部分的に黒変している。体部外面上には下半に水平に近いヘラ削りを行い、内面には放射状暗文があるが、見込み部については暗文の有無は不明である。底部外面上は全面的にヘラ削りとなる。9は口縁部がわずかに玉締化した坏で、暗文はなく、底部外面上は回転糸切りの後、外縁の一部にヘラ削りを行う。10は皿で、中央に糸切り痕が残り、周囲に手持ちヘラ削りを行う。底部中央の糸切り痕の上に線刻文字「本」があり、「奉」の略字かと思われる。11は受け口状口縁の坏。体部下半に手持ちヘラ削りを行い、暗文はない。12は小振りの坏。13は脚で、レンガ状を呈す。胎土にはやや大粒の長石粒が目立つ。

(3号窓穴) (第28・29図、図版14~16) 1~7は土師器坏。1は器壁がやや厚い坏で、体部内面に放射状暗文をもつ。体部下半に手持ちヘラ削りを行い、底部も全面手持ちヘラ削りとする。底部は特に厚みをもち、内面中央が盛り上がっている。外面上口縁部には薄くススが付着する。2は薄手の坏で、内面には丁寧に放射状暗文を施し、底部は糸切りの後、外縁を手持ちヘラ削りする。3は1・2よりもきつく立ち上がる坏で、体部下半のやや高い位置から手持ちヘラ削りを行い、内面には放射状暗文を施す。底部は2同様に中央に糸切り痕を残し、外縁を手持ちヘラ削りとする。胎土は精選され、緻密である。4はやや器高が低い坏で、技術的には外面上手持ちヘラ削り、内面暗文で、底部は糸切り痕を残して外縁を手持ちヘラ削りする。器壁は薄い。5は細かく割れた破片を図上復元したもので、外面上手持ちヘラ削り、内面暗文をもち、外面上口縁部は薄く黒変する。6は体部上半のみの坏片で、内面にかすかな放射状暗文が残る。7は小形の坏で、内面にやや粗い放射状暗文を施す。8は蓋で、端部の返りは短く、直線的。摘みは頂部がやや平たく、円柱状を呈している。外面上らせん状の暗文をもち、内面は薄くススが付着している。9~14は須恵器。9は小破片による復元品で、灰白色のやや軟質の須恵である。10はやや厚みのある坏で、外面上口縁部は帯状に黒変する。底部は回転糸切りのままである。11はやや軟質の坏で、底径はやや大きく、回転糸切り痕を残す。12は体部を欠く坏底部。灰白色でやや軟質である。13は高台坏で、底部は回転糸切り後、断面方形の高台を付高台とし、回転ナデで調整する。体部下半は回転ヘラ削りとする。14は須恵器蓋。色調は黄味を帯び、やや軟質。外面上半を回転ヘラ削りとする。15は土師器高台坏。体部を欠き、円形の底部のみほぼ完存する。底部は回転糸切りのち回転ヘラ削りにより高台部を削り出し、直径推定9cmの面いっぱいに大きく「塩毛」の文字を線刻する。焼成後の刻畫とみられる。16は円筒土器。胎土、調整は甲斐型甕と同じで、外面上縁ハケ、内面横ハケ調整を行い、内面には輪積み痕の上を指で押された指頭痕が付着する。円筒形の甕か甌の可能性もあるが、とくに被熱、黒変などの使用痕はない。甌の煙道、撲突に用いる土管的な土器であろうか。胎土には雲母・長石粒を多く含んでいる。17は小形ハケメ甌で、口縁部と底部は接合しないが、同一個体と判断して図上復元した。外面上縁ハケ、内面横ハケとし、底部は木葉痕を残す。口縁部は返りが短く、外面上はススにより薄く黒変する。また胴部中央付近に黄色粘土が薄く付着する。18は須恵器突壺蓋で、肩部の断面三角形の突带上に孔が貫通した円柱形の耳をもつ。19・20は焼成粘土塊。19は長さ6.3cmの平たい粘土塊で、表裏面には多数のスサ(甌状)圧痕が付着する。焼成は良好で、胎土は土師器坏に類似する。20もほぼ同じだが、スサ圧痕はやや少なく、焼成はやや軟質。裏面に平坦面をもつ。21~23は焼塙土器の小破片。いずれも色調は外面上が鈍い黄橙色、内面は黄橙色で、厚みも4mm程度と同じことから、同一個体とみられる。内外面は指で整

形した際の指痕が付着し、外側は被熱によりくすんだ色を呈している。ただ、焼塙土器に特有な薄紫の色調はないため、焼塙土器として使用したかどうかは確実ではない。胎土は、肉眼観察によれば県内麻土師器と大差ないように思われる。24は釘状の鉄製品。25は床面出土の台石。表面が全体に磨耗する。

（1号掘立）（第29図、図版16）1は1号ピット出土の須恵器坏部片で、器形から推定して高台坏であろう。やや軟質の須恵器である。2は12号ピット出土の土師器坏。暗文のない薄手小形の甲斐型坏で、底部は全面手持ちヘラ削りとする。

（2号掘立）（第29図、図版16）1は15号ピット出土の須恵器坏で、体部外側の上半が黒変する。焼成はやや軟質。底部は回転糸切りのままである。2は42号ピット出土の小形甲斐型坏で、体部内面、内面見込み部には放射状暗文がある。3は43号ピット出土の須恵器壺片で、内外面回転ナデによる調整を行う。焼成はやや硬質である。4は45号ピット出土の甲斐型土師器皿であるが、坏の口径を広げて高さを低くしたような初源的な形を呈し、定型的な皿が出現する以前の形態とみられる。底部外側は回転ヘラ削りを行い、体部外側にはナデの後横位のヘラ磨きを行う。また内面見込み部には放射状暗文を施すが、体部内面には暗文はない。5は46号ピット出土の内面に放射状暗文をもつ甲斐型坏で、内面体部上側、口縁部付近にタール状の油煙が付着し、口縁部外側も帯状に黒変する。灯明具として用いられたとみられる。6は60号ピット出土の須恵器高坏脚部片で、やや軟質である。

（3号掘立）（第30図、図版16）1は34号ピット出土の内面黒色の大瓶鉢形土器で、外側は体部下半を横位手持ちヘラ削りし、内面は縦位に放射状磨きを加え、黒色処理を行う。胎土による甲斐型か否かの判断は難しいが、色調が黄味を帯び、甲斐型土器とは断定しがたく、信州系の黒色土器の可能性もあるだろう。2は35号ピット出土の甲斐型土師器蓋で、端部返りは非常に短い。外側中央付近には回転ヘラ削りを行い、内外面ともに同心円状暗文を施す。3は36号ピット出土の甲斐型坏で、外側には体部下半に横位の手持ちヘラ削りを行い、また横位のヘラ磨きをやや粗く行う。内面は放射状暗文とし、底部と体部境にもヘラによる暗文を巡らせている。底部は糸切り後に手持ちヘラ削りを外縁のみ行う。4は56号ピット出土の土師器坏で、内外面ナデ、外側体部下半を横位手持ち？ヘラ削りとする。5は37号ピット出土の甲斐型坏で、外側体部下半の底部に近い位置に手持ちヘラ削りを加え、体部内面および見込み部には放射状暗文を施す。体部と底部境には暗文はない。底部にはほぼ全面的に手持ちヘラ削りをする。6は甲斐型坏小片で、外側は手持ちヘラ削りし、内面は放射状暗文を施し、外側には横位に「長」とみられる墨書きがある。

（71号ピット）（第30図、図版16）1は甲斐型皿で、表裏面ともにあばた状の剥離痕が多数みられる。体部外側下半および底部外側には手持ちヘラ削りを行い、体部内面には横位の暗文（磨き）が部分的に残る。

（77号ピット）（第30図、図版16）1は長さ17cmの短冊形打斧で、ほぼ完存する。先端刃部は切削面を再調整したものとみられる。

（1号溝）（第30図、図版16）1は打斧で、先端を欠損する。刃の左側面に刃部が形成されていることから、横刃形石器の可能性がある。2は古瀬戸の灰釉皿で、内面に格子状模様文をもつ鉢皿。底部は糸切りのままで無高台とし、外側体部上半と内面体部に灰釉を施釉する。14世紀中～15世紀後半。鉢皿は県内では珍しい。

（5号溝）（第30図、図版17）1は小形の土師器甲斐型坏。外側を手持ちヘラ削りし、内面を放射状暗文とし、底部は糸切りの後、中央を残して手持ちヘラ削りとする。注目すべきは底部外側に一部体部にかかるようにして焼成後線刻が見られることで、縦横に2～3本の線刻を施している。いわゆる九字を示すものか。2は甲斐型坏で、外側に手持ちヘラ削りし、体部内面に放射状暗文を施すが、底部には回転糸切り後、全体を手持ちヘラ削りとし、やはり焼成後線刻を行っている。「井」あるいは九字を示す形であろう。3は甲斐型高台坏で、高台部は削り出しによる。外側下半を回転ヘラ削りとし、内面は放射状暗文とする。やや軟質で、暗文は薄い。

（9号溝）（第30図、図版17）1は土師器蓋。頂部の摘み周辺を回転ヘラ削りとし、内面には粗い放射状暗文を施す。摘みは頭部が平坦に近い逆台形で、返りはやや短い。2は灰釉皿で、内面には放射状に錐状凹

線があり、灰釉を全面的に施釉し、外面は無釉である。底部は糸切りのち付高台とし、黄色味がある緻密な胎土である。大窯Ⅱ期、16世紀中頃か。

（1号井戸）（第30図、図版17）1は肥前の磁器丸碗で、外面に手毬状の文様を描き、内面は無文である。18世紀中頃。2は肥前の磁器筒碗で、内面中央に文様を描く。3は漆椀で、腐食のため体部片1/3程度を残すのみ。表裏面に朱漆を塗布し、文様は描いていない。

（遺構外）（第31図、図版17）1～4は甲斐型土師器。1は坏で、体部下半および底部を回転ヘラ削りにより調整し、体部内面には粗い放射状暗文を施す。器面は内外面ともアバタ状に荒れている。2は体部が外反ぎみに聞く坏で、体部下半を手持ちヘラ削り、体部内面をやや粗い花弁状暗文とし、底部は全面手持ちヘラ削りとする。3は東区出土の坏で、体部下半を手持ちヘラ削り、内面を暗文とし、底部外面は回転糸切り後、外縁のみ手持ちヘラ削りを行い、「長」の墨書きを記す。4は蓋で、外面摘み周辺に回転ヘラ削りを行い、内外面渦巻状暗文を施文する。内面はススにより薄く黒変する。5は須恵器壺底部で、底部は糸切りの後、断面四角形の付高台とする。外面および内面見込み部には自然釉が付着する。6～8は打斧。6は軟質の粘板岩を用いた打斧で、表面は脆く磨耗している。7も軟質粘板岩による打斧で、劣化による表面剥離が進行している。8はやや硬い粘板岩による打斧で、刃部先端の欠損品である。9は断面二等辺三角形の棒状金銅製品で、青銅の3面全体に薄く金メッキを施す。遺物の名称、用途とともに不明であるが、かなり特殊な遺物とみられる。表採資料で、採集地点が西区4～6区と地点を特定できないが、連方屋敷跡との関連を想定すれば中世の所産か。後考を俟つ。10は東区出土の不明鉄製品。11は土師器皿で、内面に渦巻き状暗文をもつらしいが不鮮明となる。12は須恵器の崩部とみられる破片内面を砥面とした転用碗で、大きさは $6 \times 4\text{ cm}$ と小さく、周辺の破れ口は未調整である。図の裏面は外面だが無文で、叩きなどの整形痕はない。転用硯というよりは砥石に転用した転用硯石であろう。13は打斧で完存する。14は灰釉繰反皿で、内外面とも全面的に灰釉を施釉する。大窯Ⅱ期（1530～1545年頃）と考えられ、16世紀中頃か。





## 第4章 理化学的分析

### 第1節 三ヶ所遺跡3号集石の年代と炭化材同定

高橋 敦（パリノ・サーヴェイ株式会社）

#### はじめに

三ヶ所遺跡（山梨市三ヶ所地内）は、甲府盆地の東部、笛吹川が形成した扇状地の扇尖部付近に位置する。本遺跡は、発掘調査の結果、縄文時代の屋外集石炉や、9～10世紀の堅穴、掘立柱建物などが確認されている。

本報告では、発掘調査所見から縄文時代前期の諸磯式期と推定される集石炉の年代、および集石炉内から出土した燃料材とみられる炭化材の樹種の検討を目的として、自然科学分析調査を実施した。<sup>(1)</sup>

#### 1. 試料

試料は、3号集石覆土の水洗選別により回収された炭化材（三ヶ所 東3号集石内炭）である。炭化材試料は、回収時に粒径等により分別されており、今回の分析では大型の炭化材を多量含む試料を対象としている。

炭化材試料は、放射組織などで割れるなど、板状を含む分割材状を呈する破片が多く認められた。分析は、試料の観察から任意で抽出した炭化材5点（CW1～5）を対象とし、さらに辺材部に比較的近い部位と判断された炭化材1点（CW3）を放射性炭素年代測定試料に供した。

#### 2. 分析方法

##### （1）放射性炭素年代測定

試料に土壤や根など目的物と異なる年代を持つものが付着している場合、これらをビンセット、超音波洗浄などにより物理的に除去する。その後HClによる炭酸塩等酸可溶成分の除去、NaOHによる腐植酸等アルカリ可溶成分の除去、HClによるアルカリ処理時に生成した炭酸塩等酸可溶成分を除去する（酸・アルカリ・酸処理）。

試料をバイコール管に入れ、1gの酸化銅（II）と銀箔（硫化物を除去するため）を加えて、管内を真空にして封じきり、500℃（30分）850℃（2時間）で加熱する。液体窒素と液体窒素+エタノールの温度差を利用して、真空ラインにてCO<sub>2</sub>を精製する。真空ラインにてバイコール管に精製したCO<sub>2</sub>と鉄・水素を投入し封じ切る。鉄のあるバイコール管底部のみを650℃で10時間以上加熱し、グラファイトを生成する。

化学処理後のグラファイト・鉄粉混合試料を内径1mmの孔にプレスして、タンデム加速器のイオン源に装着し、測定する。測定機器は、3MV小型タンデム加速器をベースとした<sup>14</sup>C-AMS専用装置（NEC Pelletron 9SDH-2）を使用する。AMS測定時に、標準試料である米国国立標準局（NIST）から提供されるシュウ酸（HOX-II）とバックグラウンド試料の測定も行う。また、測定中同時に<sup>13</sup>C/<sup>12</sup>Cの測定も行うため、この値を用いてδ<sup>13</sup>Cを算出する。

放射性炭素の半減期はLIBBYの半減期5,568年を使用する。また、測定年代は1950年を基点とした年代（BP）であり、誤差は標準偏差（One Sigma; 68%）に相当する年代である。なお、暦年較正は、RADIOCARBON CALIBRATION PROGRAM CALIB REV6.0.0（Copyright 1986-2010 M Stuiver and PJ Reimer）を用い、誤差として標準偏差（One Sigma）を用いる。暦年較正とは、大気中の<sup>14</sup>C濃度が一定で半減期が5,568年として算出された年代値に対し、過去の宇宙線強度や地球磁場の変動による大気中の<sup>14</sup>C濃度の変動、及び半減期の違い（<sup>14</sup>Cの半減期5,730±40年）を較正することである。暦年較正は、CALIB REV6.0.0のマニュアルにしたがい、1年単位まで表された同位体効果の補正を行った年代値を用いて行う。また、北半球の大気中炭素に由来する較正曲線を用い、測定誤差 $\sigma \cdot 2\sigma$ （ $\sigma$ は統計的に真の値が68%の確

率で存在する範囲、 $2\sigma$ は95%の確率で存在する範囲)の値を計算する。表中の相対比とは、 $\sigma$ 、 $2\sigma$ の範囲をそれぞれ1とした場合、その範囲内で真の値が存在する確率を相対的に示したものである。較正された曆年代は、将来的に曆年較正曲線等の改正があった場合の再計算、再検討に対応するため、1年単位で表された値を記す。

## (2) 樹種同定

試料を自然乾燥させた後、木口(横断面)・粋目(放射断面)・板目(接線断面)の3断面の割断面を作製し、実体顕微鏡および走査型電子顕微鏡を用いて木材組織の種類や配列を観察し、その特徴を現生標本および独立行政法人森林総合研究所の日本産木材識別データベースと比較して種類を同定する。

木材組織の名称や特徴は、鳥地・伊東(1982)や Wheeler他(1998)を参考にする。また、日本産木材の組織配列については、林(1991)や伊東(1995, 1996, 1997, 1998, 1999)を参考にする。

## 3. 結 果

### (1) 放射性炭素年代測定

3号集石から出土した炭化材(CW3)の同位体効果による補正を行った測定結果(補正年代)は $4,640 \pm 30$ yrBPを示す。また、較正曆年代(測定誤差 $\sigma$ )はcalBC 3,497–calBC 3,365である(表7)。

### (2) 樹種同定

結果を表8に示す。3号集石の炭化材は、広葉樹2分類群(オニグルミ、コナラ属コナラ亜属コナラ節)に同定された。以下に、各分類群の解剖学的特徴等を記す。

- ・オニグルミ(*Juglans mandshurica Maxim. subsp. sieboldiana* (Maxim.) Kitamura) クルミ科クルミ属  
散孔材で、道管径は比較的大径、単独または2-3個が放射方向に複合して散在し、年輪界付近で径を減少させる。道管は單穿孔を有し、壁孔は交互状に配列する。放射組織はほぼ同性、1-3細胞幅、1-30細胞高。
- ・コナラ属コナラ亜属コナラ節(*Quercus subgen. Quercus sect. Pinrus*) ブナ科  
環孔材で、孔圈部は1-2列、孔圈外で急激に管径を減じたのち、漸減しながら火炎状に配列する。道管は單穿孔を有し、壁孔は交互状に配列する。放射組織は同性、單列、1-20細胞高のものと複合放射組織がある。

## 4. 察

3号集石から出土した炭化材は、板～ミカン削割、あるいは不定形な破片が多数を占め、小径の枝などの芯持丸木材は確認できなかった。これらの炭化材より選択した試料(CW3)の年代(較正曆年代)は、calBC 3,497–calBC 3,365であった。3号集石は、発掘調査結果などから縄文時代前期後半の諸磯式割の遺構

表7 放射性炭素年代測定結果および曆年較正結果

試料名	補正年代 (yrBP)	$\delta^{13}C$ (‰)	補正年代 (曆年較正前) (yrBP)	曆年較正年代(cal)	相対比	測定機関 Code No.
東区 3号集石 岩 炭化材(コナラ節)	$4,640 \pm 30$	$-27.01 \pm 0.61$	4,635 $\pm$ 29	cal BC 3,497 – cal BC 3,452	0.768	IAA-111495
				cal BC 3,442 – cal BC 3,440	0.022	
				cal BC 3,377 – cal BC 3,365	0.210	
				cal BC 3,515 – cal BC 3,423	0.772	
				cal BC 3,417 – cal BC 3,410	0.011	
				cal BC 3,405 – cal BC 3,398	0.011	
				cal BC 3,381 – cal BC 3,356	0.205	

表8 樹種同定結果

試料名	樹種	備考
東区 3号集石内 岩 炭化材	CW1	コナラ属コナラ亜属コナラ節
	CW2	コナラ属コナラ亜属コナラ節
	CW3	コナラ属コナラ亜属コナラ節 放射性炭素年代測定試料
	CW4	コナラ属コナラ亜属コナラ節
	CW5	オニグルミ

と推定されている。小林（2008）は、諸磯式の曆年代として calBC 4,100～calBC 3,650 という年代を示しており、これに比べると今回の炭化材試料の年代は、若干新しいと言える。今回確認された遺構の推定される時期と年代との差については、試料の履歴の検討をはじめとして、今後の測定資料の増加による土器型式の年代および本地域における集石炉を対象とした調査事例との比較などによる評価が望まれる。

また、炭化材 5 点からは、オニグルミ（1 点）とコナラ節（4 点）が確認された。オニグルミは河畔林や渓谷林などを構成する落葉高木であり、コナラ節は日本国内ではコナラ、ミズナラ、カシワ、ナラガシワの 4 種の落葉高木が含まれ、二次林や山地の落葉広葉樹林を構成する。三ヶ所遺跡の位置や各分類群の生態性などから、オニグルミやコナラ節は遺跡周辺に生育しており、容易に入手できた樹木に出来ると考えられる。

なお、山梨県内の集石から出土した炭化材の調査事例では、西田町遺跡（旧一宮町）の集石炉から出土した炭化材 ( $4,360 \pm 90$ yrBP) にクヌギ節が確認されている（植田, 1997）。クヌギ節は、コナラ節と共に二次林を構成する種類であることから、周辺に生育した樹木を利用したと推定され、今回の分析結果と同様の傾向がうかがえる。

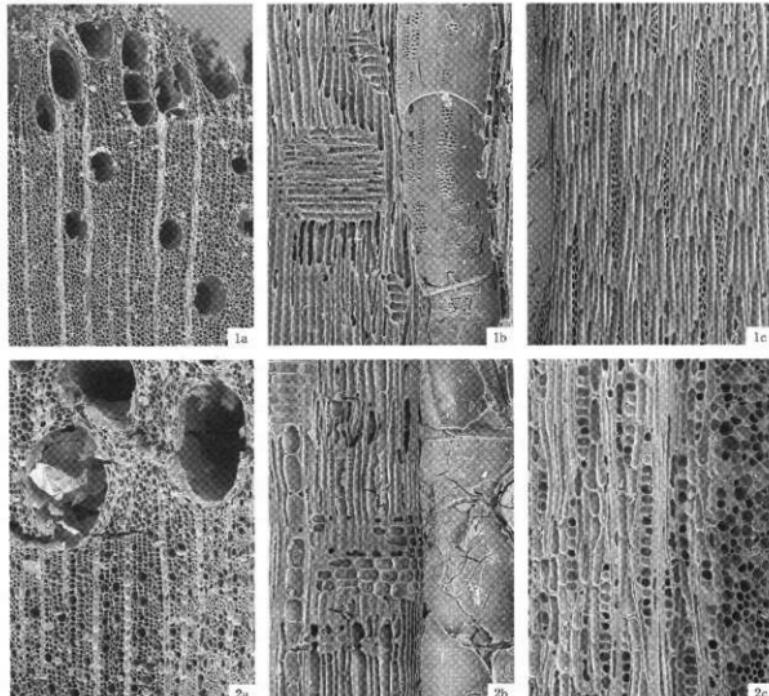
## 【引用文献】

- 林 昭三, 1991. 日本産木材 虹微鏡写真集. 京都大学木質科学研究所.
- 伊東隆夫, 1995. 日本産広葉樹材の解剖学的記載 I. 木材研究・資料 31, 京都大学木質科学研究所, 81-181.
- 伊東隆夫, 1996. 日本産広葉樹材の解剖学的記載 II. 木材研究・資料 32, 京都大学木質科学研究所, 66-176.
- 伊東隆夫, 1997. 日本産広葉樹材の解剖学的記載 III. 木材研究・資料 33, 京都大学木質科学研究所, 83-201.
- 伊東隆夫, 1998. 日本産広葉樹材の解剖学的記載 IV. 木材研究・資料 34, 京都大学木質科学研究所, 30-166.
- 伊東隆夫, 1999. 日本産広葉樹材の解剖学的記載 V. 木材研究・資料 35, 京都大学木質科学研究所, 47-216.
- 小林達雄, 2008. 縄文土器の年代（東日本）. 小林達雄（編） 縄文土器 小林達雄先生古希記念企画, 松尾 縄文土器刊行委員会, 896-903.
- 鳥池 謙・伊東隆夫, 1982. 図説木材編識. 地球社, 176p.
- 植田勝牛, 1997. 西田町遺跡出土の放射性炭素年代測定試料の炭化材樹種同定結果. 西田町遺跡発掘調査報告書, 一宮町文化財調査報告第 23 号.
- (株) いちやまマート・山梨県東八代郡一宮町教育委員会・西田町遺跡発掘調査団, 71.
- Wheeler E.A., Bass P. and Gasson P.E. (編), 1998. 広葉樹材の識別 IAWA による光子顕微鏡的特徴リスト. 伊東隆夫・森井智之・佐伯 浩 (日本語版監修). 海青社, 122p. [Wheeler E.A., Bass P. and Gasson P.E. (1989) IAWA List of Microscopic Features for Hardwood Identification].

## 【註】

- (1) 3号櫛穴窓内の堆積土に関しては、炭化種実の抽山を目的に焼土層を含む一部の覆土の水洗選別を行い、若干の炭化物を抽出した。しかし炭化種実は含まれていなかったため、分析は行っていない（鶴原）。

写真1 炭化材



1. オニグルミ (3号集石; CW5)  
2. コナラ属コナラ亜属コナラ節 (3号集石; CW2)  
a:木口, b:柾目, c:板目

200  $\mu\text{m}$ : a  
200  $\mu\text{m}$ : b, c

## 第5章 総括

### 第1節 調査の成果と課題

3次におよぶ三ヶ所遺跡の発掘調査で明らかになった遺構群は、清白寺周辺遺跡（仮称）と連方屋敷跡周辺遺跡（仮称）の二つに大別できる。これは現在、大きくひとつの遺跡として括られた三ヶ所遺跡が2つの遺跡から構成されていることを意味し、検出された遺構群の内容が示すように、主たる時代、性格が異なっている。将来的には区別すべきであろうが、両者は隣接、一部重複する遺跡群として厳密に区分するのは難しいのも事実であろう。

連方屋敷跡周辺遺跡では、近世以降の耕作痕のほか、現代の宅地に伴う掘削痕が多く、当初期待した連方屋敷跡の堀の広がりや、町屋などの関連建物は見出すことができなかつた。調査区内で堀を捉えていないことから、堀の規模は相当小さかったのではないかと想像されるが、そうした中で、連方屋敷跡の周囲に整備されたとみられる地割や道（御幸道）に伴う溝が断続的に各所で確認でき、一部は二条平行することからその間が道と推定できる。連方屋敷跡南西隅では溝がL字形に屈曲し、館西面と南面に沿って想定される三叉路に相当する溝と考えられ、西端では溝がさらに西方向の八日市場方面へと直進することが推定できた。また連方屋敷跡周辺遺跡では、清白寺参道入り口付近に現在の農道と重なるようにして東西溝が見つかり、道の側溝と推定されたことから、連方屋敷跡前の溝が旧道に沿って東西に長く存在したと考えられる。溝の時期は、遺物がほとんど伴わないことから確定できないが、清白寺参道入り口の溝では、中世、16世紀代の陶磁器を作つ。また山梨市教育委員会による連方屋敷跡内の調査では、15世紀を中心とした播鉢系内耳土器（甲斐型鍋）が出土し、14世紀以前の常滑窯などの陶磁器が出土していることから、遅くとも14世紀以前には館の成立とともに周辺道路が整備されていたと考えておきたい。なお連方屋敷跡周辺遺跡では古代の遺構は希薄で、平安時代に遡る遺構として溝があるが、豊穴や掘立は未確認である。今回調査した1号溝からは14～15世紀の古瀬戸鉢皿が出土し、連方屋敷跡の南面を通過する東西道路と溝の時期を示す貴重な発見となった。

清白寺周辺遺跡は平安時代、9世紀中頃から10世紀前半の掘立柱建物跡と豊穴住居からなる集落遺跡である。1次調査では9世紀後半から10世紀前半に柱間の大きい掘立柱建物跡が複数存在し、そのうち5号掘立は3間×3間で南面に庇を伴う可能性がある建物で、重複する豊穴からは仏具とされる仏鉢形土器が出土したことから、仏堂ではないかと推測された。また1次調査地点の東側隣地にあたる今回の調査区内で重複して検出された9世紀後半の大形の掘立柱建物（1・3号掘立）は、本章第2節で山岸氏が分析するように神社社殿として検討可能な建物跡である。

とくにここで強調しておきたいのは、1号掘立と3号掘立が全くといっていいほど同一規模、同一形式でほとんど同じ場所で平行移動して建替えていることである。一般集落でも通常の掘立柱建物跡に建替え痕を持つ事例はあるものの、本事例のような特殊ともいえる柱穴配置の建物にそうした現象を認められることについては、建物の性格、機能の特殊性を考えざるをえない。つまり今日の伊勢神宮等の神社建築にみる一定年数ごとの建替え行為を想起するもので、第2節で山岸氏も指摘するように、それまでの建物を踏襲するよう同じ規模、規格、形式で新たな神殿を作り替えるという神社特有の行為をここに想定しておきたい。また2号掘立については、柱穴配置が異なるものの規模は1・3号掘立の庇を除いた身舎の規模と同一であることから、1・3号建物との比較検討を要する。また山岸氏の指摘のように、第1調査で検出した5号掘立についても、南面庇付の可能性があり、1・3号掘立との構造的な類似性も浮上する。

付近の豊穴から出土した「塙毛」という刻書土器を「塙箋」の意と考えると、ひとつの考え方として神體としての塙の供獻具と解ることができる。さらに豊穴出土の焼塙土器は破片ではあるが、塙の存在を裏づける資料となった（本章第4節参照）。また2号豊穴では土師器皿に「奉々」の刻書があり、関連資料とみられるほか、遺構外ではあるが墨書き土器「長」が出土し、遺跡の性格と何らかの関連性をもつ可能性がある。

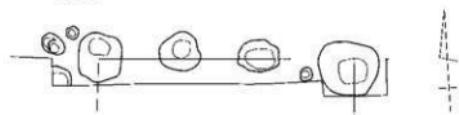


図6 遠方屋敷跡と2・3次調査地点

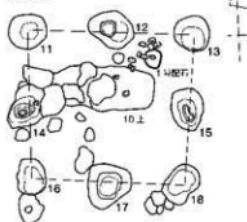
このように1・3次調査成果を合わせると、西側に仏教的な堂、東側に神社とみられる社殿が約80m離れて東西に並ぶ景観となる（図9）。主軸方向は1次5号掘立柱がN-9°-E、3次1・3号掘立柱がN-4°-Eとわずかに異なり、それらが同時存在であったかどうかの厳密な検討が必要ではあるが、ピット中からの出土土器の土器型式、堅穴との切りあい関係によれば9世紀中葉～後半における同時並存、もしくは推定社殿建物の先行建立と考えられ、地方集落における平安時代の神仏混合的な宗教施設のあり方を示す貴重な事例といえる。

ただし、これらの遺構をで神仏混合の宗教空間と認定するには状況証拠が不十分で確定的ではなく、若干の躊躇も覚える。したがって、建物の性格・機能を断定するものではないことをことわっておきたい。そう考えるのは以下の理由による。まず遺構の性格を推測する出土遺物に乏しいことで、とくに神社遺構と認定するには神に関する墨書き器など傍証とすべき遺物の出土があつてはじめて推定可能となるだろうが、第3次調査では決定的な遺物の出土を見ていない。また掘立柱建物跡を取り巻く関連遺構群の構造的なありかたも性格認定のうえで重要視される点であり、参道、鳥居、神泉、構列等の遺構のいずれかが掘立柱建物に伴って検出されれば蓋然性が高まるといえるが、今回の限られた調査範囲では、関連遺構を把握することができ

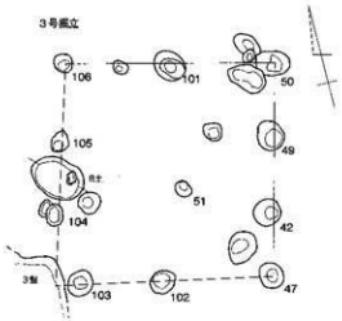
1号掘立



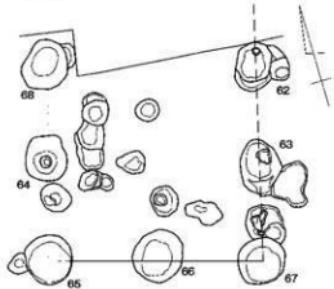
2号掘立



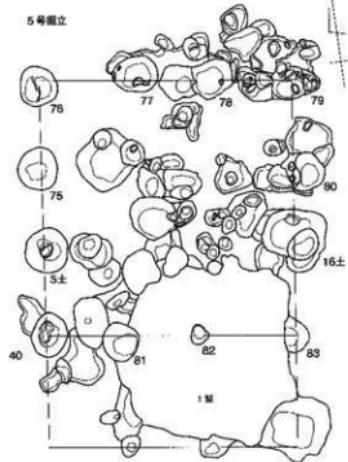
3号掘立



4号掘立



5号掘立



0 (1:100) 2m

図7 三ヶ所遺跡の掘立柱建物(第1次)

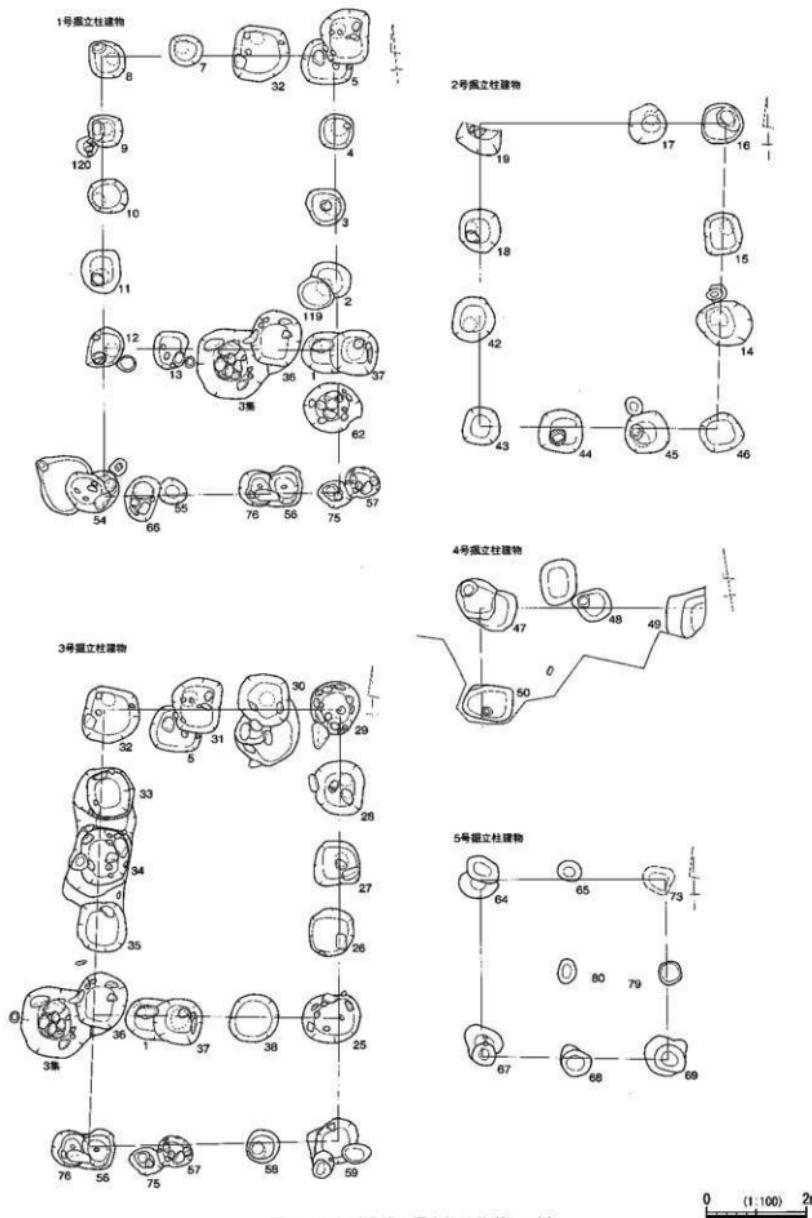


図8 三ヶ所遺跡の掘立柱建物(第3次)

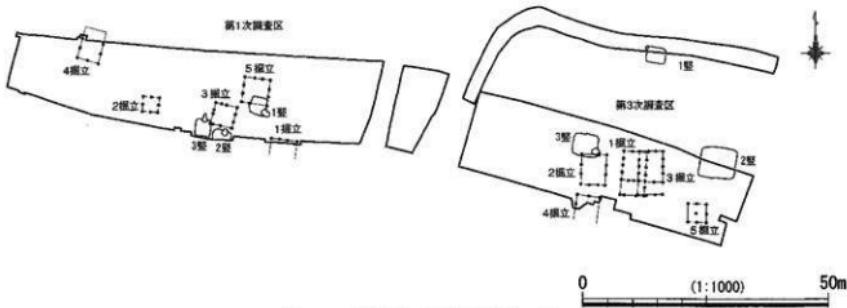


図9 三ヶ所遺跡の平安時代遺構配置図

なかった。ただ、1・3号掘立周辺には複数の掘立柱建物群が集中的に分布することから、複数の関連建物が推定社殿域を構成することが想像され、ひとつの姿として検討すべき事例といえる。さらに、立地にあまりにも特徴がない点をあげておく。遺跡周辺が宗教的雰囲気をもつような景観を呈し、特徴的な山容、岩、池、滝などの存在があれば性格付けに寄与することになるが、本遺跡はほぼ平らな緩斜面にあるのみで、しいていえば後の中世条里地帯の中に存在することをあげる程度である。

それでもなお、本遺跡の掘立柱建物跡群を宗教関連遺構として推測する理由としては、県内でこれまでに調査された膨大な数の一般集落ではほとんど類例のない3間×3間、3間×5間などの柱穴配置の特殊性とともに、柱穴規模の大きさ、柱間長が長いことで、建築単位については1次の報告の中で室伏徹氏が考察したとおりである。<sup>(2)</sup>

なお、第1次調査と第3次調査で検出された掘立群を比較すると、その建物構成に類似性が見出せる(図7・8)。第1次では南面庇のある5号掘立を中心とする2間×2間の2号掘立、3間×推定3間の1号掘立、2間×推定3間の4号掘立があり、第3次では南面庇の1・3号掘立を中心とする2間×2間の5号掘立、3間×3間の2号掘立、2間×推定3間の4号掘立がある。つまり1次5号掘立と3次1・3号掘立、1次2号掘立と3次5号掘立、1次1号掘立と3次2号掘立、1次4号掘立と3次4号掘立という対応関係があり、東西にブロックを構成している。また柱穴配置のほか柱穴間距離、1辺の長さが類似することから、性格的な類似性、何らかの対応関係を示すと推測しておく。

#### 【註】

- (1) 山岸常人氏よりご教示を得た。本章第2節図14参照。
- (2) 室伏徹 2010「三ヶ所遺跡の掘立柱建築について」『三ヶ所遺跡』山梨市文化財調査報告12

## 第2節 三ヶ所遺跡（3次）の掘立柱建物遺構の解釈

山 岸 常 人（京都大学）

三ヶ所遺跡第3次の調査で検出された二棟の掘立柱建物は独特の平面形式を持っている。二棟の建物が重複しており、西の建物が1号掘立柱建物、東が3号掘立柱建物と名付けられている。この平面形式から想定される建物の形態と性格について、憶説を述べたい。

#### （1）掘立柱建物の平面形式

1号・3号二棟の建物の周囲には多数の穴があるので、どこまでをひとまとまりの建物と見なすかは容易

ではないが、17頁で報告されているように、全体で桁行五間、梁間三間の規模を持った建物と認められる。しかし共に南端の一間だけは桁行柱間寸法が広く、南端から一間目の柱筋には二箇所の柱穴がある。すなわち間仕切りがあることになる。

柱間寸法は、1号は桁行の北側四間が1.5メートル(五尺)等間、南端一間は3メートル(十尺)である。従つて桁行全体では9メートル(三十尺)となる。3号は桁行総長は同じく9メートルであるが、柱間寸法は北から1.5メートルの柱間が三間あり、四間目は2.1メートル(七尺)、南端は2.4メートル(八尺)となる。

梁行も1号と3号で異なる。3号では北辺も南辺も間仕切部分もすべて1.5メートル(五尺)等間で、全体で45メートル(十五尺)である。

1号では、北辺は1.5メートル等間であるが、間仕切部分では両脇間が1.2メートル(四尺)で、中央間は2.1メートル(七尺)と考えられる。梁行総間は4.5メートルで3号と同じである。南辺については、1.5メートル等間とも考えられる。しかし西脇間は1.2メートルと見なすことができ、56ピットも東側の柱穴を3号の間仕切柱とすれば、両脇間1.2メートルとなって、間仕切部分と同じとなる可能性が考えられる(図10・11)。

このように1号と3号は、若干の差はあるが、全体の規模、柱間寸法、平面形式が殆ど同一の建物であり、同じ位置で建て替えられたものと見なせる。間仕切の部分、場合によつては南面も柱間寸法が両者で異なり、1号は中央間が広く、3号は三間等間となつていて、桁行も両者わずかに異なる。

これらの重複関係は、造構平面図で見ると1号が古いように表されているが、37ピットの土層図で見るならば3号の方が古いと見られる。柱穴の重複関係のある56ピット・57ピットでは柱穴の切り合い関係は判別しがたい。

## (2) 建物の形態の推定

上記のような平面形式だとするとそこに立つていた建物の形態はどのように推定されるだろうか。

間仕切り部分で構造が変わらぬのか否かで二種の可能性が想定できる。

第一は、五間の桁行は全体に一体の構造である

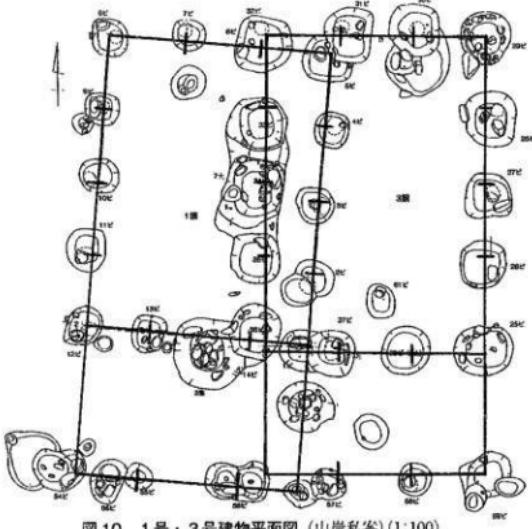


図10 1号・3号建物平面図(山岸私案)(1:100)

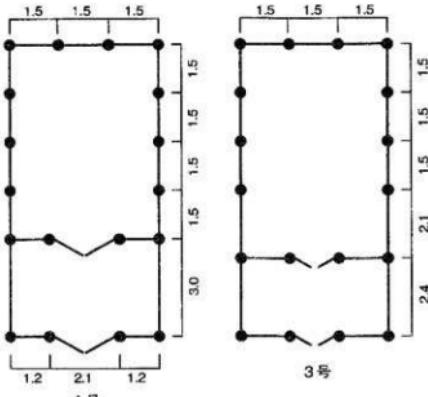


図11 1号・3号建物平面図(数字の単位はメートル)

と考える可能性である。この場合、桁行五間の切妻造の建物で、その内部の南端に間仕切りがあると想定できる（図12-①）。

第二は、南端一間分をそれより北と別構造と考える可能性である。この場合、桁行四間の切妻造の建物の南端に別構造がとりつくことになる。その別構造部分は、南へ片流れの屋根をかける可能性（図12-②）と、北側より屋根を一段低くかけた切妻造と考える可能性（図12-③）があるだろう。

以上、都合三種の建築形態の想定が可能となる。そして、それぞれ妻入・平入の二つの可能性を考えることができる。

しかし1号建物の、少なくとも間仕切部分の中央間が広いことを考慮すれば、この部分の中央間に扉が設けられていたと考えるのが妥当であろう。南端も中央間が広いのであればこの中央間にも扉が設けられることになる。このように復原するとすれば、南が正面、つまり妻入の建物と考えられる。柱間寸法の差はあれど、3号建物も同様に考えられる。

すなわち二棟の掘立柱建物は、南に扉口を持つ奥行の深い建物であって、扉口を入ったすぐの桁行柱間の広い一間分が前室となり、さらに間仕切部分の扉の奥に間口三間、奥行三間の主室の設けられた建物と考えられる。

### (3) 建物の性格

上記のようにこれらの掘立柱建物を復原できる。では、これらはどのような性格を持っていたのであろうか。

平面形式の特徴から見れば、前室と主室が前後（桁行）に並ぶ平面形式は、住吉人社本殿や大嘗宮の正殿・廻立殿などと同形式であることが想起される。もとより前室と主室が前後に並ぶ平面構成は、きわめて初源的な建築の平面形式であるから、1号・3号掘立柱建物が、住吉大社の信仰や工権継承儀礼と関連する遺跡だと考えるのは早計である。しかしこの遺跡が、神社建築の初期の形式の一例であると考える可能性は否定し去ることもできない。

平安時代の神社本殿の形式を窺い知る数少ない史料である長元元年（1028）の「上野国交替実録帳」には、甘樂郡の抜鉢大明神社について以下のように記す。

専玉殿一宇

長三丈五尺、廣二丈、高三丈五尺、

柱十四本、

棟柱四本長三丈五尺、高一尺、幅一丈八尺、櫛柱十本高一尺、幅一丈八尺、

棟一枝長八尺、高一尺、幅一丈五尺、批木四枚高一尺、厚三寸、

専玉殿は本殿と推定され、「櫛柱十本」との記載から、側柱は桁行に五本ずつあり、桁行四間の建物であったと推定される。さらに「棟柱四本」とあるから、棟持柱が四本あったことになる。桁行四間に四本の柱をどのように配列していたか不明であるが、たとえば妻の棟通りの柱に加えて、妻の外側に棟持柱を立てるとすれば、図13-①のような平面形式を想定できる。<sup>(3)</sup>これは神明造に似るが、桁行柱間数が異なるだけでなく、桁行が偶数柱間である点が、飛鳥時代以降の寺院・宮殿などの建築の一般的あり方とは異なる。なお「上野国交替実録帳」に記された抜鉢大明神社の僧玉殿もほぼ同じ形式である。

つまり平安時代の抜鉢大明神社専玉殿の形式は、中世以降の一般的な神社本殿形式である流造・春日造とは異なっており、今では知ることのできない本殿形式がかつて存在した可能性が高い。とすれば、三ヶ所遺跡の1号・3号掘立柱建物もまた、今では失われた神社本殿の一例と見なすことも可能であろう。このような想定が可能だとすれば、抜鉢大明神社専玉殿や三ヶ所遺跡1号・3号掘立柱建物は、それぞれ、中世以降

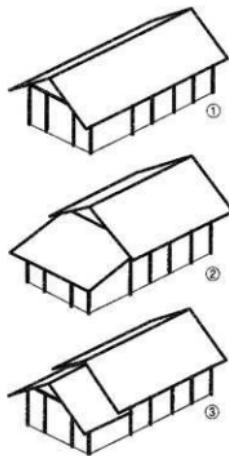


図12 1号・3号建物の復原案

の定型化する以前の神社本殿形式と考えられることになる。

なお「上野国交替実録帳」には他の神社について「玉殿」と「向殿」もしくは「幣殿」が併記される例がある。<sup>(4)</sup> 神を安置する場と祭祀の場が併置される事例と考えられる。三ヶ所遺跡の事例は二つの空間から構成されているので、玉殿と幣殿が複合した建築となろう。こうした複合的空間を持った神社本殿は八幡造でも見られるが、三ヶ所遺跡1号・3号建物は現在知られる八幡造とは平面形式が大きく異なる。

#### (4) 残された課題

以上のように、三ヶ所遺跡1号・3号掘立柱建物は独特の平面構成を持つ九世紀の掘立柱建物である。これらの二棟を神社本殿と想定する可能性を記した。しかし神社の遺跡と確認するためには、そこでの祭祀の実態を示す遺物の伴出が不可欠である。三ヶ所遺跡では「塩毛」と刻書された土器が出土しており、これを「塩筈」とすれば、仏教的と考えるよりは神祇祭祀に関わると解釈するのが穩当であろう。現在も、塩は神饌の一つとして挙げられる。

また、三ヶ所遺跡の場所は、現在、西方の笛吹川西岸にある窟八幡神社の祭礼の際、遺跡の東にある杵宮（木宮神社）に神輿の渡御が行われた通路にあたり、御輿が遺跡そばの神輿石で休止したという。<sup>(5)</sup> また窟八幡神社は式内社とされている。このような祭礼の形式がいつまで遡るのか定かではないし、式内社の比定も一般的には確實とは言えない場合もある。従って三ヶ所遺跡を直ちに窟八幡神社の関連施設と考えるのは危険であるが、関連史料の調査を俟って、遺跡の性格を確定する必要があろう。

「上野国交替実録帳」によれば、神社の造替間隔について、抜鉢大明神社が三十年に一度、赤城明神社が七年に一度改造を行うと記していて、間隔は一定ではない。しかしこの間隔を三ヶ所遺跡の二棟に当てはめて、それら二棟がほぼ同じ期間連続して存在するとすれば、長くて六十年程度存続したことになる。その際、二棟の消滅後の神社の所在が問題となる。この二代の建物で終焉するのか、場所を移して継承されるのか、西方の平成二十年度調査区の5号掘立柱建物を関連遺構と考えるのか否かも、また課題として残されている。<sup>(6)</sup>

なお北に隣接した清白寺（国宝の禅宗様仏殿あり）に平安時代の仏像が所蔵されているので、清白寺周辺に平安時代の寺院の存在も想定される。三ヶ所遺跡が仮にそうした寺院関連の遺跡だととしても、寺院の主要な施設と考える事は無理があろう。

今ひとつ残された課題は、1号と3号の柱間寸法の微妙な違いである。この差異は、同じ性格の建物を建て替えただけで生ずるだろうか。機能の異なる建物が時期を違えてほぼ同じ位置にそれぞれ立っていたと考

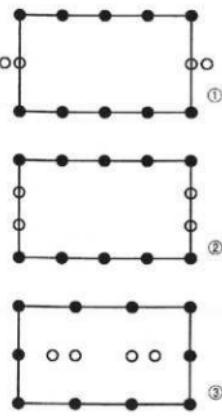


図13 抜鉢大明神社專玉殿復原案  
(●は櫛柱、○は棟柱)

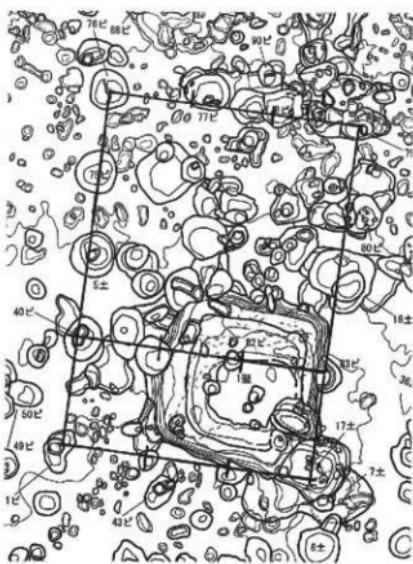


図14 平成20年度調査区5号掘立柱建物平面の山岸私案(1:100)

べた。<sup>(7)</sup> なお北に隣接した清白寺（国宝の禅宗様仏殿あり）に平安時代の仏像が所蔵されているので、清白寺周辺に平安時代の寺院の存在も想定される。三ヶ所遺跡が仮にそうした寺院関連の遺跡だととしても、寺院の主要な施設と考える事は無理があろう。

今ひとつ残された課題は、1号と3号の柱間寸法の微妙な違いである。この差異は、同じ性格の建物を建て替えただけで生ずるだろうか。機能の異なる建物が時期を違えてほぼ同じ位置にそれぞれ立っていたと考

える事も可能である。

いずれも近接地域の調査の進展を俟って考察を深めるべきであろう。

### 【註】

- (1) 東脇間は判然とせず、3号掘立柱建物の柱穴36ピットおよび3集石穴と重複しているので確認はできないが、本文のように推定した。
- (2)『平安文文』第九卷四〇九にによる。
- (3)「桟柱」を妻の柱と考えるならば、梁間三間となって、三ヶ所遺跡1号・3号掘立柱建物とは同じ平面形式となる(図13-③)。ただし「桟柱」を妻の柱と解釈するのはいさか冒険である。これとは別に、4本の柱が等間隔に立つ可能性も考えられる。
- (4) 神明造の伊勢神宮正殿は桁行三間である。
- (5) この專玉殿については、ほかに、桁行三間、梁間二間の入母屋造もしくは空柱造の建物と想定することも可能である(図13-③)。
- (6) 赤城明神社・伊賀保明神社など。
- (7) この祭礼に関しては鶴原功・氏の御教示を得た。また本章第3節参照。
- (8) 山梨市文化財調査報告第12号『三ヶ所遺跡』(山梨市他 平成21年)では、間口・奥行共に三間の建物と想定しているが、南に一間の追加部分を考えるとすれば、桁行四間、梁間三間、南端一間に門仕切りのある建物と想定することも可能である(図14)。
- (9) 前掲註 (8) 報告書。

## 第3節 御幸道と杵宮

ここでは推定社殿遺構と、それから想起される窟八幡神社と杵宮(現木宮神社)間にかつて存在した御幸との関連性について考察し、窟八幡神社の移転説について言及する。

第3次1・3号掘立柱社殿遺構と見た場合、間接的な関連性をうかがわせる事例として、調査区南面に中世成立ではあるが御幸道(神幸道)が東西に通り、道沿いには連方屋敷跡東南角に神輿石が立つこと、さらに1・3号掘立柱の東300mに木宮神社が存在することが注目される。

この御幸道とは、三ヶ所遺跡の調査区に沿う東西の道で、連方屋敷跡南前から1・3号掘立柱が検出された3次調査区南面を通過し、さらに東方向へのびている。これは山梨市北にある窟八幡神社と木社木宮(きのみや)神社を結ぶ道とされ、木宮神社は元龜2年以前に行われた窟八幡神社の御幸の際の御旅所であったといわれている。また「神輿石」は、古絵図には「御腰掛石」「八幡宮腰掛石」と記載され、御幸の際に神輿が休憩するため載せた石と伝えられる。

多数の重要な文化財指定建造物で知られる窟八幡神社は、本遺跡の西、約2kmの位置に所在する。窟八幡大井俣神社(大井俣神社)ともよばれ、「大井俣神社本紀」(天正8年(1580))によれば、清和天皇の詔願により貞觀元年(859)に宇佐八幡三社を勧請し、大工権頭の和氣尊範(わけのつねのり)が社殿造営を行ったという。「大井俣神社」は式内社の甲斐20座、山梨郡9座のひとつで、窟八幡神社は大井俣神社の有力比定社である。また末社、木宮神社は「杵宮」(きねのみや)ともいい、本遺跡の東、約300mに位置する。杵宮創建に関わる伝説が「大井俣神社本紀」にみえるほか、窟八幡神社にかつて「三杵の神供」という儀礼があったという。

〈史料1〉「(略) 正当十五日放生会神幸ノ式ハ、先火都芹命ノ変形ト称シ天狗頭并猿出彦命ノ神姿ヲ以テ御先ヲ攝ヒ、廟ノ司等陪從シテ神輿ヲ音取川ニ安置シ、笛太鼓ヲ吹鳴シ、生ル魚ヲ川ニ放チ小鳥ヲ林ニ放テ祭之、其ヨリ十三町許リ東成ル杵ノ宮社ニ神輿ヲ振奉、御懸廟主供、神官双等御神樂ヲ修シ、其自窟ノ本宮ニ還幸シ奉、神門ノ忌注連ヲ伐摺ヒテ右ノ禁忌ヲ免ス。御旅所ヲ杵ノ社ト称ル事ハ、當社勤請ノ時翁一人來テ此所ヨリ当社御神へ始テ三杵ノ神供ヲ献ス、和気朝臣不測ニ思テ彼所ニ到翁カ小屋ヲ尋玉ヘハ、広キ芝地ニテ家背ハナカシテ唯一ツノ杵有シヨリ、則和氣朝臣其所ニ小祠ヲ立、彼ノ杵ヲ神体ト崇メ、保食神木德神ヲ本地トシテ杵宮大明神ト祭り給フ。当社ニ三杵ノ神供ト称スル起本ナリ」(「大井俣神社本紀」)

「大井俣神社本紀」は天正3年(1575)に天文元年(1532)の写本をもとに記された記録で、この史料の前半は8月15日に行われる放生会と御幸に関する内容、後半が杵宮の出来である。これによれば杵宮は保食神の象徴としての杵を神体として祀る神社で、それにまつわる「三杵ノ神供」という祭礼行為が窟八幡神社

に伝わることから、両者の間には深い関係があったといわざるを得ない。神供とは神に捧げる供物、捧げる行為をさし、供物を捧げるさいの舞神楽を意味することがあるが、この場合は神官巫女による舞神楽とわかる。内容は全く不明ではあるが、宮崎県高原町の国重要無形文化財の祓川神社の祓川神樂のうちの竹舞（きねめ）のような豊作祈願、五穀豊穣を願った舞神楽ではなかっただろうかと想像できる。

窟八幡神社と杵宮の間で行われた御幸に関し、いくつかの史料が存在する。

〈史料2〉「元亀二年八月、神慮ヲ伺ヒ杵宮ノ御旅所ヲ笛吹川ノ中嶋ニ移替、三社之仮殿ヲ備、神幸・放生会之式於此所ニ而始テ執行ス矣」〔大井俣神社本紀〕

〈史料3〉「八月十五日放生絵祭、但往古者放生絵堂ニ而修行仕候所ニ、先年笛吹満水之節押流シ申候故、近年物序屋ニ而執行仕候 同日八幡三社笛吹川江御幸、同日遷幸を以、其仮跡處ヲ注連木乍申候、古米累年笛吹川出仕、神事之節通路留申候故、中此ノ笛吹川原江御仮崩ヲ構、御幸祭礼相勧申候」〔窟八幡宮由緒書〕宝永2年（1705）

〈史料4〉「八月十五日大神事、往古ハ十三町余東杵宮に神幸有しか、累年音取川 今笛吹川 出水にて渡御なりがたく、元亀年中御旅所笛吹川原に転す、往昔杵宮迄神幸の旧地今に残りて西後屋敷村に御輿懸石と云る有」〔窟八幡神社由緒書〕明治3年（1870）

これによれば、御幸がいつから始まったか定かではないが、8月15日の放生会に際して「神幸ノ式」が行われる。まず犬頭、猿田彦命の神姿が神官らを先導し、笛吹川に神輿を安置して笛太鼓を吹き鳴らし、魚や鳥を放つ。その後、神輿は杵宮へ移動し、神饌を供え、神樂（三杵の神供のことか）を奉納し、窟八幡神社へ「還幸」とすると、神門の忌注連を伐り、様々な禁忌を解いたという。元亀2年（1571）8月から御旅所を杵宮から笛吹川の中嶋に移し、仮社殿を設営し、そこで放生会、御幸を執行したが、その理由としては笛吹川が出水のため神事で渡御できないことがたびたびあったことによるといわれる。また宝永年間頃には中嶋の放生会堂が流されたため、境内庁屋で行うようになった。

御幸と神衆との関連で想起されるのは、笛吹市美和神社（二之宮神社）である。大神神社より勅請され、当初、山宮の杵衝神社に遷されたのち二之宮に遷座されたと伝えられる。かつては信玄堤への御幸として4月に夏御幸、11月に冬御幸として行われていたほか、毎年3月には山宮御幸があり、現在でも春季例祭として執り行われ、神輿が杵衝神社で神事を終えて戻るまで、美和神社では太々神樂の様々な舞が奉納される。杵衝神社と杵宮が名称として類似するうえ、御幸の際に舞神樂を奉納する点、窟八幡神社の御幸との類似性が高いといえる。

なお元亀2年以降、杵宮への御幸が取り止めになった件については、笛吹川の出水という理由のほか、次のような記事がある。

〈史料5〉「往古者川東面、小原村水宮神、八日市場若松神、後屋敷村坪（杵）宮神・同天神宮、塩後村鈴宮神、井尻村白幡神、右六社八幡宮末社ニ而社役相勧申候處、信長公社頭被召上候節谷、水宮神・若松神・坪（杵）宮神・鈴宮神、此四社者當社江柄勤不申候、故只今末社之儀式無御座候」〔窟八幡宮由緒書〕

さらに窟八幡神社と三ヶ所崩廻との関わりを示唆するものに久保坂農後太夫の存在がある。豊後太夫は、西後屋敷村農後に居住した窟八幡神社末社の獅子宮社（天狗社）を管理する神人で、貞觀元年、窟八幡宮が豊前國宇佐八幡宮から勅請した際、宇佐八幡宮の社務であった久保坂豊後の祖先が獅子頭（天狗頭）を守護して先供として甲斐国へ下向し、西後屋敷村に代々居住したと伝える。豊後太夫は、窟八幡宮での正月19日の矢場での神的神事、5月5日と9月9日の流鏑馬神事の際に獅子舞を奉納するなど、同社の神事を行つたほか、西後屋敷村では正月17日と7月16日には舞を興行し、日待や月待には祈祷を挙げたという。<sup>(3)</sup>

窟八幡神社のように、かつて笛吹川をはさんで神輿が渡御する御幸が行われた事例として、4月11日に行われた山梨市牧丘町の日吉山王神社の祭礼があり、唐渡明神、山王権現とともに3社の神輿が山梨市上神内川の山王権現へ御幸を行ったことが『甲斐斐固志』に記載され、笛吹川を西から東へ渡御する点が共通する。また大井俣神社は山梨市小原西に同名社があつて式内社の候補とされるように、笛吹川をはさんで東西に同

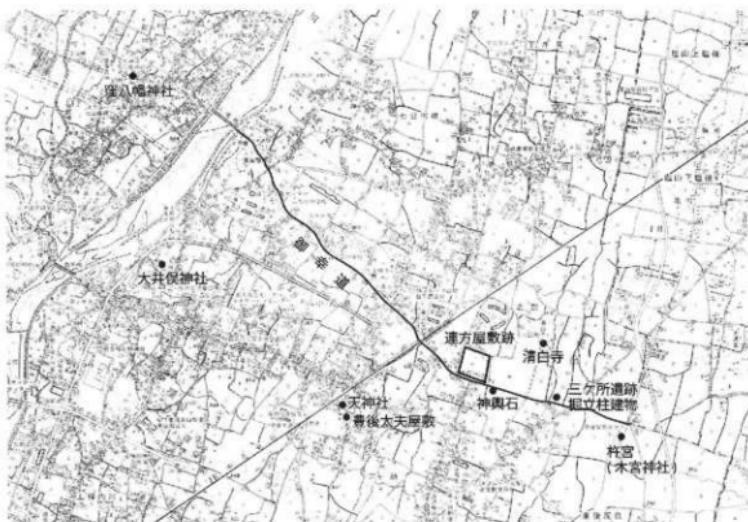


図15 猫八幡神社の御幸道と関連地点（御幸道は推定ラインを含む）

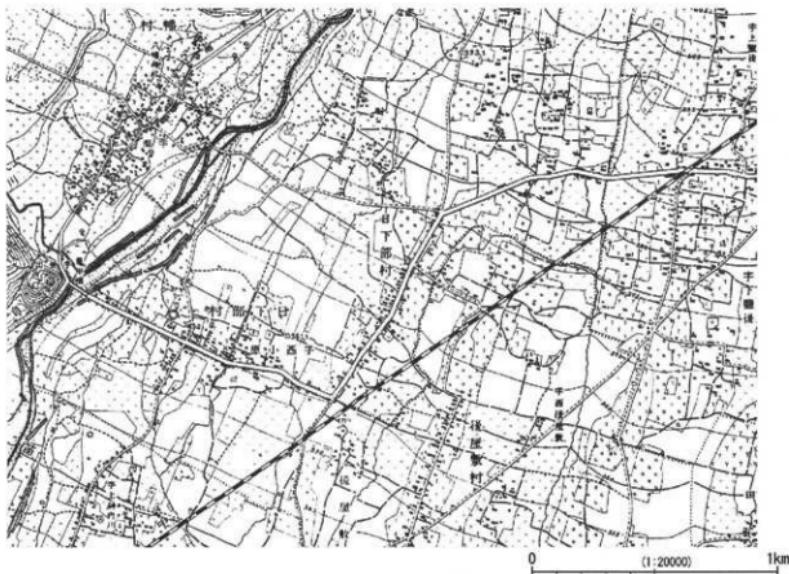


図16 明治24年地形図〔「七里村」「八幡村」〕



写真2 木宮神社



写真3 天神社

名の神社が存在する点は興味深い。

調査で確認された御幸道の一部とみられる溝は14～16世紀代で、平安期の豊穴を切って構築されている。窪八幡神社等が建立され、八幡条里が整備されていく中で、連方屋敷跡周辺の道路整備も行われたと考えられるが、從来16世紀初頭頃とされてきた八幡条里の成立については、これまでの調査成果を踏まえて見直しをする必要があろう。このように、窪八幡の木宮神社（杵宮）への御幸成立は八幡条里成立後の中世以降であり、御幸道が連方屋敷跡前を通して、神奥が一休みする神輿石が連方屋敷跡の角に存在することから、窪八幡神社と連方屋敷跡の間

に何らかの関係があったとみられる。とくに連方屋敷跡の南西隅から窪八幡神社の間が八幡条里ではなく、斜めの直線道路となっている点は注目される（図15）。

なお、窪八幡神社の成立については不明で、「大井侯神社本紀」では貞觀元年とするが、果たして平安時代に現在地に所在したかどうかわからない。笛吹川左岸から現在地の右岸への神社移転を想定する仮説があり、山梨市小原西の大井侯神社を旧社地とし、窪八幡神社は安田義定が源氏の氏神八幡神を勧請したことにより始まり、後に水難により合祀したため大井侯を併称するのではないか、という説が提示されているが、窪八幡神社は応永17年（1410）、武田信満建立ともいわれ、現存建物のうち古いものでは高良神社本殿と武内大神本殿が明応9年（1500）であり、それ以前の状況は不明である。

ここでは木宮神社と本遺跡は位置が近いこと、ともに御幸道沿いに存在することから、本遺跡と木宮神社との関連性を認めたうえで、さらに想像を許されるならば本遺跡が木宮神社の前身、杵宮に関わる遺構ではなかっただろうかと考えておく。さらに、突飛な想定ではあるが、杵宮が窪八幡神社の山宮的な存在で、前身神社ではなかったか、という新たな説を窪八幡移転説の一つとして提示しておこう。その根拠をあげるとすれば、杵宮創建に関する窪八幡神社創建と強い関わりを示す伝えがあり、杵宮の神体の杵に関わる舞神楽とみられる儀礼がかつて窪八幡神社に伝えられていたこと、元亀年間以前に窪八幡から杵宮への御幸が行われていたこと、三ヶ所遺跡検出の推定社殿が9世紀中ごろと考えられ、社記の伝承に近いことを挙げておく。さらに現在では実態が不明となってしまった「三杵の神供」について付け加えるならば、「三杵」は密教法具の三鉢杵を想起させ、杵宮に仏教（密教）的イメージを感じるが、これも神仏混合的な様相の一端として指摘したい。<sup>(3)</sup>



写真4 窪八幡神社

窟八幡神社が15~16世紀頃に笛吹川東岸から西岸の現在地に移転したと仮定すると、その後、故地との間で御幸が行われるようになったのではないか。かつての末社が笛吹川東に多数分布するのも、かつての基盤が笛吹川東にあったという事情を反映するのではないかろうか。いずれにせよ、杵宮は単なる末社ではなく、窟八幡神社にとって兄弟分的な重要性を有した神社であったことは確かである。

現在の窟八幡の規模と三ヶ所遺跡の掘立群を対比するのはあまりにも荒唐無稽ではあるが、かつての窟八幡神社は、天文22年(1553)制作の境内古絵図によれば、杉本觀音堂、普賢堂、宮守薬師など現在消滅した仏教関連建造物を描いていて、現在残る鐘楼とともに神仏混合の宗教空間が存在した。神仏混合空間はなにも窟八幡に限ったことではないが、三ヶ所遺跡での神仏習合的な様相を理解する手がかりとしたい。

このように「大井俣神社本紀」の伝える杵宮創建伝説が、おぼろげながら三ヶ所周辺における宗教施設の由緒を伝えるものとして注目してみた。ここで大胆にも提示させていただいた窟八幡の前身神社説はともかく、三ヶ所周辺に窟八幡の故地伝承を生んだ要因があることを示唆している。これは三ヶ所地内が神仏を祀る地として神聖視されていたか、現実に神仏を祀る宗教施設を伴う場所であった「土地の記憶」が伝承化されたものではないか、と考えてみたい。

#### 【註】

- (1) 山梨市教育委員会 三澤達也氏の御教示による。またこの節を記述するにあたり、多くの情報提供を三澤氏より受けた。三澤氏によれば、現在、窟八幡神社では「三作の神供」の儀式は行わされておらず、それに関わる神仏も伝わっていないことであり、「三作の神供」の実態も不明である。
- (2) 山梨市刊行の『山梨市史 文化財・社寺編』(2005)に掲載する。史料1~5もそれより引用した。
- (3) 山梨市 2003『山梨市史 史料編 考古・古代・中世』
- (4) 三澤氏によれば、大井俣という地名が笛吹川右岸の光川、弟川の合流地点付近にあることから、大井俣神社の旧社地がそのあたりにあったのではないかと推測されている。
- (5) 全くの想像ではあるが、大字「三ヶ所」は3地区統合という意のほかに、「三作」を意識した名称ではなかったか。

## 第4節 刻書土器「塩毛」と焼塩土器

ここでは3号堅穴出土の刻書土器「塩毛」、2号堅穴出土の線刻土器「奉カ」、焼塩土器片に注目したい。

3号堅穴の箇土からは、甲斐型土師器の高台壊底部外面に「塩毛」と印した刻書土器が1点出土した。土器そのものの大きさは、体部の立ち上がりから口縁までを完全に欠くため不明だが底径9cmで、明らかに器種は削り出し高台の壊であり、推定口径14cm、高さ5cm程度とみられる。高台壊には蓋がセットとなることから、この容器には蓋が伴っていたと考えておきたい。「塩毛」とは塩の容器を示す「塩筈」の意と考えられ、器の用途を記した土器といえる。深身の高壊を用いていることから、内容物としての塩の状態、その量を推測することもできよう。土器の時期に9世紀後半、宮ノ前Ⅱ期に相当し、社殿の可能性のある1~3号掘立柱建物との時期差が生じる可能性があるが、ここでは(1)神饌としての塩の供獻具としての容器、(2)神饌の塩を保管する容器、(3)日常容器としての塩入れとみる可能性、の3つの考え方を提示する。

供獻具としては、今日での神道祭祀からすれば「かわらけ」の皿や高台皿がふさわしく、それに類した器種を充てるべきだろうが、(1)の可能性がなかったとも言い切れない。(2)または(3)が有力ではあるが、掘立の時期が土器の時期よりも先行するとすれば(3)の可能性があるといえる。ただし「塩」を含む墨書き・刻書き土器については、管見では全国的にも類例を知らない。本例はきわめて珍しい事例といえるが、(3)であれば類例が各地に存在しそうなものである。そう考えると(3)の可能性も疑問視せざるをえない。

また、同堅穴からは小破片ではあるが焼塩土器の破片が3点見つかった。いずれも胴部片で、全体形の復元は不能であるが、焼塩土器に特有な製作痕をもち、細片化した形状を呈するのも特徴といえる。

県内では2008年の山梨県考古学協会によるシンポジウム『塩の考古学』を経て、南アルプス市向町第1遺跡で初めて焼塩土器が確認されてから、甲府盆地西部の釜無川流域を中心に各地の古代集落で見つかり、

その後笛吹川流域にあたる甲府盆地東部の笛吹市西田町遺跡で確認された。また富士北麓の富士河口湖町西川遺跡でも見つかったことから、その分布は甲斐国全体に及んでいたことが推定され、ルートとしては富士川による河川水上交通路により釜無川、笛吹川流域に広がる富士西麓経由の流通ルートのほか、東海道経由による富士東麓の陸上交通路が想定されるに至った（杉本 2011）。2012年1月現在、県内で焼塙土器が確認された遺跡は、次の7遺跡である。

遺跡名	所在地	出土地点と時期
1 向第1遺跡	南アルプス市十日市場	SI01(8C前半)
2 東出入口遺跡	南アルプス市下宮地	SI1(9C)・5(8C)・22(9C前半)・23(10C前半)・30(10C前半)、SK100(10C末～11C前半)・120(?)・132(?)、SD27(9C後半)
3 野牛島・西ノ久保遺跡	南アルプス市野牛島	1号竪穴(8C後半)・2(9C前半)・4(9C前半)・5(?)・7(9C前半)・8(9C)・12(9C前半)・14(9C)・16(9C後半)・19(9C後半)・21(9C)・22(9C後半)・23(9C後半)・24(9C後半)・25(9C後半)・26(8C末～9C初)・27(9C初)・29(?)・37(8C前半)・41(9C後半)、3号溝(9C前半)・19(9C)・21(9C後半)・24(9C?)・31(?)、458号ピット(9C)、1号河道(?)
4 宮ノ前第5遺跡	韮崎市藤井町	12号住(9C前半)
5 西田町遺跡	笛吹市一宮町	SI17(9C前半)、SK202(9C)・296(9C後半?)
6 三ヶ所遺跡	山梨市三ヶ所	3次3号竪穴(9C後半)
7 西川遺跡	富士河口湖町河口	試掘(9C後半?)

資料が増加しつつある中で、県内の様相としては『野牛島・西ノ久保遺跡』で整理した状況から大きな変更はない。ただ宮ノ前第5遺跡の事例を加え器形全体がわかる資料が確認されたことで、甲斐地域における焼塙土器の様相が明らかになりつつある。出土した遺跡の性格としては、各地域の政治的拠点、流通・交易の拠点に出土傾向があるといえるが、三ヶ所遺跡の例により宗教施設にも伴うことが推測される。今後、各地の古代集落遺跡の遺物を再点検する際に、そうした傾向を念頭に置く必要があろう。

2号竪穴では「奉々」とみられる刻書文字を底部にもつ土師器皿がある。神に供獻する意味の「奉」と考えられ、県内をはじめ全国各地の遺跡に多く事例が存在する文字である。9世紀後半の皿で、供獻具にはふさわしい器形である。そのほか遺構外ではあるが「長」の墨書き器があり、これも容器の属性を示す何らかの意味をもつと考えられ、焼塙土器、「塙毛」、「奉」とともに検出された掘立柱建物の性格と強く関わりをもつ遺物ではないかと考えられる。1・3号掘立柱建物が神社建築であれば、いずれもふさわしい遺物といえるが、出土地点、時期が掘立柱建物群の継続時期とどう関わるのか検討をする。

### 【参考文献】

- 山梨県考古学協会 2008『塙の考古学—ゆく塙、くる塙、古代の塙とその流通を考える—』2007年度研究集会資料  
鶴原功・ 2009『焼塙土器』『野牛島・西ノ久保遺跡Ⅲ・V・VI区』南アルプス市ほか  
杉本悠樹 2011『富士河口湖町西川遺跡出土の古代製塙土器について』『山梨県考古学協会誌』20

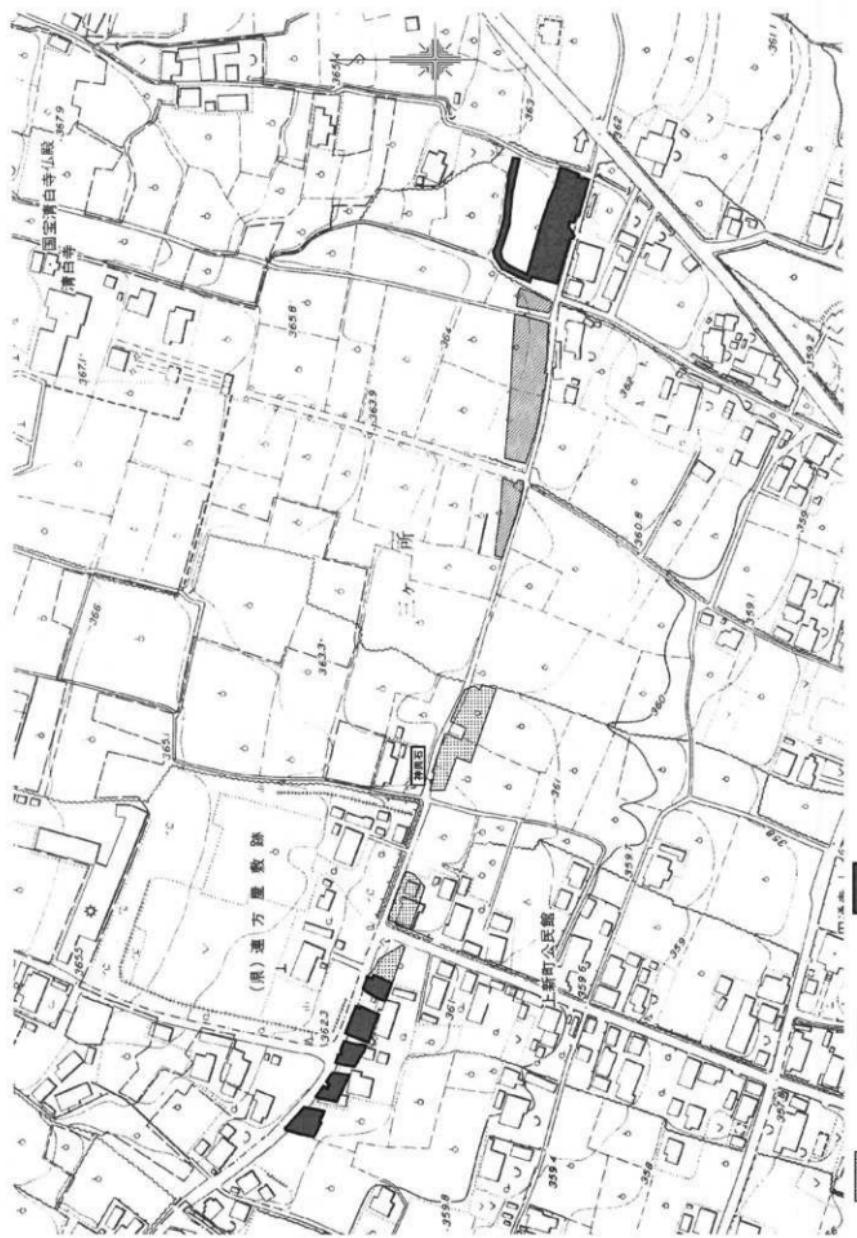
### 【註】

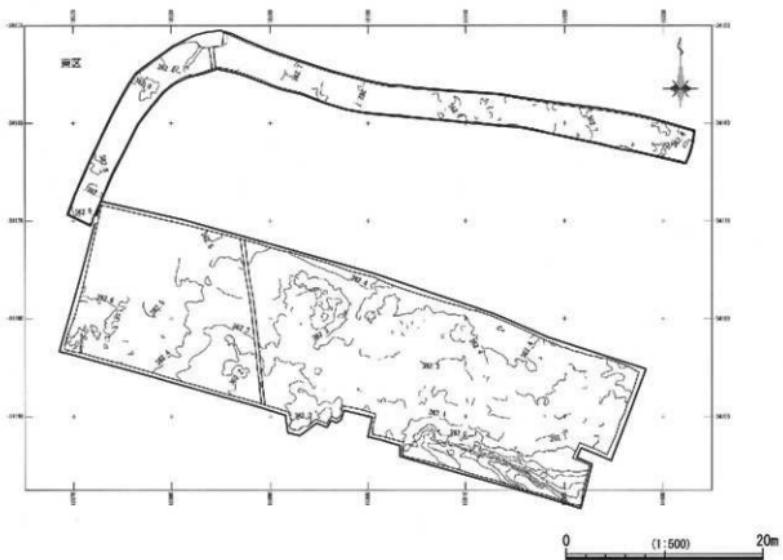
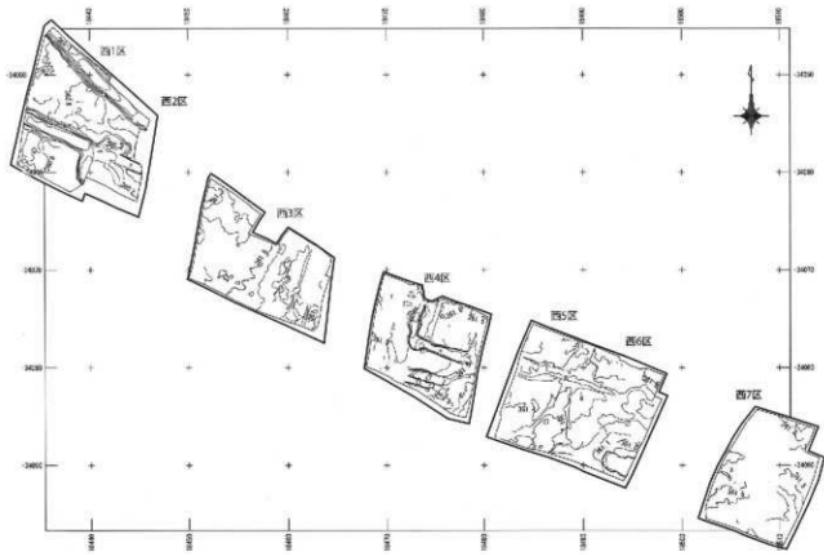
- (1) 国学院大学笠井南氏の御教示による。  
(2) 明治大学古代学研究所データベースを検索したが、「塙」に関する事例は確認できなかった。

文末ではあるが、本報告を作成するにあたり、山梨市、山梨市教育委員会、山梨市役所建設課をはじめ、関係諸機関、関係者の皆様、ならびに調査、整理作業に参加していただいた大勢の方々には、調査、整理に当たってご理解、ご協力を賜った。3年にわたる調査が終結し、得られた大きな成果についてこのような形で報告させていただくことを、心より感謝したい。また山岸常人先生にはご多忙の中、格別のご配慮を賜り、掘立柱建築に関する玉稿を頂戴し、改めて感謝申し上げたい。

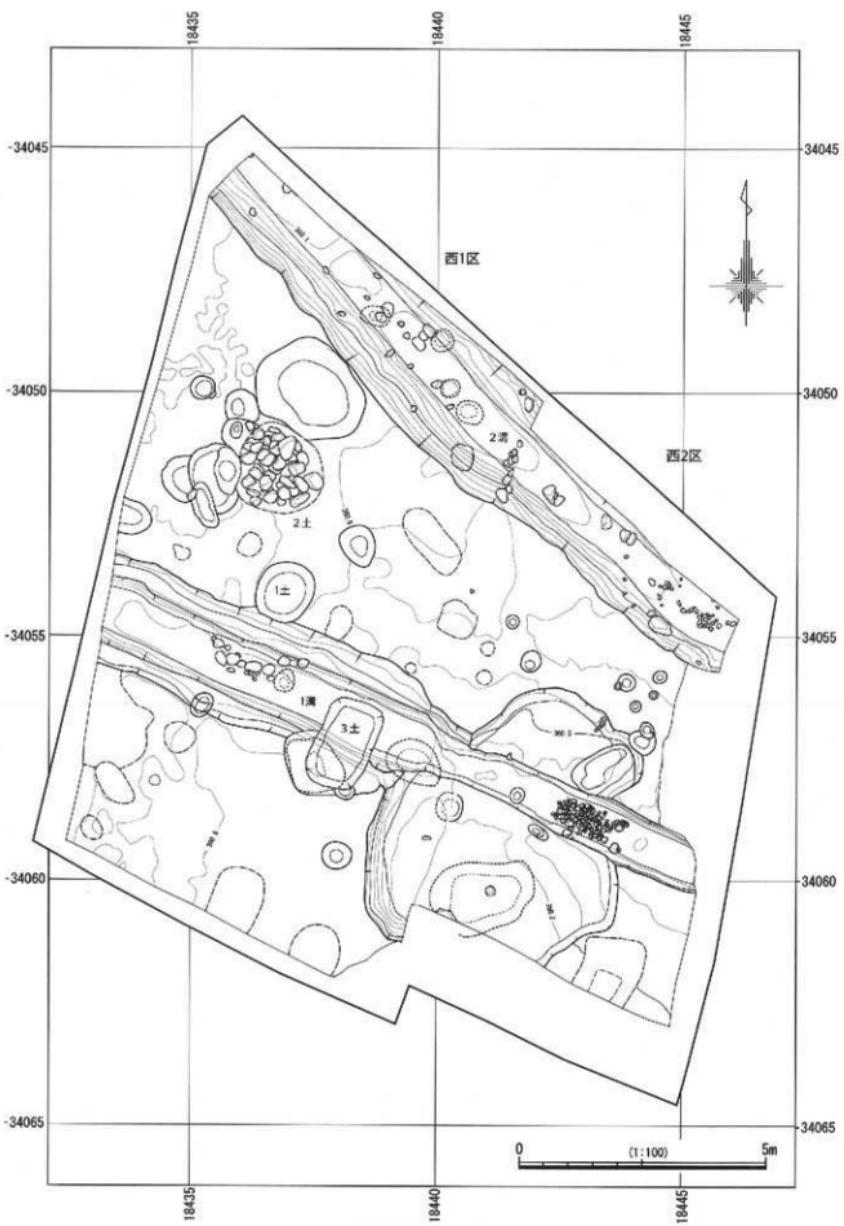
第1回 調査区の位置

200m  
(1:2500)

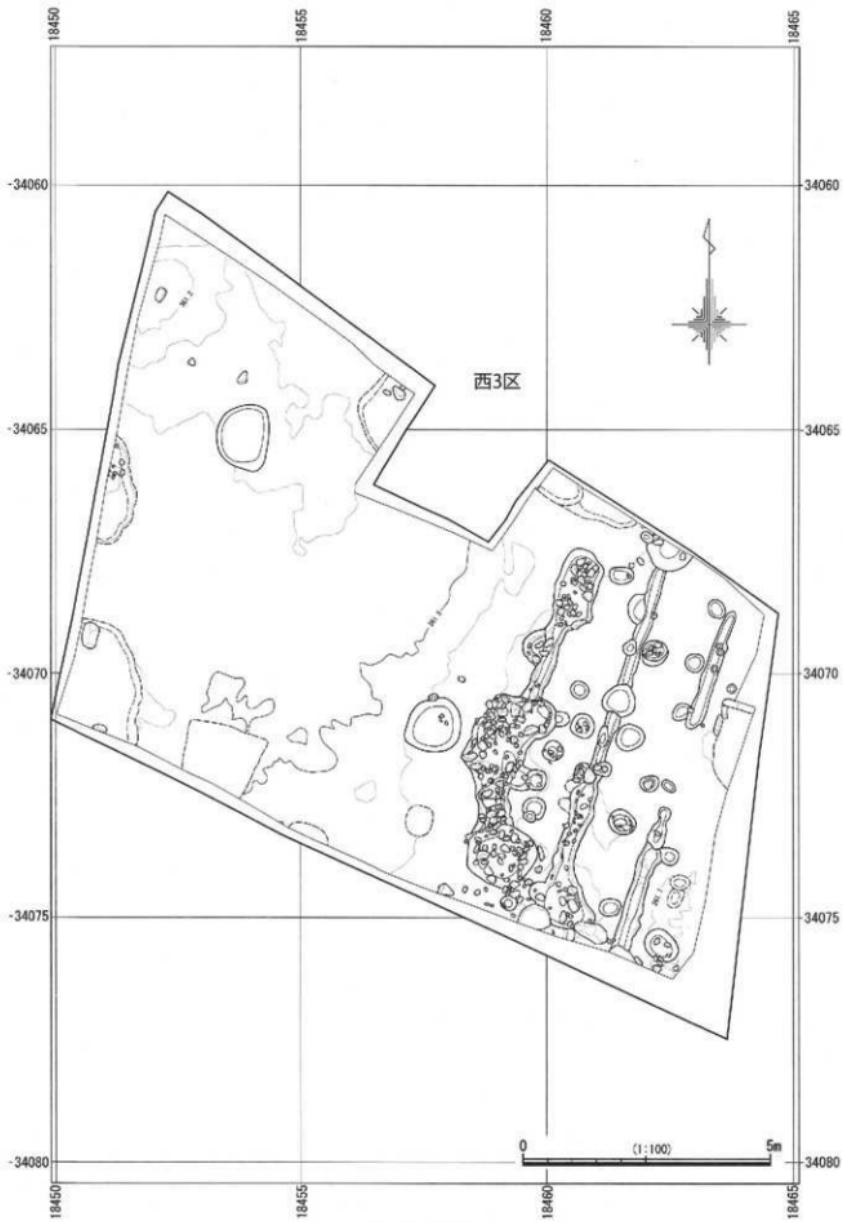




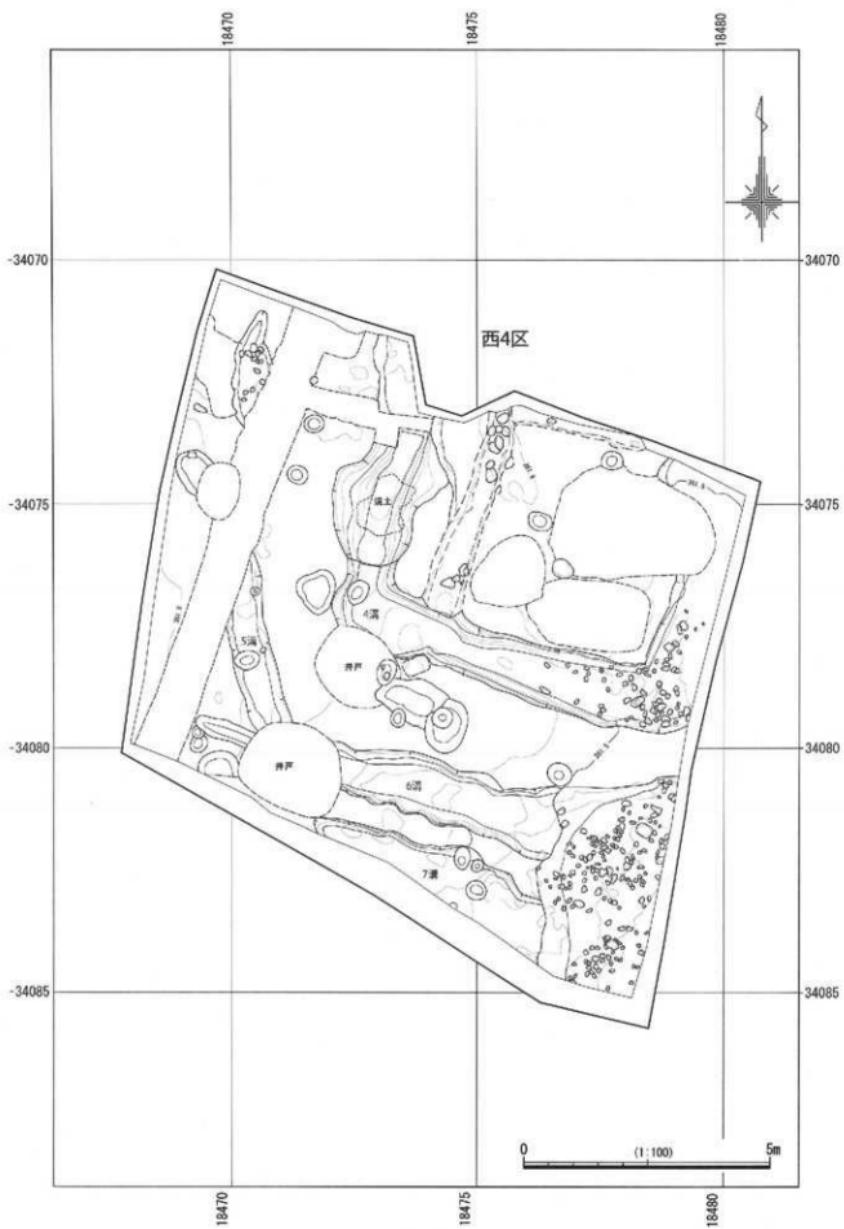
第2図 調査区の等高線図



第3図 西1・2区

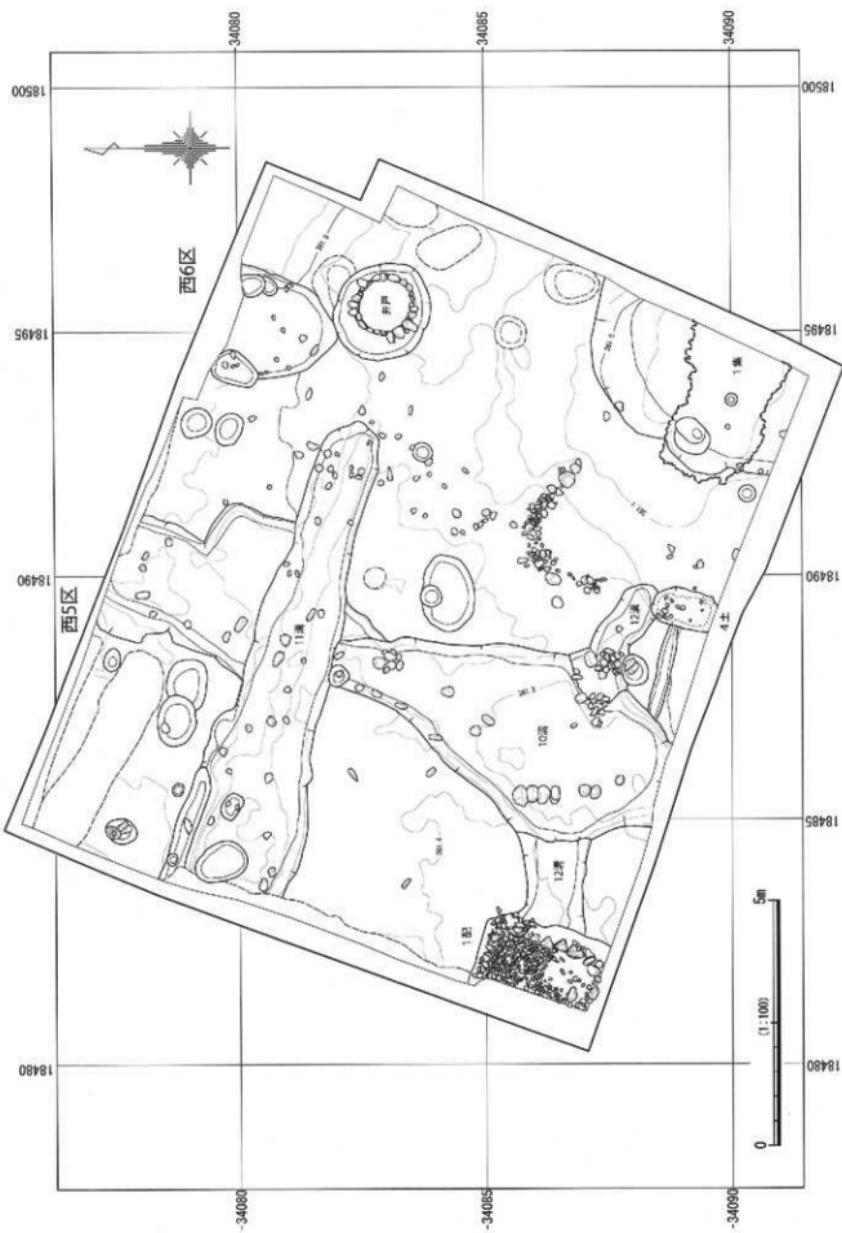


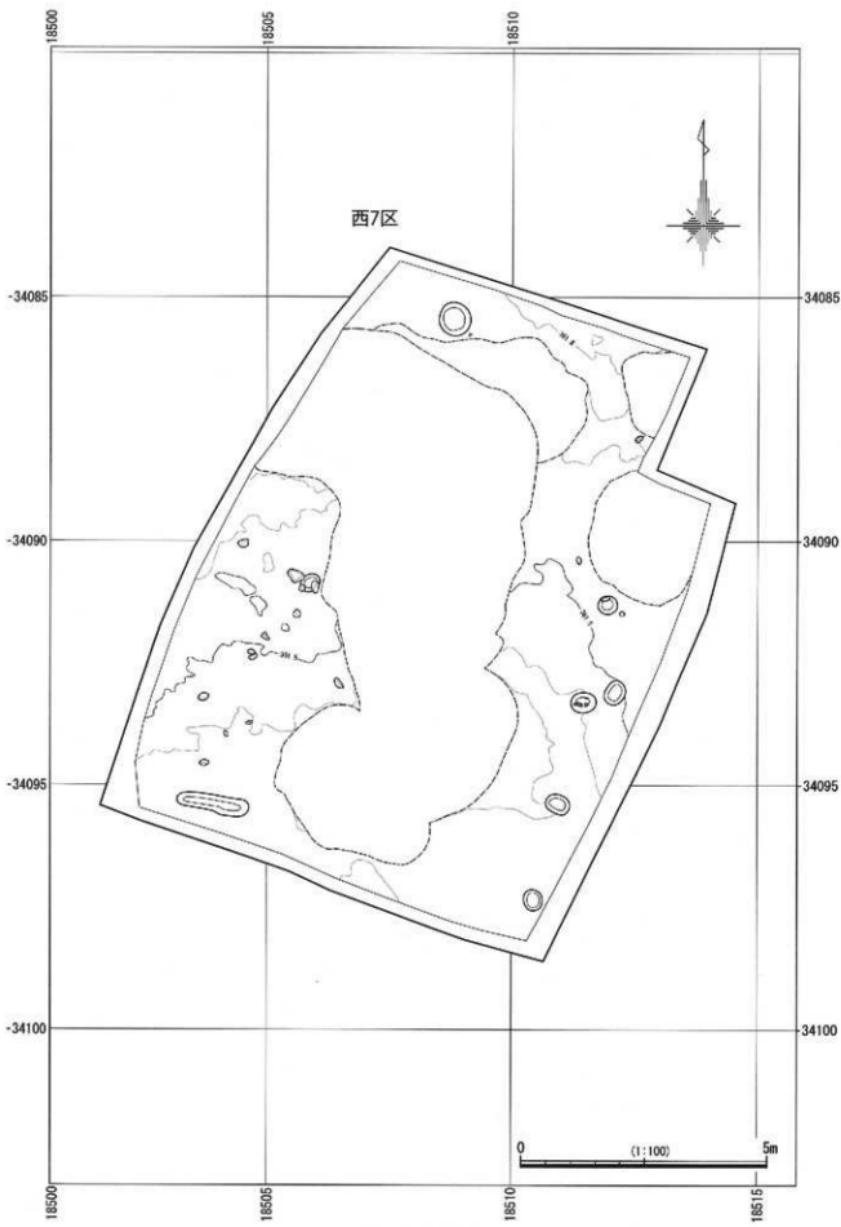
第4図 西3区



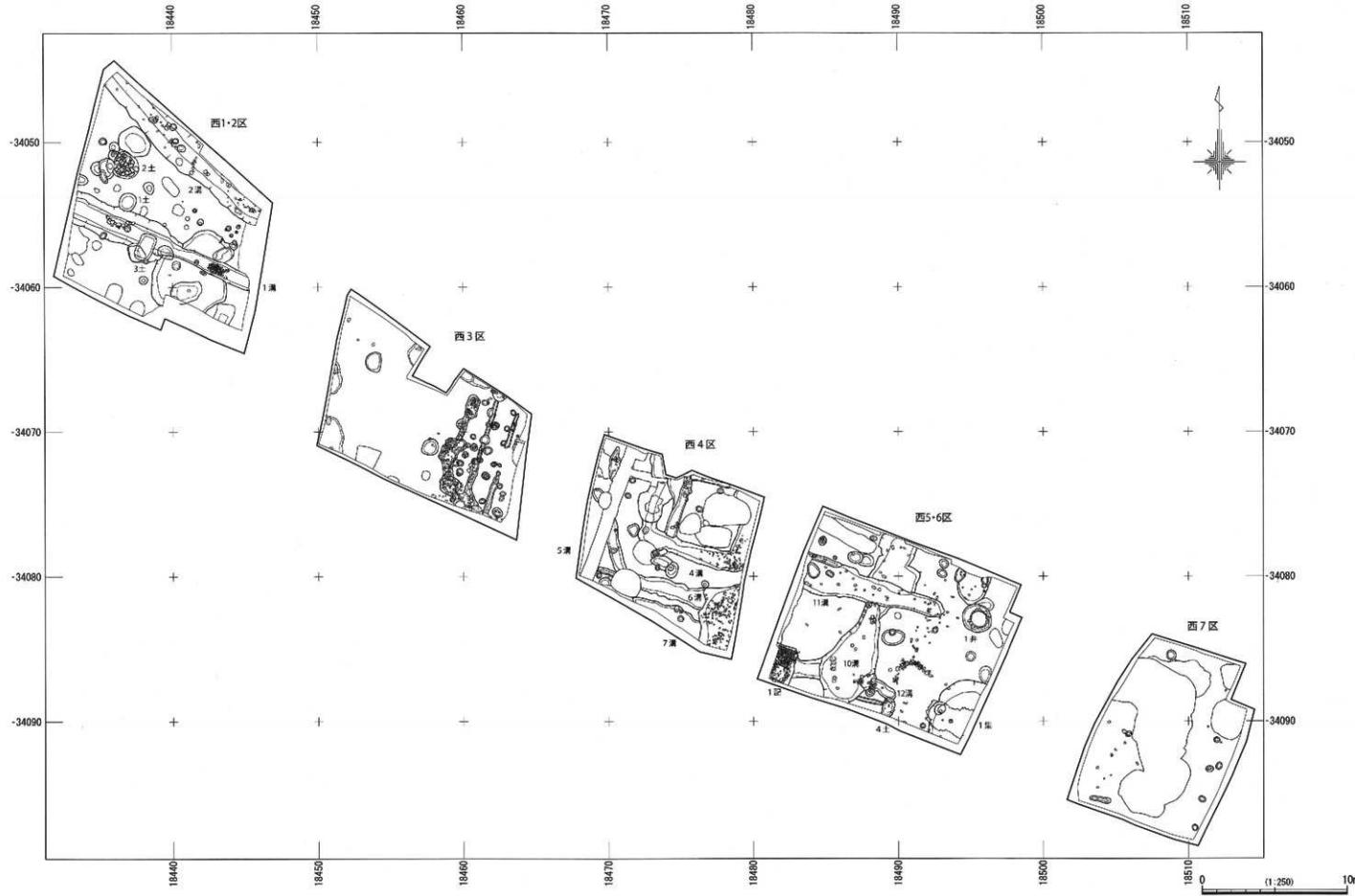
第5図 西4区

第6図 西5・6区





第7図 西7区



第8図 西区全体図

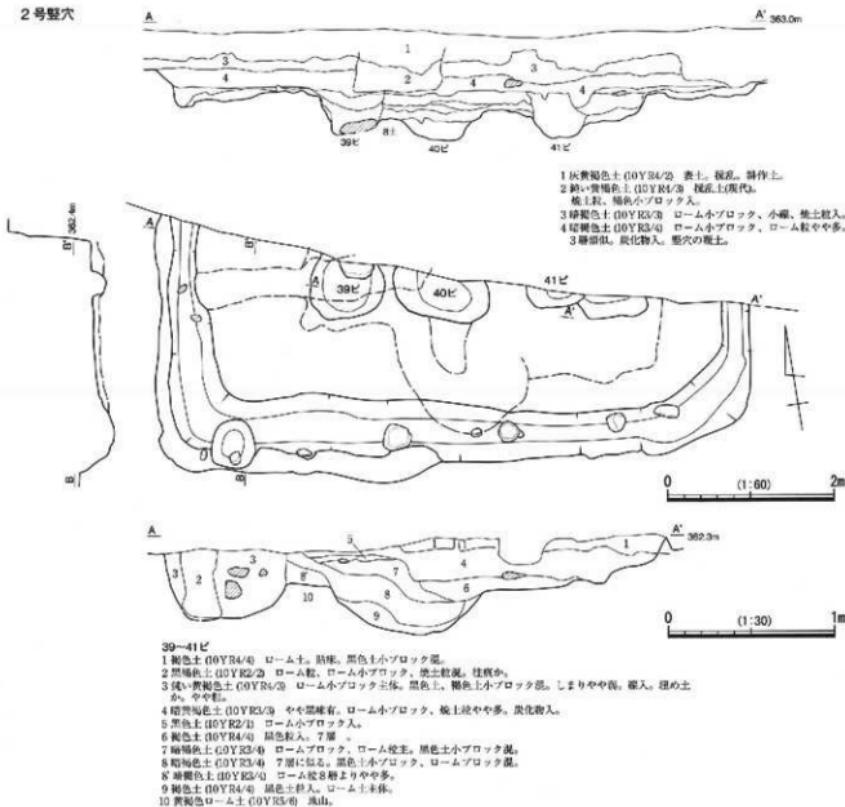


第9図 東区全体図

1号豊穴

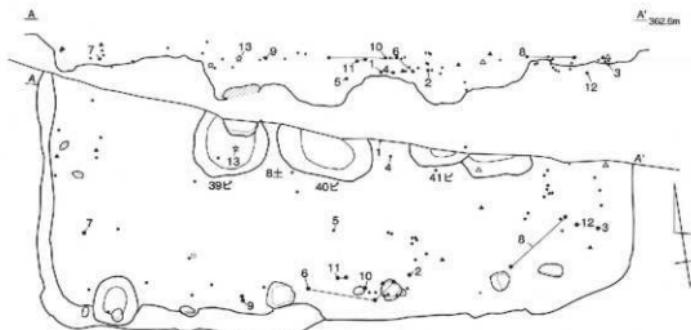


2号豊穴

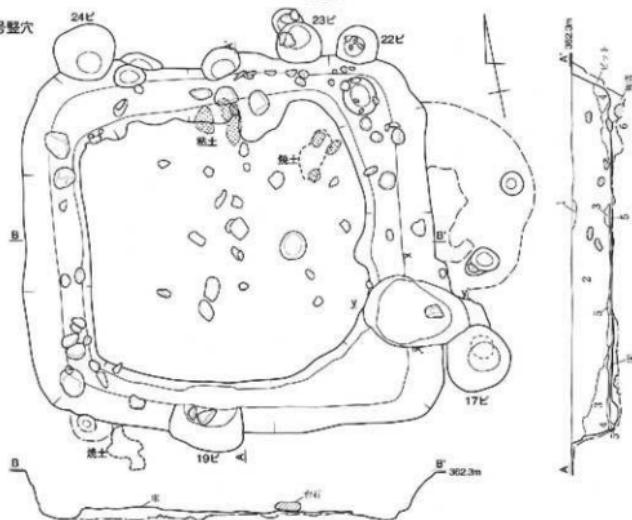


第10図 1・2号豊穴

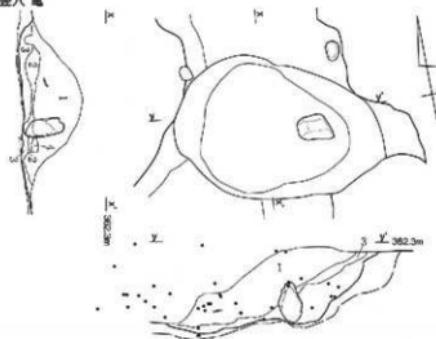
2号豊穴



3号豊穴



3号豊穴 端

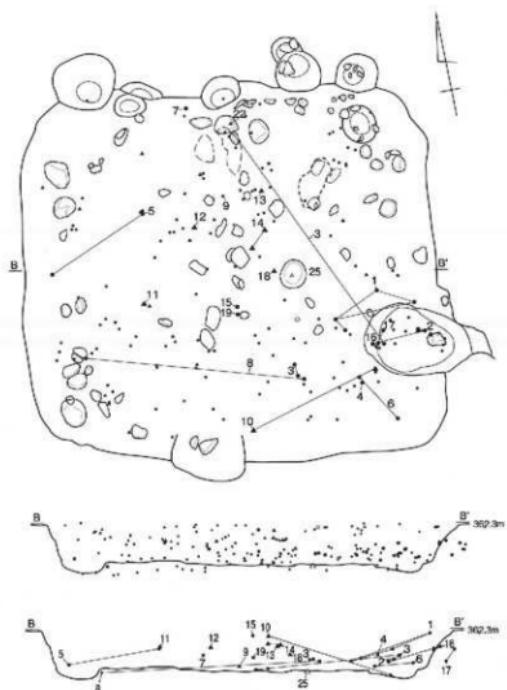


### 3豊窓

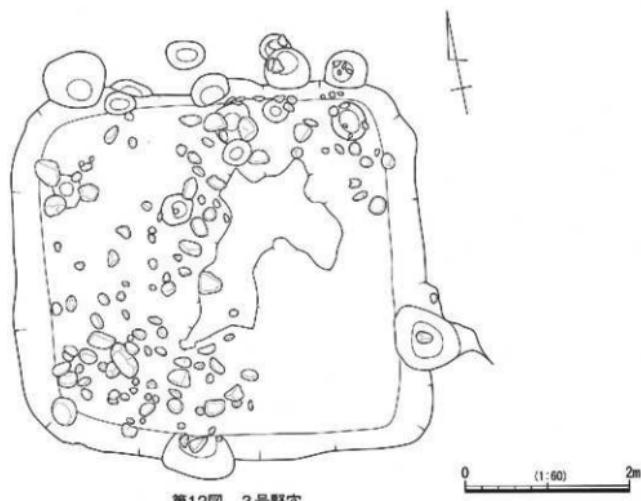
- 1 岩灰色土 (10YR5/2) ローム小ブロック、ローム粒入。
- 2 褐褐色土 (10YR5/3) ローム小ブロック多。
- 3 黄褐色土 (10YR4/3) ローム小ブロック多。
- 4 黄褐色土 (10YR4/3) 地上上のローム多。
- 5 黄褐色土 (10YR3/3) 地上上のローム多。
- 6 黄褐色土 (10YR3/3) 地上上のローム多。

0 (1:30) 1m

第11図 2・3号豊穴

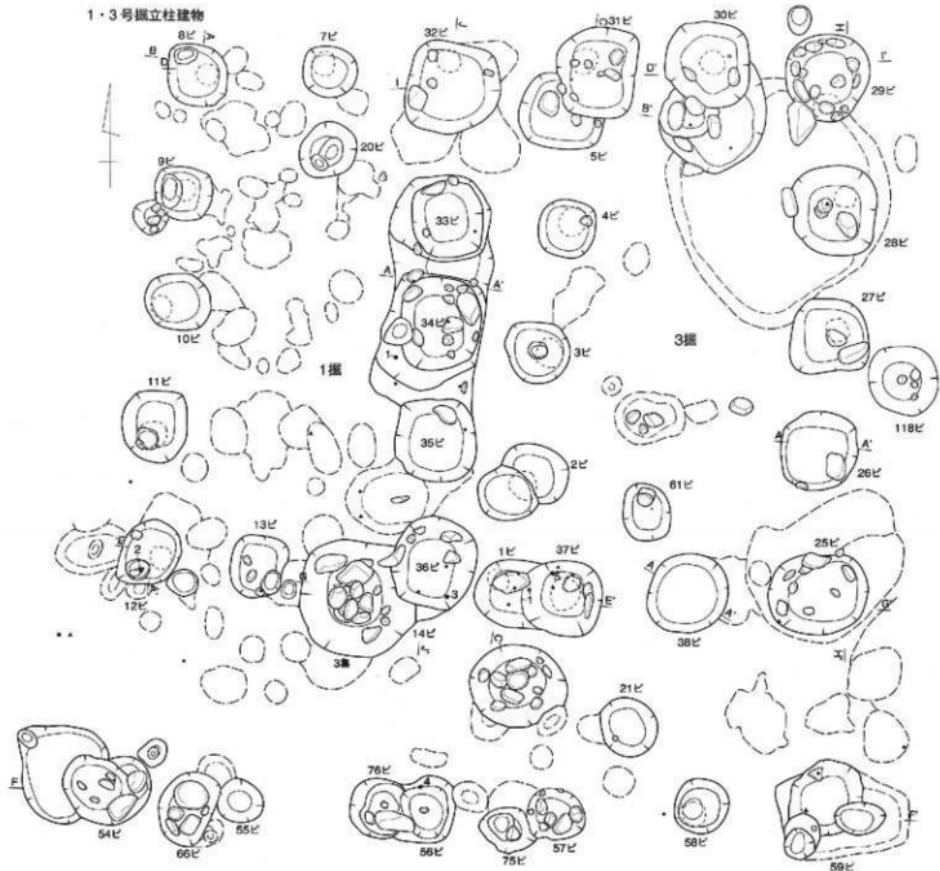


3号竖穴 摂り方

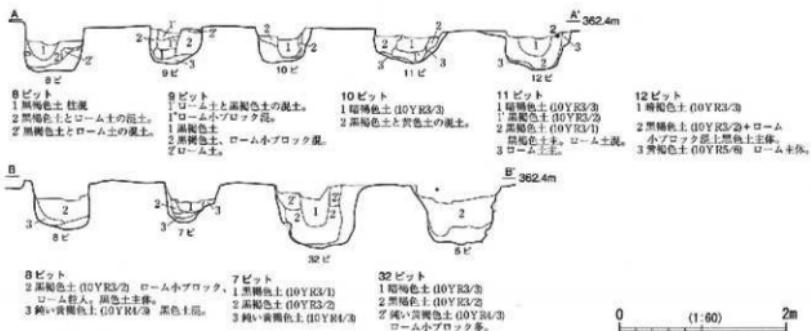


第12図 3号竖穴

1・3号掘立柱建物

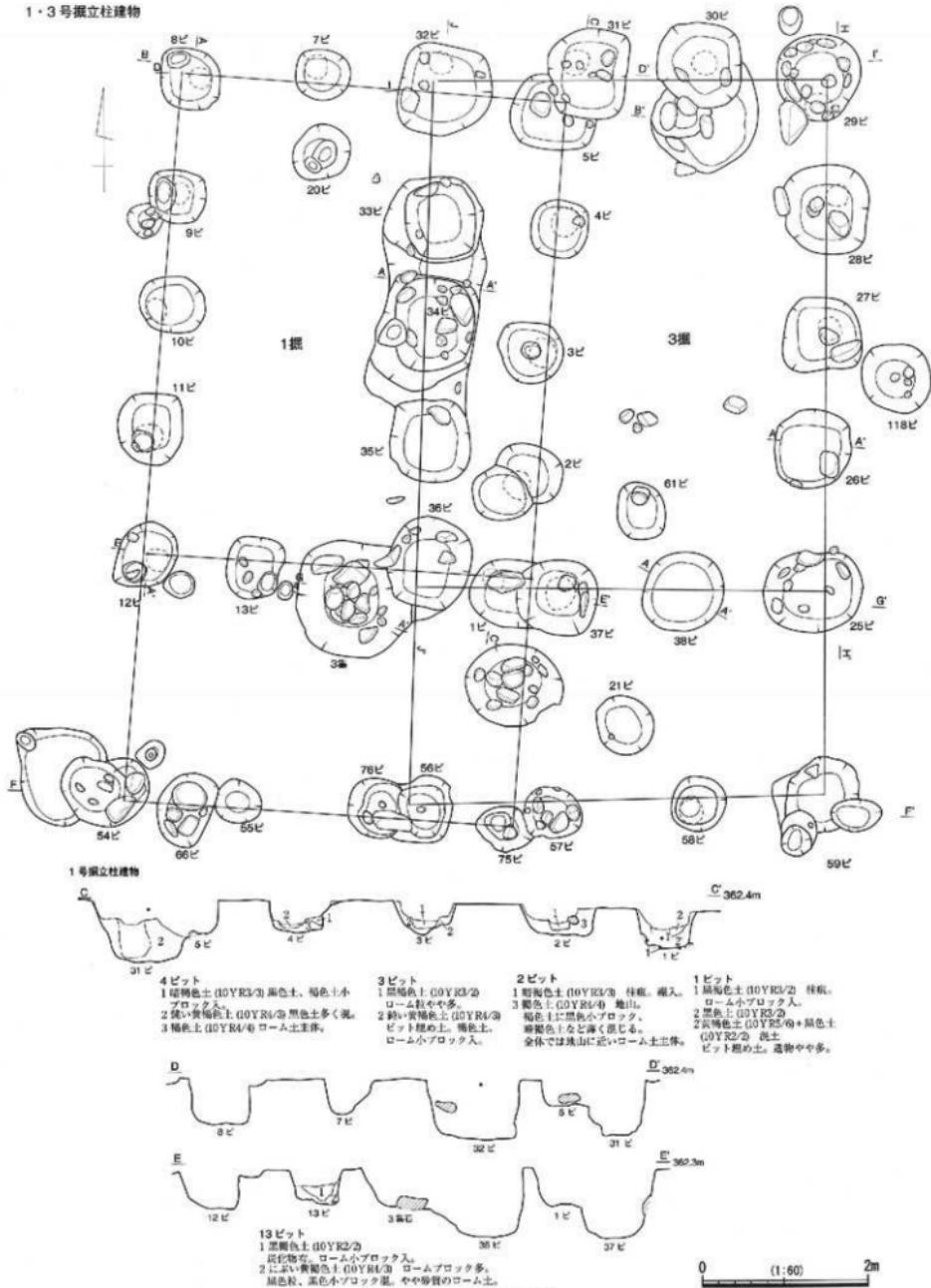


1号掘立柱建物



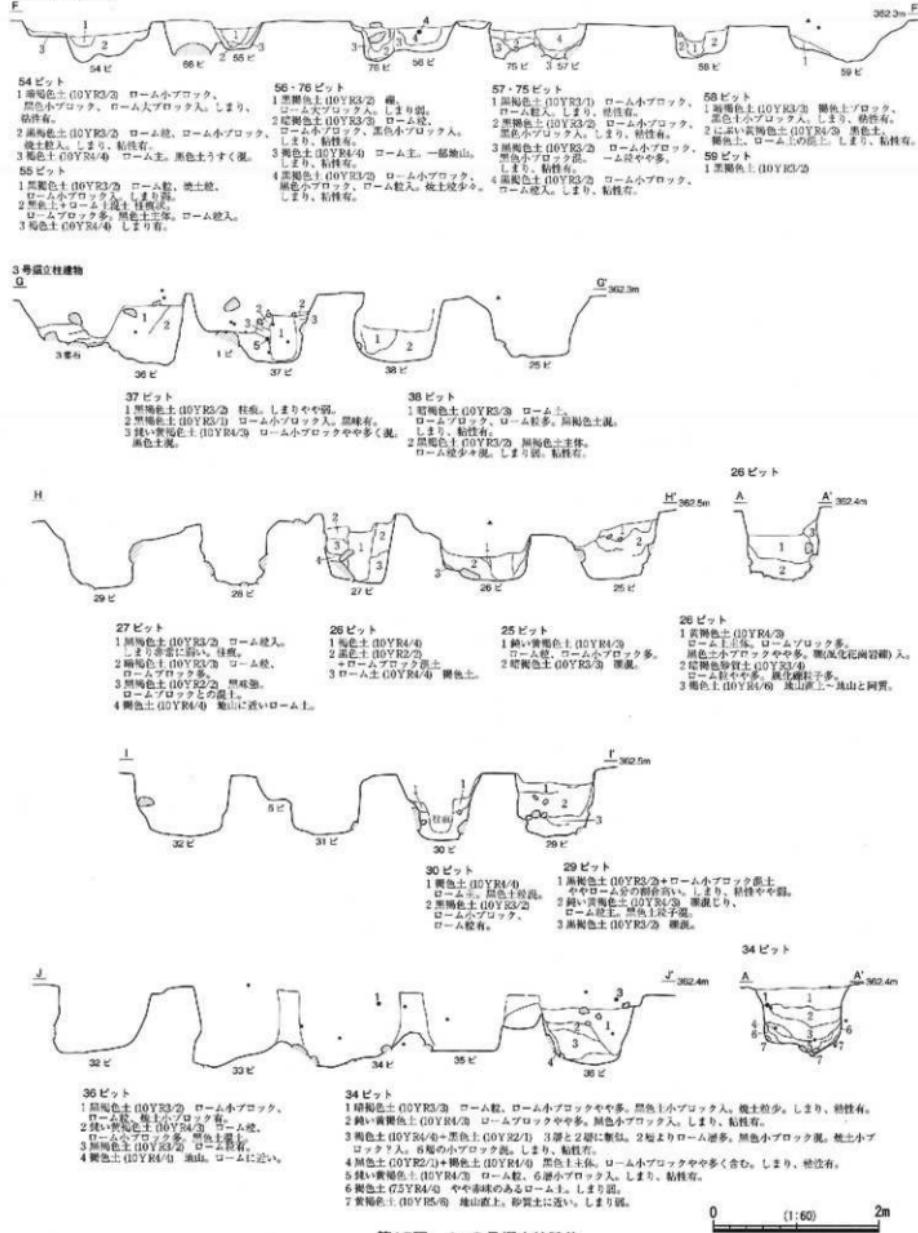
第13図 1・3号掘立柱建物

1・3号据立柱建物

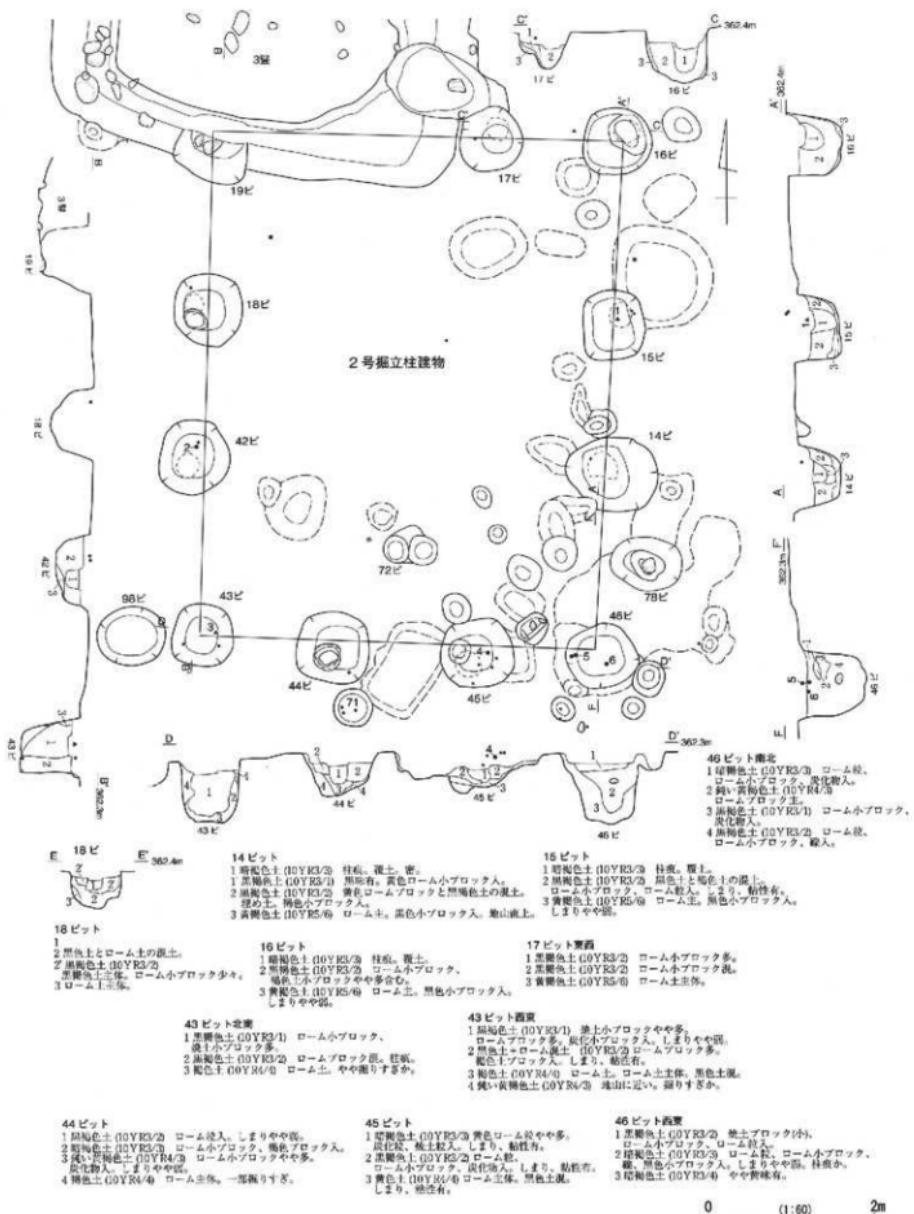


第14図 1・3号据立柱建物

## 1・3号掘立柱建物 施

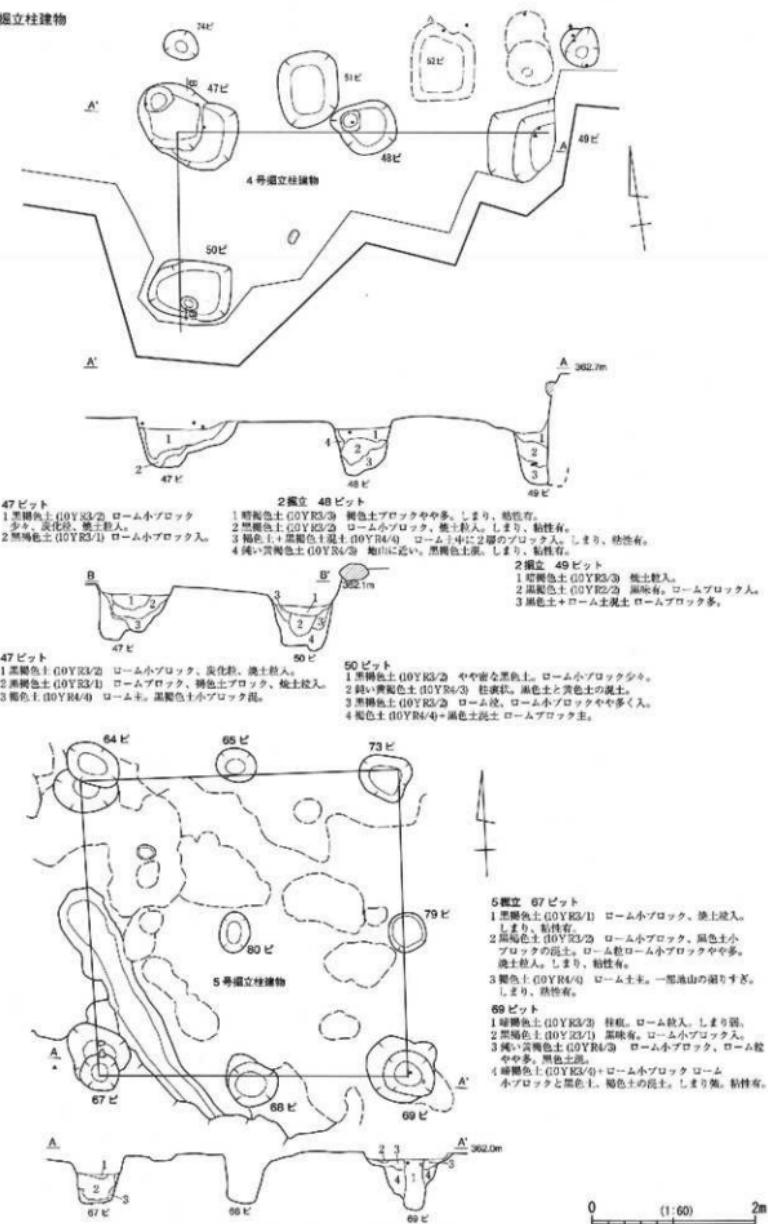


第15図 1・3号掘立柱建物



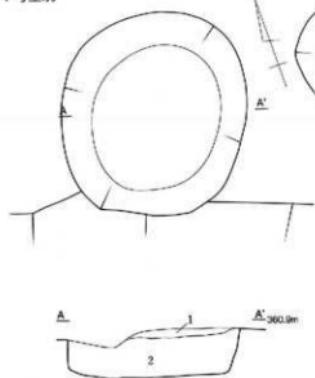
第16図 2号掘立柱建物

4・5号掘立柱建物

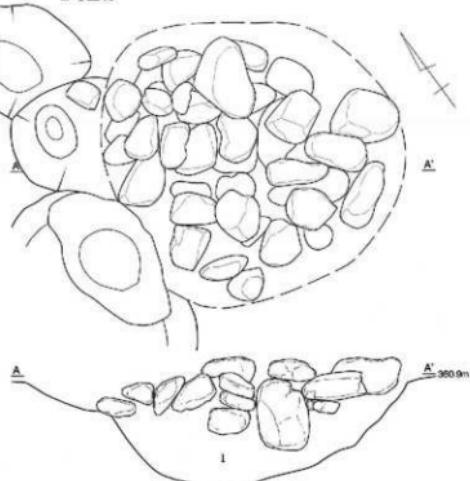


第17図 4・5号掘立柱建物

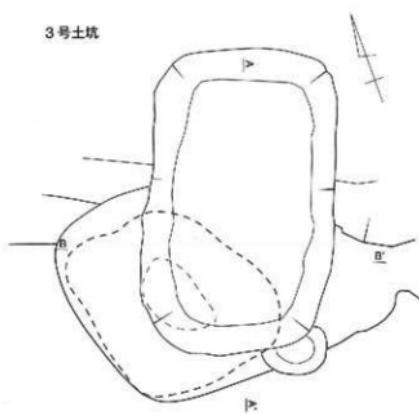
1号土坑



2号土坑

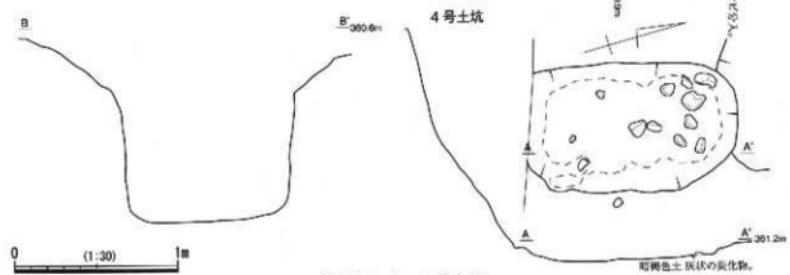


3号土坑



1 黒褐色土 (0YR3/2) 暗色土ブロック、灰色土の混土。新しい。しまりやや弱。

4号土坑



第18図 1～4号土坑

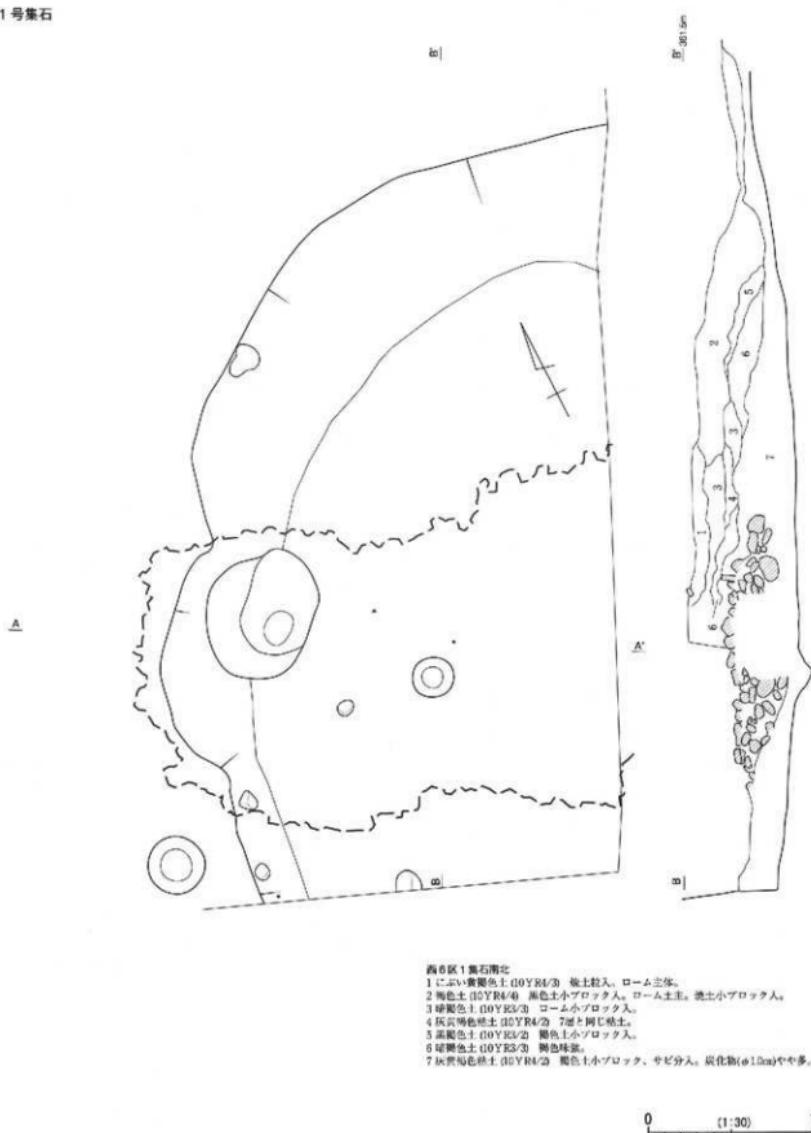
0 (1:30) 1m

1号集石



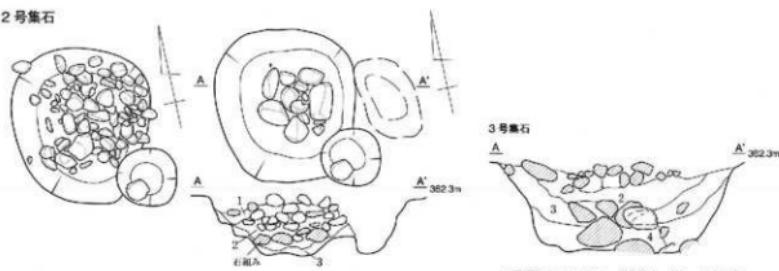
第19図 1号集石

1号集石



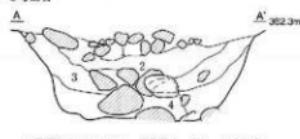
第20図 1号集石

2号集石



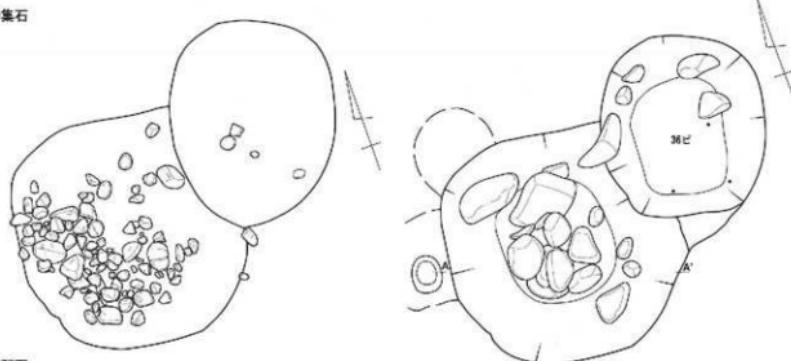
- 1 黒褐色粘土 (D-YR2/3) ロームテクスチャ主体。カクラン状か。
- 2 黄褐色土 (D-YR2/1) 硬化材多量。飛散材はない。硬さは中程度。
- 3 黄褐色土 (D-YR) ローム土多。地山直上。

3号集石

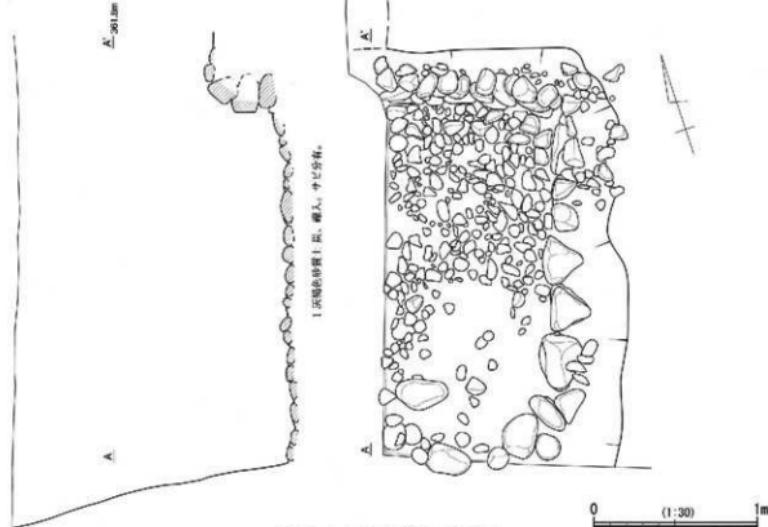


- 1 黒褐色土 (D-YR2/3) 硬化材入。漬入。しまり有。
- 2 黄褐色土 (D-YR2/1) 硬化材多量。
- 3 黑褐色土 (D-YR3/2) 硬化材、漬土粒混。ローム投入。しまりやや弱。
- 4 黄褐色土 (D-YR2/1) 硬化粒混じりの黒色土主体。

3号集石

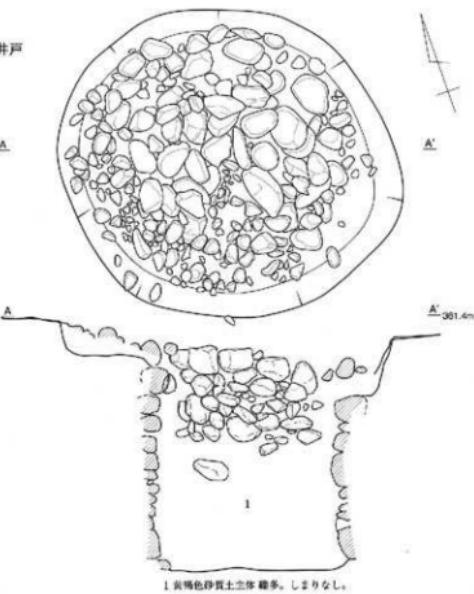


1号配石

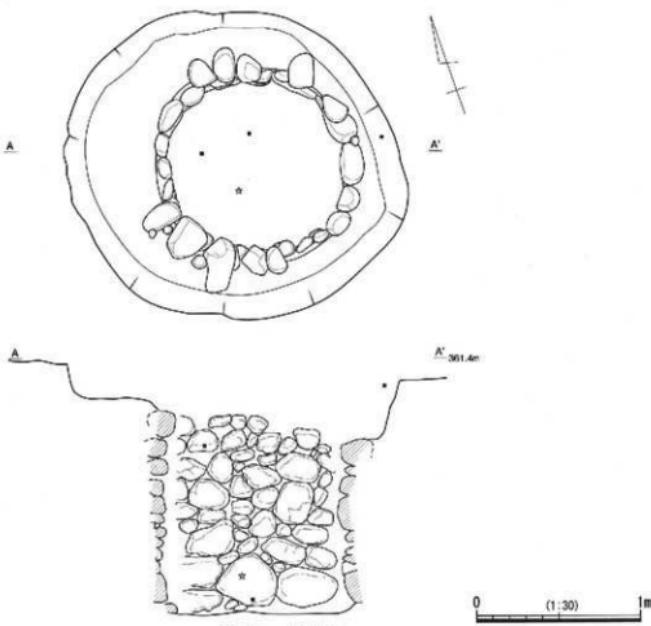


第21図 2・3号集石、1号配石

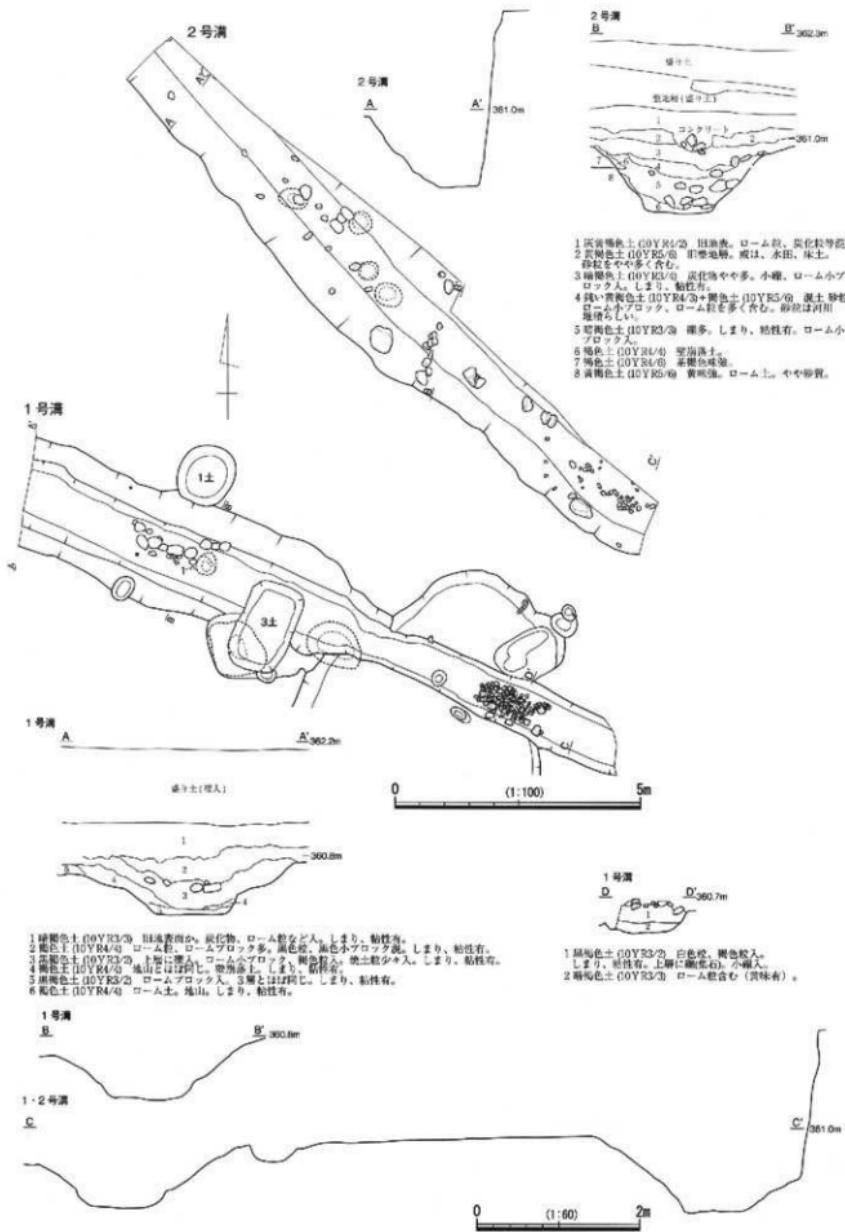
1号井戸



1 黄褐色砂質土主作 砂多。土なりなし。

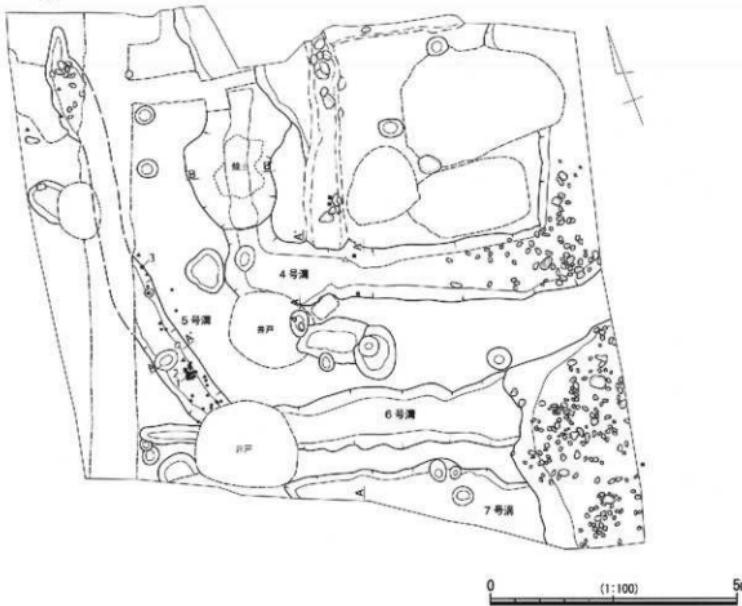


第22図 1号井戸



第23図 1・2号溝

4・5・6・7号溝



5号溝  
A-A' 361.8m

- 1 暗褐色土 (GYR3/3) 壤、炭化物多、塊入。
- 2 銀い黄褐色土 (GYR4/3) ローム谷多。
- 3 黒褐色土 (GYR2/2) 塵混土、砂粒混。
- 4 褐色土 (GYR1/4) 地山、ローム土。

4・5・7号溝



4号溝  
A-A' 361.8m

- 1 暗褐色土 (GYR3/3) ロームブロック、ローム粒や多。黑色小ブロック、炭化物入。しまり、筋性有。
- 2 銀い黄褐色土 (GYR4/3) ロームブロック多。
- 3 黑褐色土 (GYR2/2) 塵混土、砂粒混。
- 4 褐色土 (GYR1/4) 地山、ローム土。

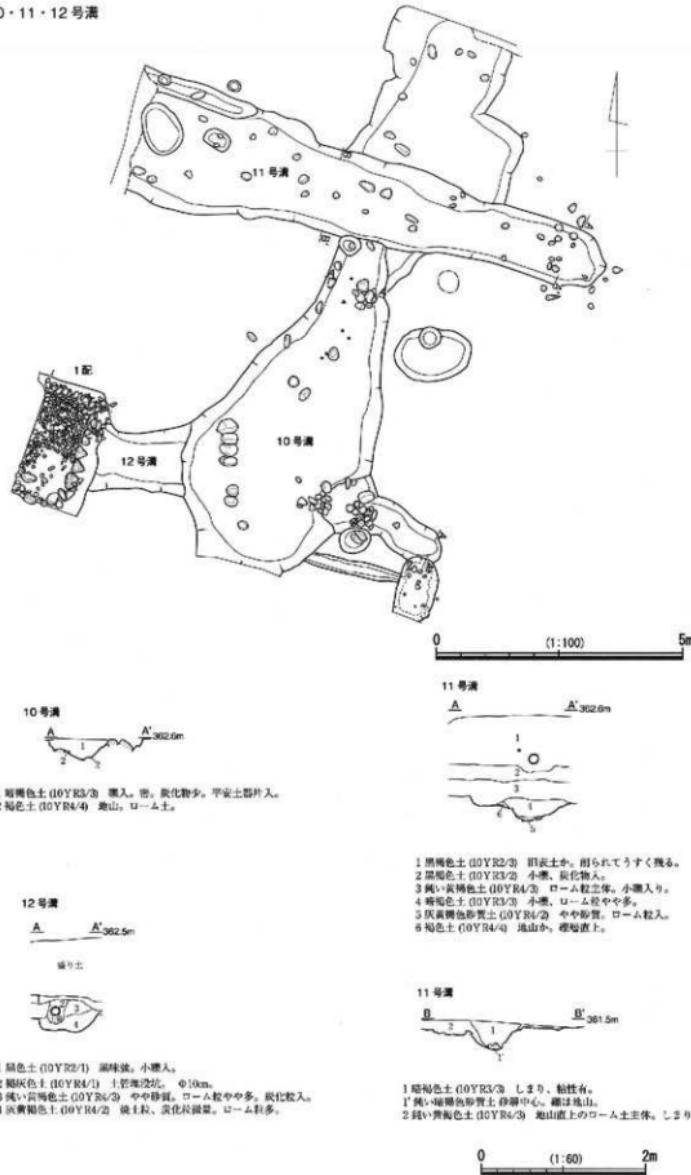
4号溝  
B-B' 361.8m

- 1 暗褐色土 (GYR3/3) 熟した赤味のある土(粘土に似る)を生とする。ローム多。鐵土小ブロック入。
- 2 銀い黄褐色土 (GYR4/3) ローム生持。
- 3 黑褐色土 (GYR2/2) 塵混土、炭化物入。ローム土多。
- 4 褐色土 (GYR1/4) ローム土、堅韌粘土。

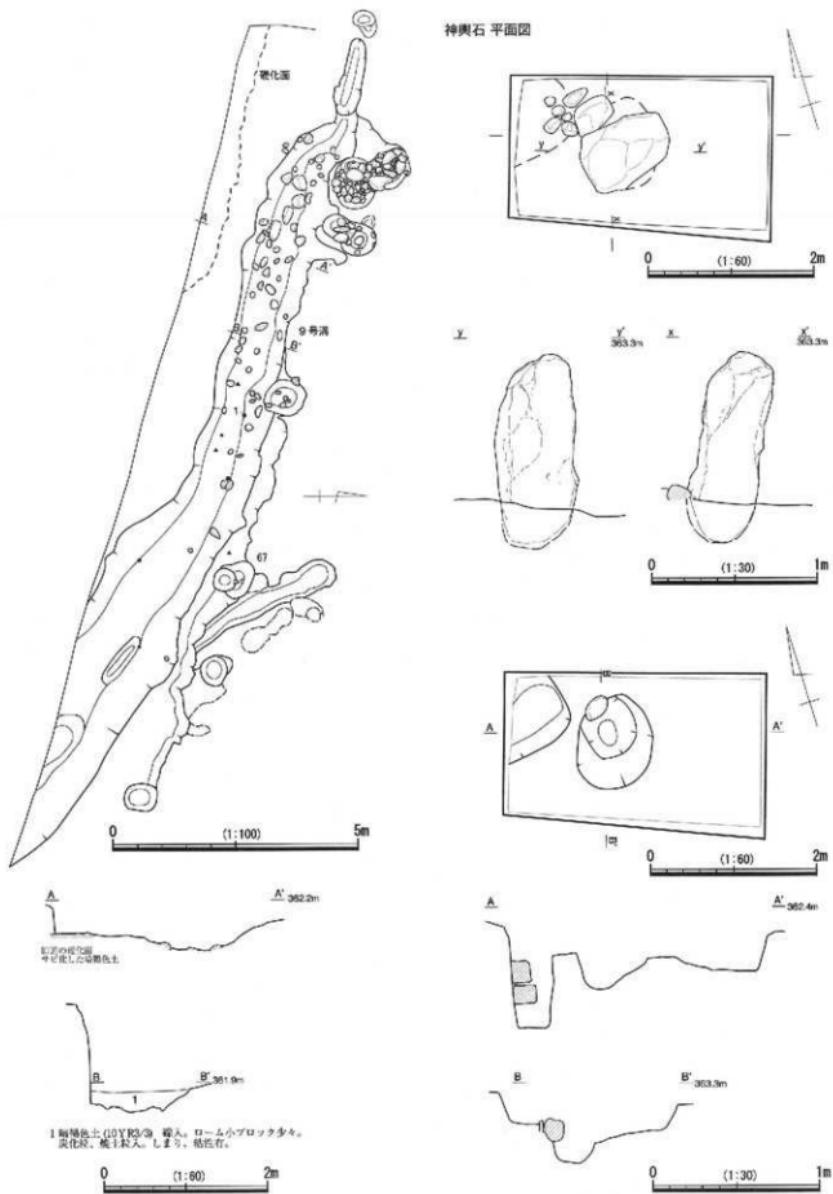
0 (1:60) 2m

第24図 4～7号溝

10・11・12号溝

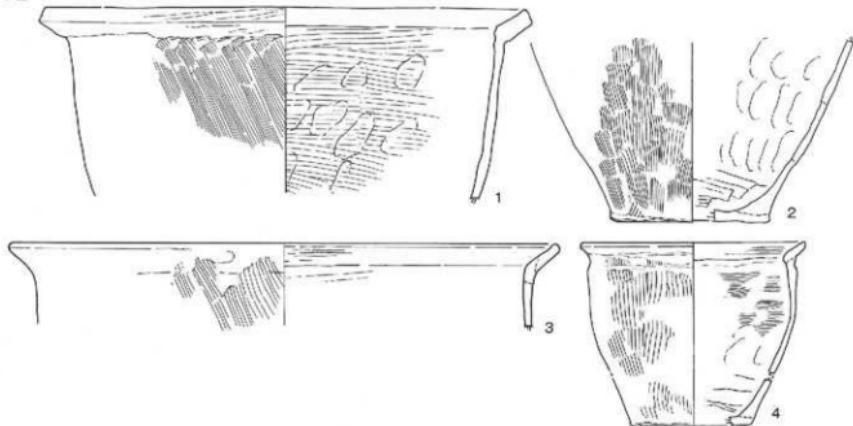


第25図 10～12号溝

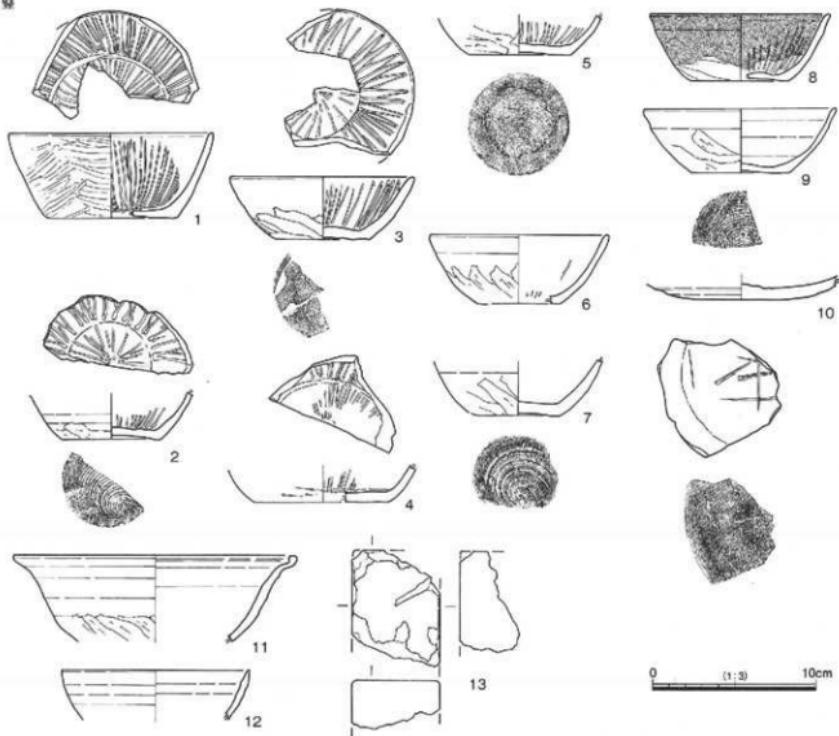


第26図 9号溝、神奥石

1號

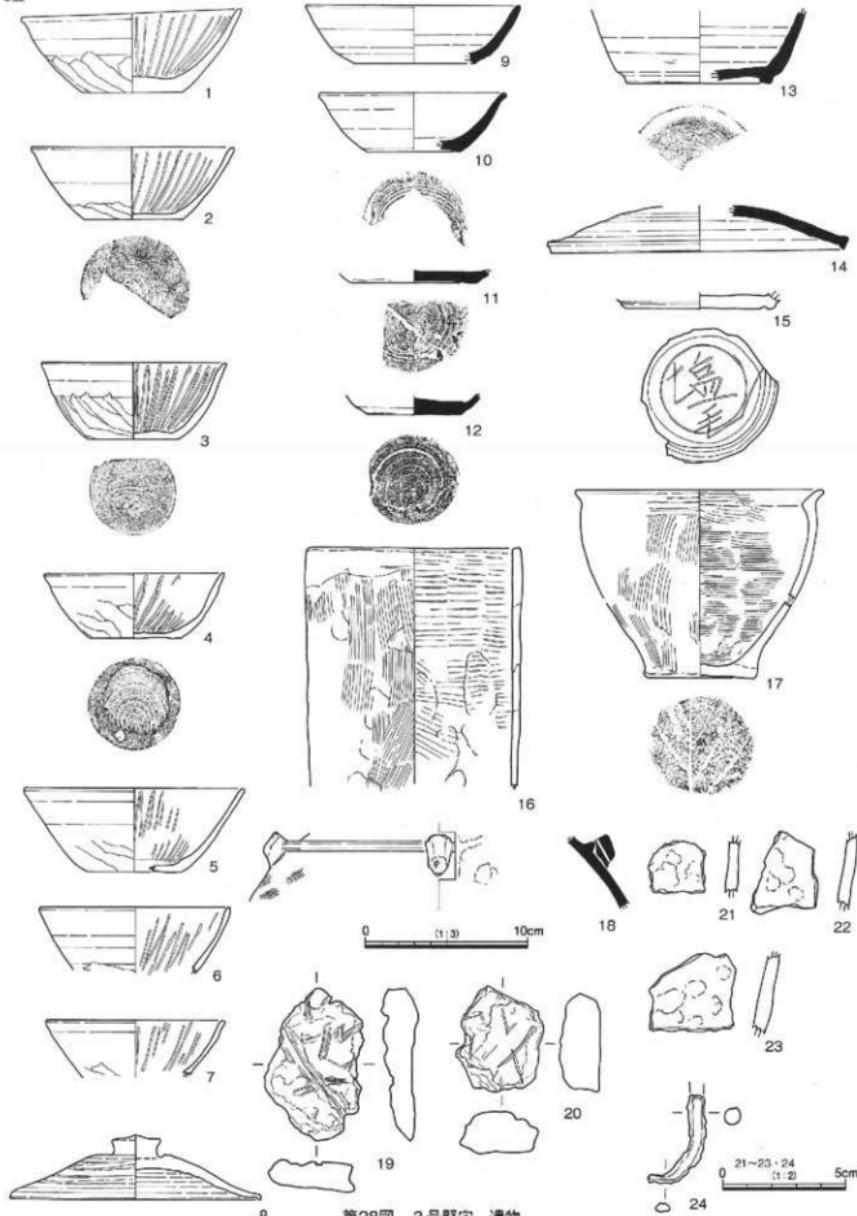


2號



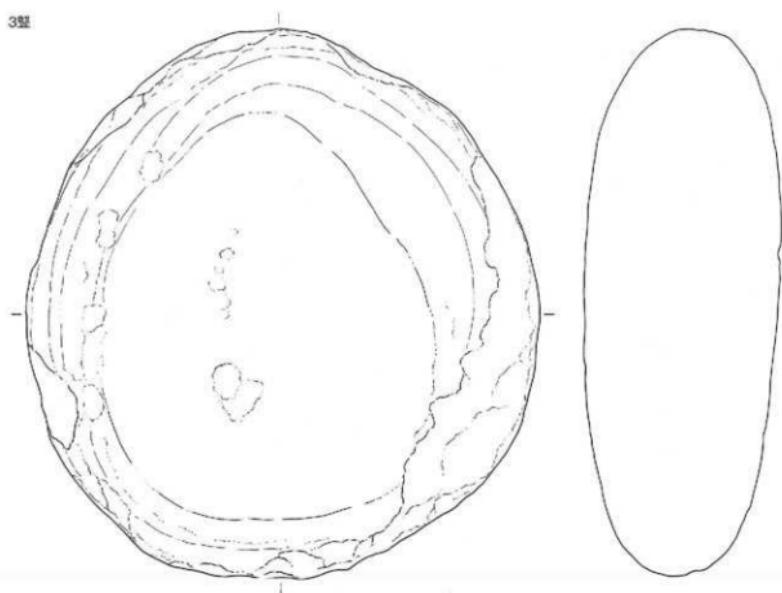
第27図 1・2号竪穴 遺物

3號

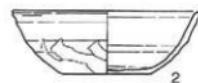
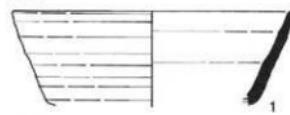


第28図 3号竪穴 遺物

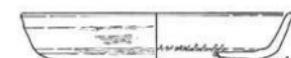
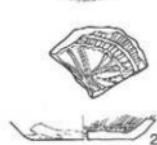
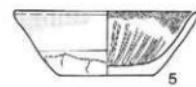
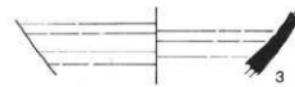
3號



1標立

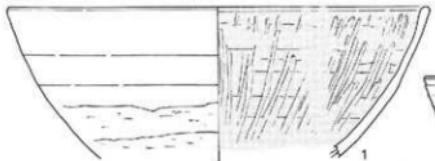


2標立

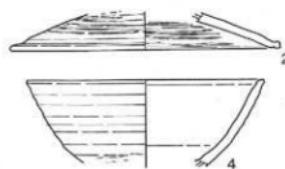


第29図 3号竪穴、1・2号据立柱建物 遺物

3挺立



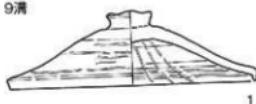
71ピット



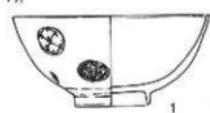
5溝



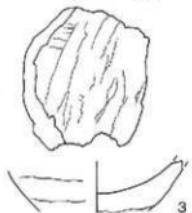
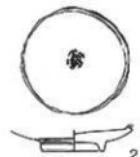
9溝



1#

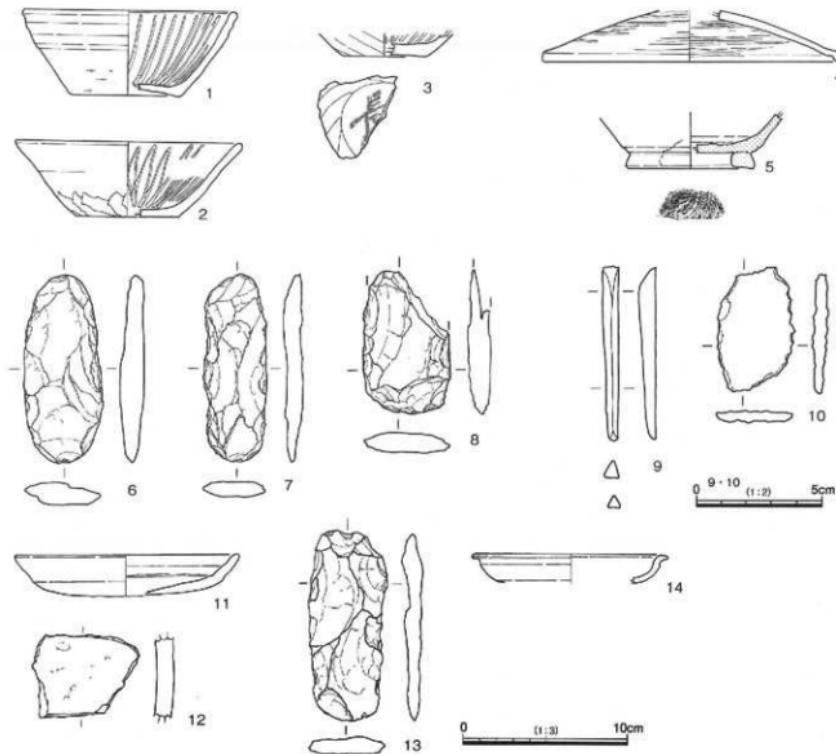


0 (1:3) 10cm



第30図 3号掘立柱建物、71・77号ピット、1・5・9号溝、1号井戸 遺物

遺構外



第31図 遺構外 遺物

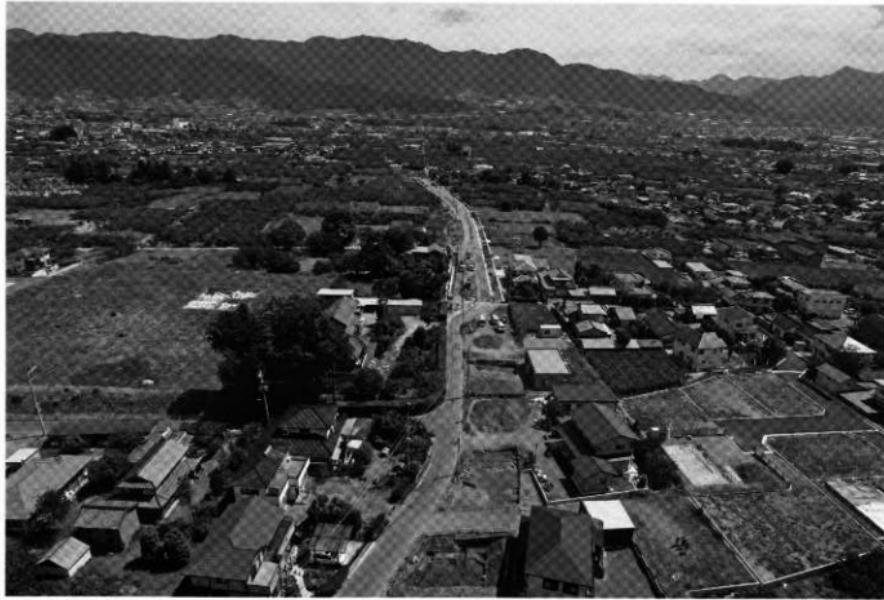


1 西区合成俯瞰



2 東区合成俯瞰

図版 2



1 西区俯瞰、東を望む



2 東区俯瞰、西を望む



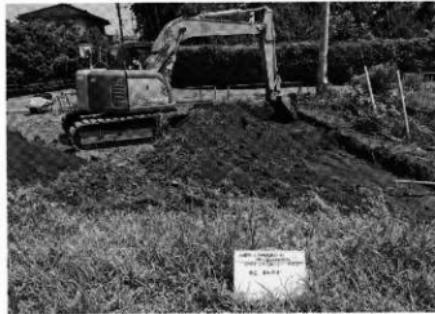
1 本調査前状況



2 東区支線地点表土剥ぎ



3 西区調査前



4 西区表土剥ぎ



5 西区調査風景



6 西1区調査風景

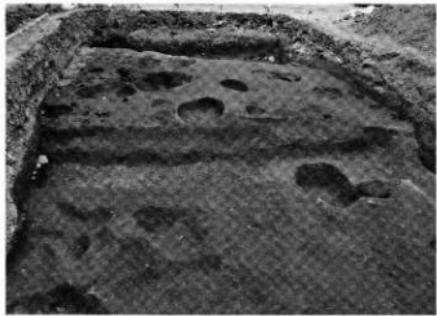


7 西1区完掘状況



8 西1区完掘状況

图版 4



1 西1区完掘状況



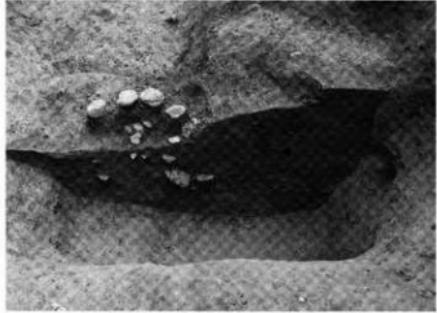
2 西1区完掘状況



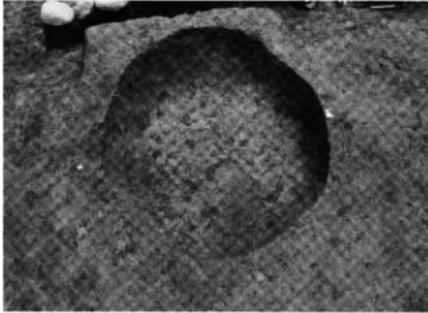
3 西1区1号溝



4 西1区1号溝断面



5 1号溝と3号土坑の重複



6 1号土坑



7 2号溝断面



8 2号溝完掘



1 西2区完掘状況



2 西2区完掘状況



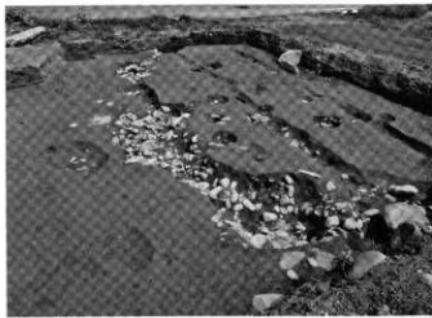
3 西2区1号溝内集石



4 西2区調査風景



5 西3区完掘状況



6 西3区歎状遺構



7 西4区完掘状況



8 西4区完掘状況

図版 6



1 4号溝断面



2 西4区と連方屋敷跡



3 西4区と連方屋敷跡



4 西4区と連方屋敷跡



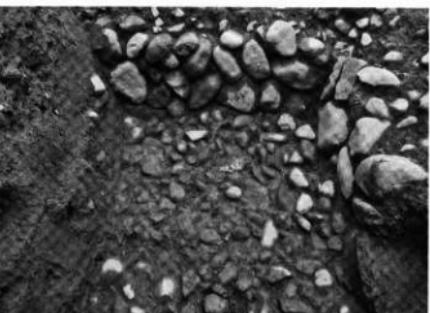
5 西5区調査風景



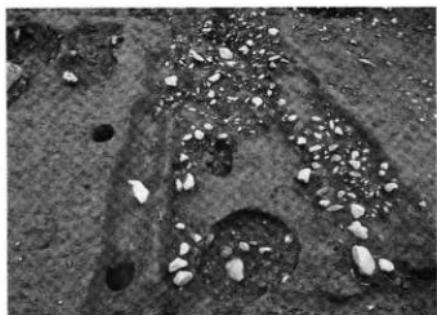
6 西5区完掘状況



7 西5区1号配石



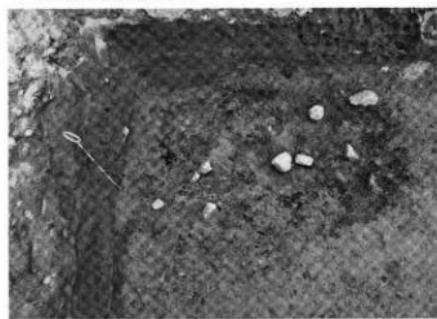
8 西5区1号配石石積状況



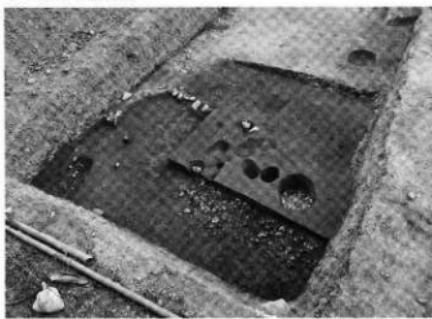
1 西5区11号溝発掘状況



2 西6区1号発掘状況



3 西6区4号土坑



4 西6区1号集石上層



5 西6区1号集石



6 西6区1号集石調査風景

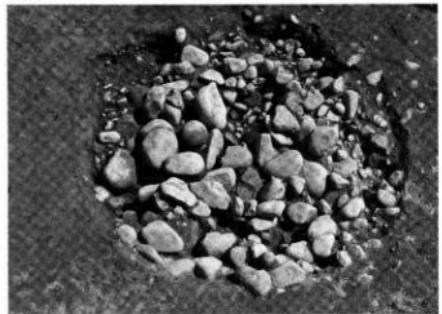


7 西6区1号集石



8 西6区1号集石断面

図版 8



1 西6区1号井戸上層



2 西6区1号井戸完掘状況



3 西6区1号井戸石積状況



4 西6区と連方屋敷跡



5 西7区完掘状況



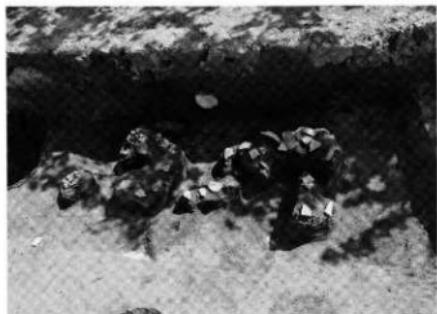
6 神奥石



7 神奥石



8 神奥石地点完掘状況



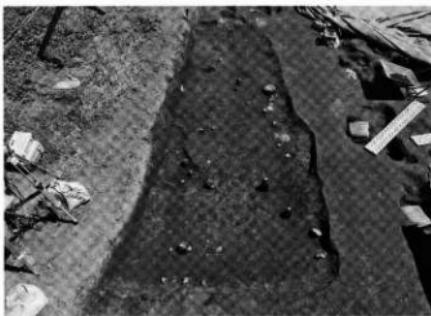
1 1号竪穴遺物出土状況



2 1号竪穴焼土検出状況



3 1号竪穴炭化材



4 2号竪穴遺物出土状況



5 2号竪穴完掘状況



6 2号竪穴掘り方

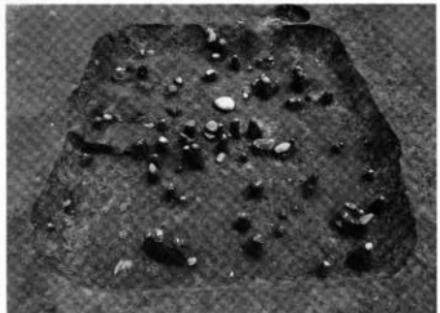


7 2号竪穴柱穴内礎板石

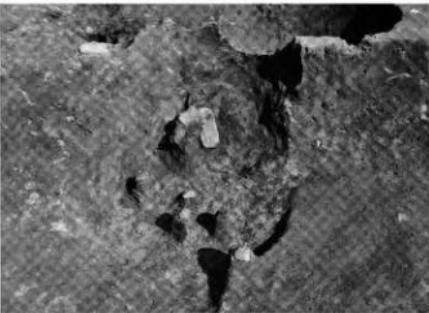


8 3号竪穴調査風景

图版 10



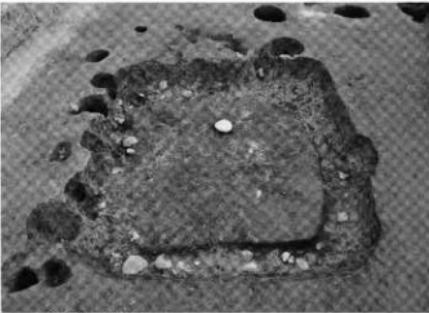
1 3号竪穴遺物出土状況



2 3号竪穴遺物出土状況



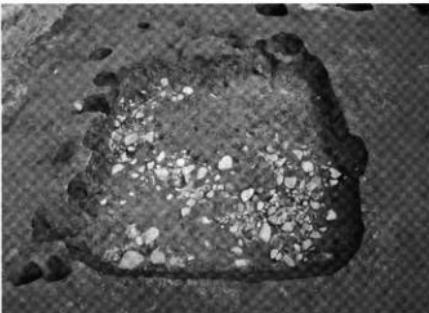
3 3号竪穴支脚石



4 3号竪穴完掘状況



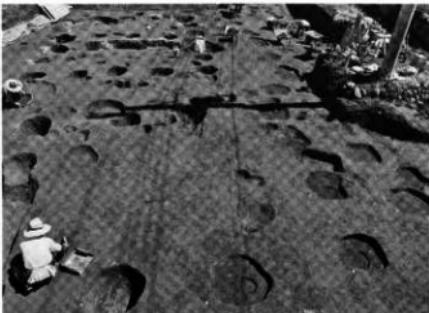
5 3号竪穴遺物「塙毛」



6 3号竪穴掘り方



7 1号竪柱痕確認



8 2号竪柱痕確認



1 2号掘立柱穴半截状況(14号ピット)



2 3号掘立完掘状況



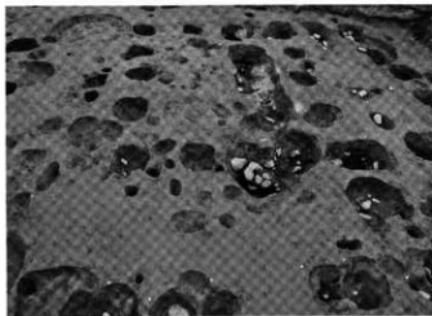
3 1・3号掘立付近調査風景



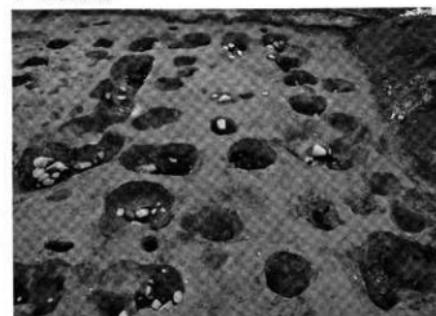
4 1～4号掘立完掘状況



5 見学会風景



6 1号掘立完掘状況

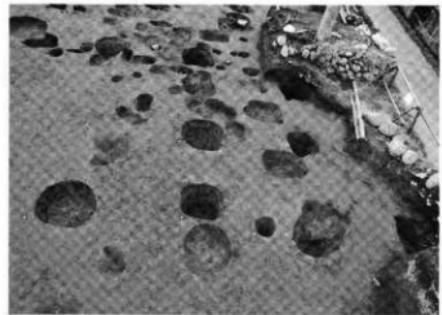


7 3号掘立完掘状況



8 2号掘立完掘状況

图版 12



1 4号探坑完掘状况



2 5号探坑完掘状况



3 2号集石上层



4 2号集石半截



5 2号集石下层



6 3号集石上层



7 3号集石下层



8 東区完掘状况



1 第1・3次調査区合成俯瞰



2 第2・3次調査区合成俯瞰

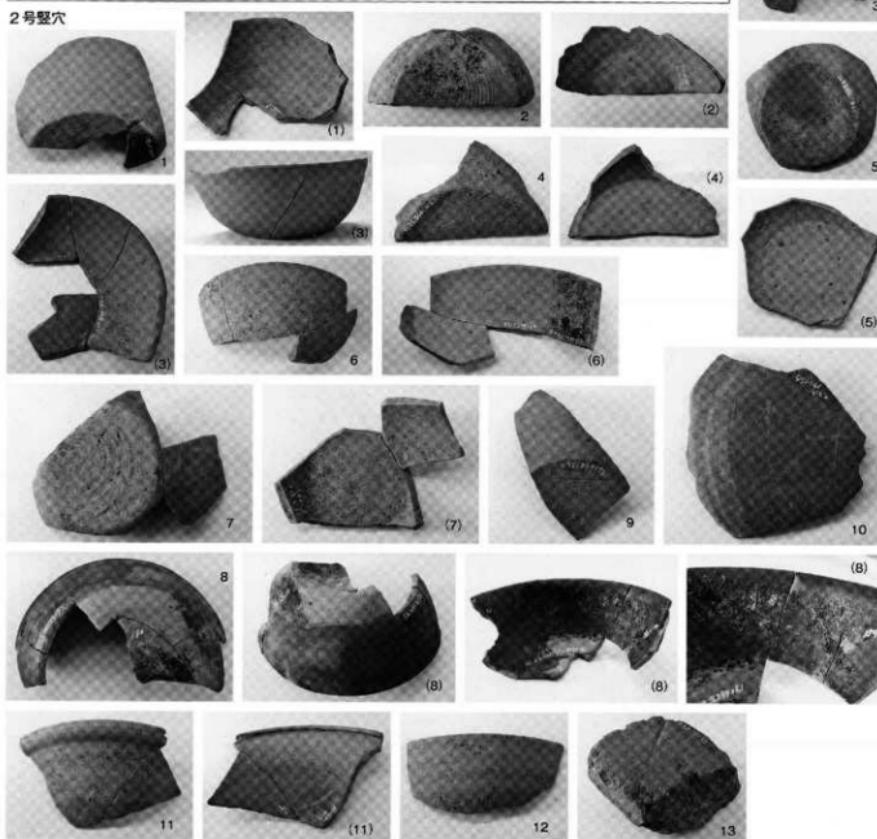


3 1~4号据立完振状況

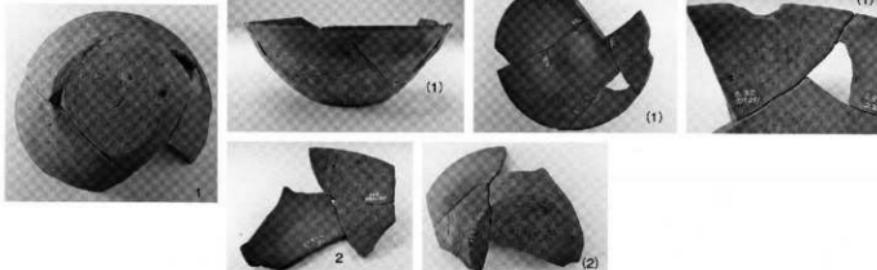
圖版 14  
1号竪穴

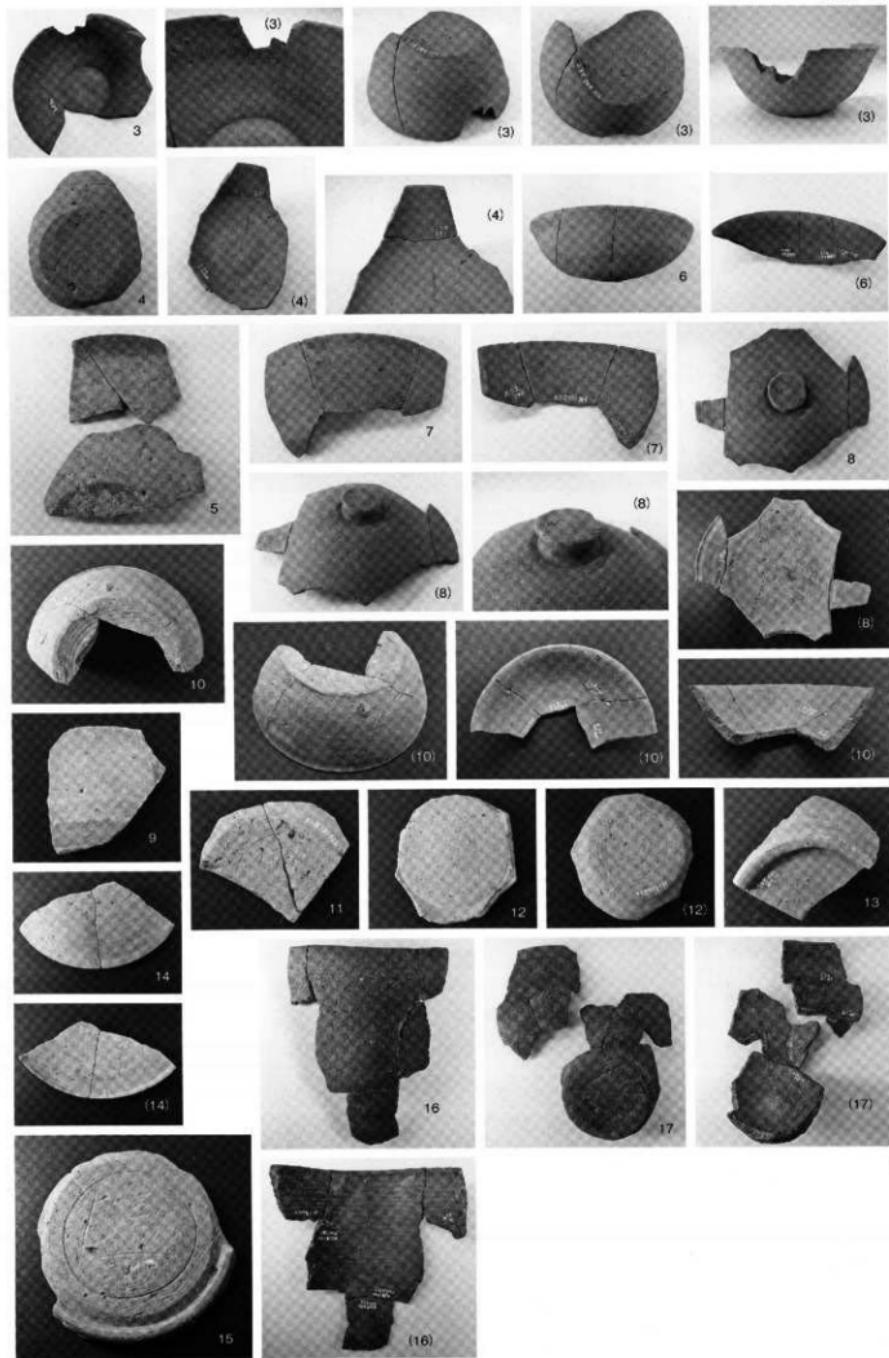


2号竪穴

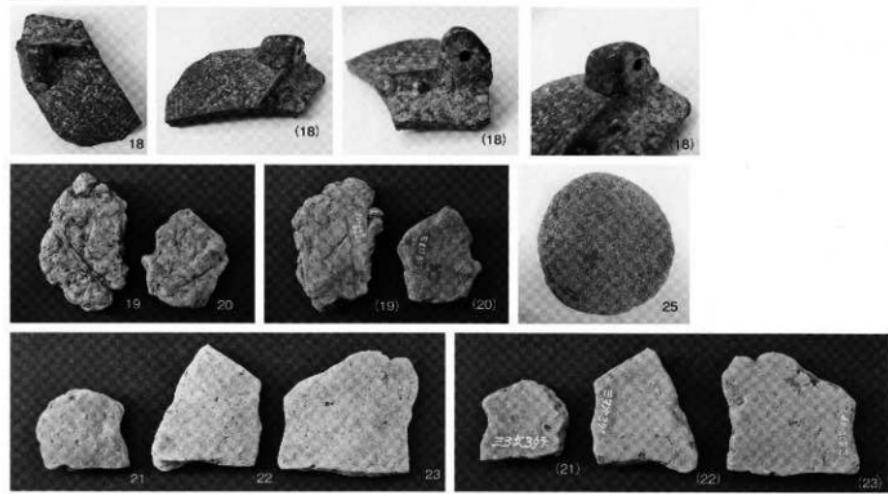


3号竪穴

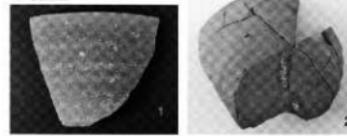




図版 16



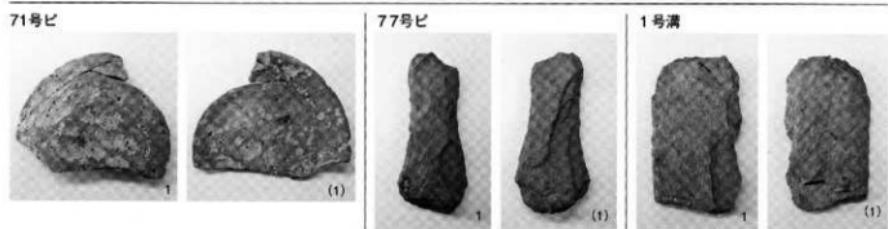
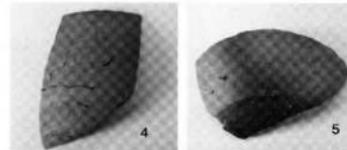
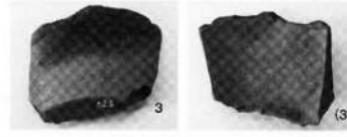
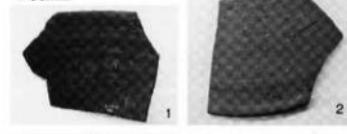
1号掘立



2号掘立



3号掘立



71号ビ

77号ビ



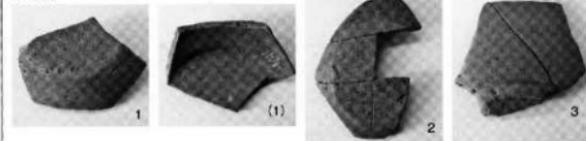
1号満

図版 17

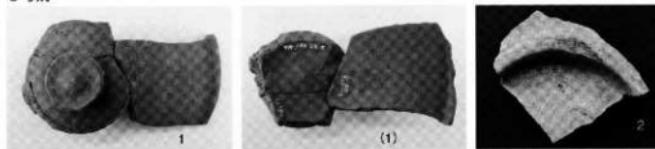
1号溝



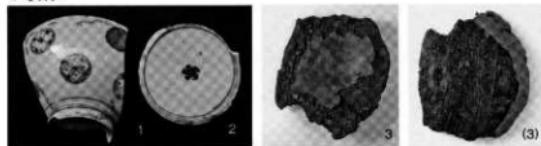
5号溝



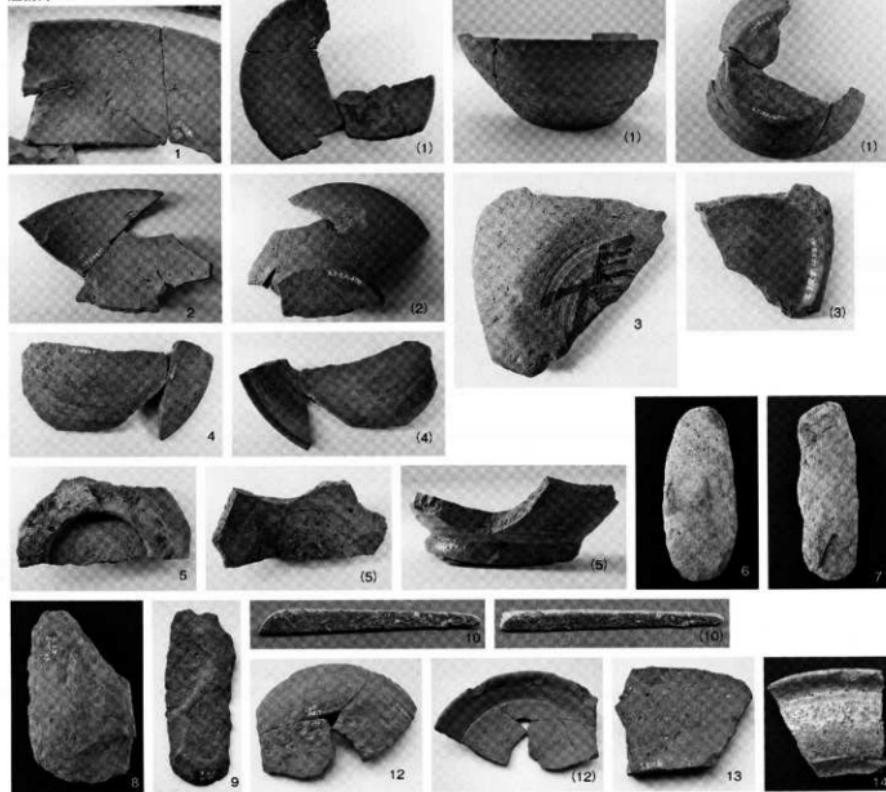
9号溝



1号井戸



遺構外



## 報 告 書 抄 錄

ふりがな	さんかしょいせき だいさんじょうさちてん						
書名	三ヶ所遺跡（第3次調査地点）						
副書名	市道小原東東後屋敷線改良に伴う発掘調査報告書						
卷次							
シリーズ名	山梨市文化財調査報告書						
シリーズ番号	第15集						
編著者名	櫛原功一・山岸常人・高橋 敦						
編集機関	財團法人 山梨文化財研究所						
所在地	〒406-0032 山梨県笛吹市石和町四日市場 1566 Tel. 055-263-6441						
発行年月日	西暦 2012年3月8日						

ふりがな 所取遺跡名	ふりがな 所 在 地	コード		北緯	東經	調査期間	調査面積 m <sup>2</sup>	調査原因
		市町村	遺跡番号	° ′ ″	° ′ ″			
さんかしょいせき (だいさんじ) 三ヶ所遺跡 (第3次)	やまなしけんやまな ししきんかしょ 山梨県山梨市三ヶ所 564-2 ほか	19205	107	35° 41' 30.0961"	138° 42' 31.7872"	2010年7月 5日～ 9月30日	1846m <sup>2</sup>	市道小原 東東後屋敷 改良に 伴う

所取遺跡名	種 別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
三ヶ所遺跡	集落・寺社	平安時代・ 中近世・現 代	屋外集石炉・堅穴 住居跡・掘立柱建 物跡・溝・井戸・ 配石・集石	上師器・須恵器・ 台石・焼成粘土塊・ 石器・焼塙土器片	刻書上器「塩毛」「奉カ」、墨書 土器「長」

要 約	県史跡速方屋敷跡周辺に中世に遡る溝が数条あり、屋敷周辺の地割、道路に関する溝と推測される。また井戸や配石など近世以降の遺構が多数重複する。国宝清白寺南側では平安時代の堅穴住居跡3軒のほか、掘立柱建物跡が5棟ある。掘立柱建物跡のうち3棟は人形で、うち2棟は東西3メートル南北4メートルの南面に1面庇をもつ南北に長い建物で、ほぼ同じ規模、構造であり、平行移動するように建替えが認められた。堂または社的な建物ではないかと思われる。刻書土器「塩毛」や焼塙土器の存在は供物としての器、塩の存在を意味するものであろう。
-----	---

山梨市文化財調査報告書 第15集

### 三ヶ所遺跡（第3次調査地点）

— 市道小原東東後屋敷線改良に伴う発掘調査報告書 —

平成24年(2012) 3月8日 発行

編 集 財團法人山梨文化財研究所

〒406-0032 山梨県笛吹市石和町四日市場 1566 Tel. 055-263-6441

発 行 山梨市・山梨市教育委員会・財團法人山梨文化財研究所

印 刷 櫛帝京サービス

